



発行 新潟県

第25号

令和3年3月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 12 新潟県財務規則の一部を改正する規則（財政課）
- 13 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則（行政改革課）
- 14 新潟県県税規則の一部を改正する規則（税務課）
- 15 新潟県職員職務発明規則の一部を改正する規則（管財課）
- 16 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境対策課）
- 17 新潟県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則（廃棄物対策課）
- 18 新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 19 コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）
- 20 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）
- 21 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（経営普及課）
- 22 新潟県動物用医薬品販売業に関する規則の一部を改正する規則（畜産課）
- 23 新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則（林政課）
- 24 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則（港湾振興課）
- 25 新潟県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾整備課）

訓 令

- 5 押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部を改正する訓令（行政改革課）

告 示

- 356 押印を求める手続の見直し等のための関係告示の一部を改正する規程（行政改革課）
- 357 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令及び新潟県国民健康保険法施行条例に規定する知事が定める数（国保・福祉指導課）
- 358 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（産業振興課）
- 359 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（産業振興課）
- 360 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 361 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 362 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 363 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 364 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 365 新潟県資源管理方針の一部を改正する告示（水産課）
- 366 漁業法第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針（水産課）
- 367 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する知事管理漁獲可能量（水産課）
- 368 保安林の指定解除予定（治山課）
- 369 換地処分（農地整備課）
- 370 換地処分（農地整備課）
- 371 換地処分（農地整備課）
- 372 換地処分（農地整備課）
- 373 基本測量の実施通知（監理課）

- 374 公共測量の終了通知 (監理課)
- 375 公共測量の終了通知 (監理課)
- 376 公共測量の終了通知 (監理課)
- 377 公共測量の終了通知 (監理課)
- 378 公共測量の終了通知 (監理課)
- 379 新潟県土地利用計画の変更 (用地・土地利用課)
- 380 道路の区域変更 (道路管理課)
- 381 道路の供用開始 (道路管理課)
- 382 道路の区域変更 (道路管理課)
- 383 道路の供用開始 (道路管理課)
- 384 道路の区域変更 (道路管理課)
- 385 海岸保全区域の変更 (河川管理課)
- 386 港湾施設の指定 (港湾整備課)
- 387 財務現金取扱員を置く課、その他の組織の指定の一部改正 (出納局管理課)
- 388 新潟県資金前渡取扱規程の一部改正 (出納局管理課)
- 389 新潟県物品等入札参加資格審査規程の一部改正 (出納局会計検査課)
- 390 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格審査規程の一部改正 (出納局会計検査課)

公 告

特定調達契約の落札者等 (財務課)

病院局管理規程

- 3 新潟県病院局企業職員の特勤勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)
- 4 新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)

企業局管理規程

- 7 新潟県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程 (企業局総務課)
- 8 新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程 (企業局総務課)
- 9 新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程 (企業局総務課)

議会規程

- 1 押印を求める手続の見直し等のための関係規程の一部を改正する規程 (議会事務局総務課)

議会訓令

- 1 新潟県議会事務局処務規程の一部改正 (議会事務局総務課)

選挙管理委員会規程

- 2 新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)
- 3 新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)
- 4 新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)
- 5 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)
- 6 新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)
- 7 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)
- 8 市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)
- 9 新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程を廃止する規程 (選挙管理委員会)

人事委員会規則

- 2-114 新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 2-115 新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 5-68 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1857 扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1858 住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1859 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1860 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)

- 6-1861 退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1862 職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 7-3 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 10-7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 11-17 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 11-18 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 12-94 職員団体の登録申請書等の様式を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 12-95 職員団体等の規約の認証申請書等の様式を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 12-96 職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会訓令

- 1 新潟県人事委員会事務局事務決裁規程の一部改正（人事委員会事務局総務課）

人事委員会告示

- 1 不利益処分についての審査請求の手続に必要な書面の様式の一部改正（人事委員会事務局総務課）
- 2 勤務条件に関する措置の要求の手続に必要な書面の様式を定める告示の一部改正（人事委員会事務局総務課）

監査委員訓令

- 1 新潟県監査委員事務局組織規程の一部改正（監査委員事務局）
- 2 新潟県監査委員事務局事務決裁規程の一部改正（監査委員事務局）

監査委員告示

- 1 新潟県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正（監査委員事務局）
- 2 新潟県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（監査委員事務局）

教育委員会規則

- 1 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 2 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

教育委員会訓令

- 1 新潟県教育委員会職員服務規程の一部改正（教育庁総務課）
- 2 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正（教育庁総務課）
- 3 新潟県立学校職員服務規程の一部改正（高等学校教育課）
- 4 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部改正（高等学校教育課）
- 5 新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正（高等学校教育課）

労働委員会告示

- 2 押印を求める手続の見直しのための関係告示の一部を改正する規程（労働委員会事務局総務課）

内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限（内水面漁場管理委員会）
- 2 外来魚の再放流禁止（内水面漁場管理委員会）
- 3 委員会指示の廃止（内水面漁場管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定（内水面漁場管理委員会）

公安委員会規則

- 5 新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（警察本部広報広聴課）
- 6 新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（警察本部広報広聴課）

警察本部告示

- 19 新潟県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正（警察本部広報広聴課）
- 20 新潟県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（警察本部広報広聴課）

正 誤

令和3年2月26日付け県報第16号告示第197号中（地域農政推進課）

平成18年3月30日付け県報号外3号病院局管理規程第9号中（病院局総務課）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第12号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(予算の執行等に関する知事の権限の専決)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 知事は、支出負担行為をする権限を、別表第4に掲げる区分に従い、それぞれ<u>部局長</u>、課長又は課長補佐に専決させる。</p> <p>3 知事は、長期継続契約を締結する権限を、別表第4に掲げる区分に従い、それぞれ<u>部局長</u>、課長又は課長補佐に専決させる。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(精算の確認)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>交際費、新潟学園に入所する児童に係る経費</u>、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、日本放送協会に対し支払う受信料、高速自動車国道の通行に係る料金（以下「<u>高速道路通行料金</u>」という。）並びに女性福祉相談所又はあかしや寮において支払う扶助費に係るもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(資金前渡の範囲)</p> <p>第131条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(予算の執行等に関する知事の権限の専決)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 知事は、支出負担行為をする権限を、別表第4に掲げる区分に従い、それぞれ<u>副知事、部局長</u>、課長又は課長補佐に専決させる。</p> <p>3 知事は、長期継続契約を締結する権限を、別表第4に掲げる区分に従い、それぞれ<u>副知事、部局長</u>、課長又は課長補佐に専決させる。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(精算の確認)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交際費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、日本放送協会に対し支払う受信料、高速自動車国道の通行に係る料金（以下「<u>高速道路通行料金</u>」という。）並びに女性福祉相談所又はあかしや寮において支払う扶助費に係るもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(資金前渡の範囲)</p> <p>第131条 (略)</p>

2 施行令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によつて支払うことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 新潟学園に入所する児童に係る経費

(6) (略)

(7) (略)

(資金前渡の限度額)

第132条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。

(1)～(4) (略)

(5) 新潟学園に入所する児童に係る経費 1月分の予定額として需用費、役務費及び扶助費の合計3万円

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

2 (略)

(会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ)

第193条 (略)

2～5 (略)

6 前各項の規定は、財務現金取扱員（出納局に所属する者に限る。）及び資金前渡職員（交際費、新潟学園に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた者を除く。）が交替したときには、適用しない。

(財務現金取扱員等が設備する帳簿)

第219条 財務現金取扱員、交際費、新潟学園に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた資金前渡職員、歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者及び支出事務の委託を受けた者は、現金出納簿を設備し、現金の出納を記帳整理しなければならない。ただし、出納局に所属する財務現金取扱員にあつては、この限りでない。

2 施行令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によつて支払うことができる。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(資金前渡の限度額)

第132条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

2 (略)

(会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ)

第193条 (略)

2～5 (略)

6 前各項の規定は、財務現金取扱員（出納局に所属する者に限る。）及び資金前渡職員（交際費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた者を除く。）が交替したときには、適用しない。

(財務現金取扱員等が設備する帳簿)

第219条 財務現金取扱員、交際費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた資金前渡職員、歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者及び支出事務の委託を受けた者は、現金出納簿を設備し、現金の出納を記帳整理しなければならない。ただし、出納局に所属する財務現金取扱員にあつては、この限りでない。

(補助金等の額の確定の特例)

第224条 知事が決定した負担金、補助金及び交付金に係る額の確定（増額して確定する場合を除く。）は、所掌する部局長に専決させる。

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
1 (略)	(略)				(略)
2 給料	全額				全額
3 (略)	(略)				(略)
4 (略)	(略)				(略)
5 (略)	(略)				(略)
(略)					
11 委託料	全額	(略)	(略)	(略)	
工事請負費に 進ずる 委託料	5億 円未 満	(略)	(略)	(略)	
建設工 事に関 する委 託料 (略)	全額 (略)	(略)	(略)	(略)	
(略)					
13 工事請負 費	5億 円未 満	(略)	(略)	(略)	
(略)					
15 備品購入 費 (略)	7,000 万円 未満 (略)	(略)	(略)	(略)	
16 負担金、 補助及び交 付金 補助金 (子ど も・子 育て抛 出金に	(略) 全額	(略)	(略)	(略)	

(補助金等の額の確定の特例)

第224条 知事が決定し、又は副知事が専決した負担金、補助金及び交付金に係る額の確定（増額して確定する場合を除く。）は、所掌する部局長に専決させる。

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
1 (略)	(略)				(略)
2 (略)	(略)				(略)
3 (略)	(略)				(略)
4 (略)	(略)				(略)
5 削除					
(略)					
11 委託料	2,000 万円 未満	(略)	(略)	(略)	
工事請負費に 進ずる 委託料	4億 円未 満	(略)	(略)	(略)	
建設工 事に関 する委 託料 (略)	3,000 万円 未満 (略)	(略)	(略)	(略)	
(略)					
13 工事請負 費	4億 円未 満	(略)	(略)	(略)	
(略)					
15 備品購入 費 (略)	3,000 万円 未満 (略)	(略)	(略)	(略)	
16 負担金、 補助及び交 付金 補助金 (子ど も・子 育て抛 出金に	(略) 3,000 万円 未満	(略)	(略)	(略)	

係るものを除く。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
18 補償、補填及び賠償金 (略)	150万円以下(賠償金に係るものを除く。) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

費目	区分	委任		専決 次長
		委	任	
1 (略)		(略)		(略)
2 給料		全	額	全 額
3 (略)		(略)		(略)
4 (略)		(略)		(略)
5 (略)		(略)		(略)
(略)				

備考 (略)

別表第4 (第4条関係)

費目	専決区分	部局長	課長	課長 補佐
2 給料				(略)
3 職員手当等				(略)
4 共済費				(略)
5 災害補償費				(略)
6 恩給及び退職年金				(略)
7 削除				
8 報償費			(略)	(略)
9 旅費				(略)
10 交際費			(略)	
11 需用費 食糧費			(略)	(略)
12 役務費 広告料		100万円以上	(略)	(略)
13 委託料		1,000万円以	(略)	

係るものを除く。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
18 補償、補填及び賠償金 (略)	100万円未満(賠償金に係るものを除く。) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

費目	区分	委任		専決 次長
		委	任	
1 (略)		(略)		(略)
2 (略)		(略)		(略)
3 (略)		(略)		(略)
4 (略)		(略)		(略)
5 削除				
(略)				

備考 (略)

別表第4 (第4条関係)

費目	専決区分	副知事	部局長	課長	課長 補佐
2 給料					(略)
3 職員手当等					(略)
4 共済費					(略)
5 災害補償費					(略)
6 恩給及び退職年金					(略)
7 削除					
8 報償費				(略)	(略)
9 旅費					(略)
10 交際費				(略)	
11 需用費 食糧費				(略)	(略)
12 役務費 広告料			100万円以上	(略)	(略)
13 委託料		2,000	1,000	(略)	

	上								
工事請負費に 準ずる委託料	3億円以上 5億円未満	(略)		工事請負費に 準ずる委託料	4億 円以上 5億 円未 満	万円 以上	万円 以上 2,000 万円 未 満	3億 円以 上4 億円 未 満	(略)
建設工事に 関する委託料	2,000万円以 上	(略)		建設工事に 関する委託料	3,000 万円 以上		2,000 万円 以上 3,000 万円 未 満	(略)	
(略)		(略)		(略)				(略)	
14 使用料及び賃借 料		(略)	(略)	14 使用料及び賃借 料				(略)	(略)
15 工事請負費	3億円以上 5億円未満	(略)		15 工事請負費	4億 円以 上5 億円 未 満		3億 円以 上4 億円 未 満	(略)	
16 原材料費		(略)		16 原材料費				(略)	
17 公有財産購入費	7,000万円未 満			17 公有財産購入費	3,000 万円 以上 7,000 万円 未 満		3,000 万円 未 満		
18 備品購入費	500万円以上 7,000万円未 満	(略)		18 備品購入費	3,000 万円 以上 7,000 万円 未 満		500万 円以 上 3,000 万円 未 満	(略)	
(略)		(略)		(略)				(略)	
19 負担金、補助及 び交付金	1,000万円以 上	(略)		19 負担金、補助及 び交付金			1,000 万円 以上	(略)	
				補助金(法令 又は条例の規 定により交付 基準が定めら れているもの (医療に關す るものに限 る。)及び子ど も・子育て拠	3,000 万円 以上 5,000 万円 未 満		1,000 万円 以上 3,000 万円 未 満	<u>1,000</u> <u>万円</u> <u>未</u> <u>満</u>	

(略)		(略)	(略)
20 扶助費		(略)	
21 貸付金	1,000万円以上	(略)	
(略)		(略)	
22 補償、補填及び賠償金	150万円以下 (課長に専決させるものを除く。)	(略)	
(略)		(略)	
23 償還金、利子及び割引料		(略)	
24 削除			
25 積立金	1,000万円以上	(略)	
26 寄附金	100万円未満		
27 公課費			(略)
28 繰出金	全額		

備考

- 1～4 (略)
- 5 支出負担行為の金額を変更する場合には、変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、それ以外のときは変更前の額についてそれぞれこの表を適用する。ただし、知事の決定を経た事件に係る支出負担行為の変更であって、変更の額が変更前の額の2割を超えないものについては部局長に専決させるものとし、この表を適用しない。

出金に係るものを除く。)			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
20 扶助費			(略)	
21 貸付金	3,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	(略)	
(略)			(略)	
22 補償、補填及び賠償金	100万円以上200万円未満	100万円未満 (課長に専決させるものを除く。)	(略)	
(略)			(略)	
23 償還金、利子及び割引料			(略)	
24 削除				
25 積立金	5,000万円以上 1億円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	(略)	
26 寄附金	10万円以上100万円未満	10万円未満		
27 公課費				(略)
28 繰出金		全額		

備考

- 1～4 (略)
- 5 支出負担行為の金額を変更する場合には、変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、それ以外のときは変更前の額についてそれぞれこの表を適用する。ただし、知事の決定を経た事件及び副知事に専決させた事件に係る支出負担行為の変更であって、変更の額が変更前の額の2割を超えないものについては部局長に専決させるものとし、この表を適用しない。

<p style="text-align: center;">6～9 (略)</p> <p>別表第7 (第21条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">合議又は協議を要する事項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">合議又は協議の相手方</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 予算の執行に係のある規則、要綱等の制定若しくは改廃又は告示をすること。</td> <td style="text-align: center;">財政課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別記 (第78条関係) 建設工事請負基準約款 (工程表及び<u>請負代金内訳書</u>)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 発注者は、工事の内容に照らし必要があると認めるときは、受注者に対して、契約締結の日から起算して7日以内に設計図書に基づき、工事に関する<u>請負代金内訳書</u> (以下「<u>内訳書</u>という。’)の提出を求めることができる。</p> <p><u>4 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p><u>5 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p>	合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方	(略)		4 予算の執行に係のある規則、要綱等の制定若しくは改廃又は告示をすること。	財政課長	(略)		<p style="text-align: center;">6～9 (略)</p> <p>別表第7 (第21条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">合議又は協議を要する事項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">合議又は協議の相手方</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 予算の執行に係のある規則、要綱等の制定若しくは改廃又は告示をすること。</td> <td style="text-align: center;">総務管理部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別記 (第78条関係) 建設工事請負基準約款 (工程表及び<u>工事費内訳書</u>)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 発注者は、工事の内容に照らし必要があると認めるときは、受注者に対して、契約締結の日から起算して7日以内に設計図書に基づき、工事に関する<u>工事費内訳書</u>の提出を求めることができる。</p>	合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方	(略)		4 予算の執行に係のある規則、要綱等の制定若しくは改廃又は告示をすること。	総務管理部長	(略)	
合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方																
(略)																	
4 予算の執行に係のある規則、要綱等の制定若しくは改廃又は告示をすること。	財政課長																
(略)																	
合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方																
(略)																	
4 予算の執行に係のある規則、要綱等の制定若しくは改廃又は告示をすること。	総務管理部長																
(略)																	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和3年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる課の令和2年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理するものとする。

県民生活・環境部震災復興支援課 福祉保健部福祉保健課 // 医務薬事課 // 基幹病院整備室 // 健康対策課 産業労働部創業・経営支援課 // 産業振興課 // 商業・地場産業振興課	県民生活・環境部県民生活課 福祉保健部福祉保健総務課 // 地域医療政策課 // // // 感染症対策・薬務課 // 地域医療政策課 // 感染症対策・薬務課 // 健康づくり支援課 産業労働部地域産業振興課 // 創業・イノベーション推進課 // 地域産業振興課
---	---

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第13号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則

(水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行細則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「㊟」を削る。

- (1) 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行細則（昭和24年新潟県規則第95号）別記第1号様式から別記第7号様式まで
- (2) 新潟県森林病害虫等防除法施行細則（昭和25年新潟県規則第50号）別記様式
- (3) 新潟県狂犬病予防法施行細則（昭和25年新潟県規則第98号）別記様式
- (4) 新潟県家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年新潟県規則第78号）別記第1号様式から別記第5号様式まで
- (5) 新潟県農業総合研究所畜産研究センター種鶏、種雛、種卵^{びな}払下規則（昭和27年新潟県規則第69号）別記様式
- (6) 新潟県農業共済組合検査規則（昭和27年新潟県規則第85号）別記様式
- (7) 新潟県と畜場法施行細則（昭和28年新潟県規則第106号）別記第1号様式から別記第8号様式まで
- (8) 新潟県民生委員法施行細則（昭和30年新潟県規則第69号）別記第1号様式及び別記第2号様式
- (9) みつばちの腐そ病のまん延防止規則（昭和31年新潟県規則第21号）別記第1号様式
- (10) 新潟県恩給給与細則（昭和32年新潟県規則第54号）別紙第1号様式、別紙第5号様式、別紙第6号様式及び別紙第8号様式
- (11) 新潟県漁港管理条例施行規則（昭和33年新潟県規則第30号）別記第4号様式から別記第19号様式まで
- (12) 新潟県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和33年新潟県規則第45号）別記第3号様式から別記第8号様式まで、別記第10号様式及び別記第12号様式
- (13) 新潟県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年新潟県規則第15号）別記第1号様式及び別記第2号様式
- (14) 新潟県港湾管理条例施行規則（昭和38年新潟県規則第18号）別記第3号様式、別記第3号様式の2、別記第5号様式の3、別記第5号様式の4、別記第8号様式、別記第8号様式の2、別記第11号様式の2及び別記第15号様式
- (15) 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する規則（昭和38年新潟県規則第34号）別記第1号様式から別記第5号様式の2まで、別記第8号様式及び別記第9号様式
- (16) 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則（昭和38年新潟県規則第75号）別記様式
- (17) 新潟県障害者リハビリテーションセンター規則（昭和39年新潟県規則第32号）別記第1号様式（その1）から別記第2号様式まで
- (18) 新潟県視覚障害者情報センター規則（昭和39年新潟県規則第33号）別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式
- (19) 新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例施行規則（昭和40年新潟県規則第36号）別記第1号様式及び別記第2号様式
- (20) 新潟県民会館条例施行規則（昭和42年新潟県規則第60号）別記第4号様式
- (21) 新潟県建設業法施行細則（昭和44年新潟県規則第77号）別記様式
- (22) 新潟県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和45年新潟県規則第8号）別記第2号様式から別記第4号様式まで及び別記第5号様式の2から別記第8号様式まで
- (23) 新潟県風致地区条例施行規則（昭和45年新潟県規則第51号）別記第1号様式、別記第8号様式及び別記第10号様式から別記第13号様式まで
- (24) 新潟県都市計画法施行細則（昭和45年新潟県規則第50号）別記第1号様式から別記第6号様式の3まで
- (25) 新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）別記第2号様式及び別記第5号様式
- (26) 新潟県農地災害応急ポンプ貸付規則（昭和46年新潟県規則第27号）別記第1号様式から別記第5号様式まで
- (27) コロニーにいがた白岩の里管理規則（昭和46年新潟県規則第68号）別記第1号様式及び別記第2号様式
- (28) 新潟県空港条例施行規則（昭和46年新潟県規則第89号）別記第1号様式から別記第8号様式まで
- (29) 新潟県漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則（昭和48年新潟県規則第37号）別記第1号様式

- から別記第3号様式まで
- (30) 新潟県地すべり等防止法施行細則（昭和51年新潟県規則第32号）別記第1号様式から別記第6号様式まで、別記第8号様式及び別記第9号様式
 - (31) 新潟県大麻取締法施行細則（昭和52年新潟県規則第19号）別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第5号様式から別記第14号様式まで
 - (32) 新潟県覚醒剤取締法施行細則（昭和52年新潟県規則第20号）別記第1号様式から別記第15号様式まで
 - (33) 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭和53年新潟県規則第12号）別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式
 - (34) 新潟県公害健康被害の補償等に関する法律施行細則（昭和54年新潟県規則第1号）別記第1号様式から別記第6号様式まで
 - (35) 新潟県職員職務育成品種取扱規則（昭和56年新潟県規則第1号）別記第1号様式及び別記第2号様式
 - (36) 新潟県宅地建物取引業法施行細則（昭和56年新潟県規則第3号）別記第2号様式、別記第4号様式、別記第5号様式及び別記第8号様式から別記第14号様式まで
 - (37) 新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和56年新潟県規則第77号）別記第2号様式から別記第6号様式まで
 - (38) 新潟県立自然科学館条例施行規則（昭和56年新潟県規則第90号）別記第2号様式
 - (39) 新潟県高圧ガス保安法施行細則（昭和57年新潟県規則第48号）別記第1号様式から別記第7号様式まで
 - (40) 新潟県あけぼの園管理規則（昭和59年新潟県規則第9号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
 - (41) 新潟県化粧製場等に関する法律施行細則（昭和59年新潟県規則第90号）別記第1号様式から別記第9号様式まで
 - (42) 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年新潟県規則第73号）別記第1号様式、別記第2号様式、別記第5号様式、別記第7号様式、別記第11号様式及び別記第13号様式
 - (43) 新潟県柏崎原子力広報センター条例施行規則（昭和61年新潟県規則第26号）別記様式
 - (44) 新潟県特別障害者手当等の支給に関する規則（昭和61年新潟県規則第20号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
 - (45) 新潟県私立学校等が知事に提出する書類の様式等を定める規則（昭和63年新潟県規則第7号）別記第1号様式から別記第22号様式まで、別記第24号様式から別記第28号様式まで、別記第30号様式、別記第33号様式から別記第42号様式まで及び別記第48号様式
 - (46) 新潟県柏崎マリーナ条例施行規則（平成2年新潟県規則第52号）別記第1号様式から別記第4号様式まで、別記第12号様式、別記第14号様式及び別記第16号様式
 - (47) 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）別記第1号様式から別記第16号様式まで
 - (48) 新潟ふるさと村アピール館条例施行規則（平成3年新潟県規則第48号）別記様式
 - (49) 新潟県妙法育成牧場条例施行規則（平成5年新潟県規則第11号）別記様式
 - (50) 新潟県関岬キャンプ場規則（平成7年新潟県規則第20号）別記第2号様式
 - (51) 新潟県小規模水道条例施行規則（平成7年新潟県規則第67号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
 - (52) 新潟ユニゾンプラザ規則（平成8年新潟県規則第48号）別記第1号様式から別記第4号様式まで
 - (53) 新潟県障害者交流センター規則（平成9年新潟県規則第19号）別記第1号様式から別記第4号様式まで
 - (54) 新潟県聴覚障害者情報センター規則（平成9年新潟県規則第20号）別記様式
 - (55) 新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則（平成12年新潟県規則第89号）別記第1号様式から別記第8号様式まで
 - (56) 新潟県万代島駐車場規則（平成13年新潟県規則第66号）別記様式
 - (57) 新潟県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成13年新潟県規則第73号）別記第1号様式及び別記第2号様式
 - (58) 新潟県立環境と人間のふれあい館規則（平成13年新潟県規則第81号）別記第3号様式
 - (59) 新潟県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成13年新潟県規則第88号）別記第1号様式から別記第6号様式まで
 - (60) 新潟県歯科技工士法施行細則（平成13年新潟県規則第89号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
 - (61) 新潟県柔道整復師法施行細則（平成13年新潟県規則第90号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
 - (62) 新潟県健康づくり・スポーツ医学センター規則（平成14年新潟県規則第135号）別記第3号様式
 - (63) 新潟県コンベンションセンター等規則（平成14年新潟県規則第155号）別記第1号様式から別記第4号様式

式まで

- (64) 新潟県児童福祉施設規則（平成15年新潟県規則第41号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
- (65) 新潟県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年新潟県規則第16号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
- (66) 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則（平成16年新潟県規則第9号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
- (67) 新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則（平成17年新潟県規則第2号）別記第1号様式から別記第5号様式まで
- (68) 新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年新潟県規則第46号）別記第1号様式から別記第3号様式まで
- (69) 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年新潟県規則第2号）別記第1号様式及び別記第2号様式
- (70) 新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則（平成26年新潟県規則第40号）別記第1号様式及び別記第2号様式
- (71) 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年新潟県規則第16号）別記第1号様式及び別記第2号様式
- (72) 新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成29年新潟県規則第54号）別記様式
- (73) 新潟県立武道館規則（平成29年新潟県規則第55号）別記様式
- (74) 新潟県主要農作物種子条例施行規則（平成30年新潟県規則第21号）別記第1号様式から別記第3号様式まで、別記第5号様式及び別記第6号様式
- (75) 新潟県核燃料税条例施行規則（令和元年新潟県規則第30号）別記第1号様式及び別記第2号様式（新潟県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則等の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

- (1) 新潟県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和25年新潟県規則第66号）別記第1号様式及び別記第2号様式
- (2) 新潟県消防賞じゅつ金支給規則（昭和40年新潟県規則第55号）別記第1号様式
- (3) 新潟県流域下水道条例施行規則（昭和55年新潟県規則第60号）別記第1号様式及び別記第2号様式
- (4) 行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護取扱規則（昭和62年新潟県規則第28号）別記第2号様式から別記第4号様式まで
- (5) 知事が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県規則第49号）別記第2号様式
- (6) 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県規則第108号）別記第3号様式（新潟県建築士法施行細則の一部改正）

第3条 新潟県建築士法施行細則（昭和26年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「(署名)」を削る。

別記第1号様式の3中「㊦」を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 書換え前の免許証又は免許証明書を添付すること。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 汚損した場合は、その免許証又は免許証明書を添付すること。

別記第5号様式中「㊦」を削り、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第6号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第10号様式（その1）の注意事項中2及び3を削り、4を2とし、5を3とし、6を4とする。

別記第10号様式（その2）の注意事項中2及び3を削り、4を2とし、5を3とし、6を4とする。

別記第12号様式中「㊦」及び「係員印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は記入しないこと。

別記第13号様式中「㊦」及び「係員印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は記入しないこと。

（新潟県家畜改良増殖法施行細則の一部改正）

第4条 新潟県家畜改良増殖法施行細則（昭和26年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

(新潟県母体保護法施行細則の一部改正)

第5条 新潟県母体保護法施行細則(昭和28年新潟県規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第2号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第3号様式中「㊤」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 他の都道府県から住所を変更した場合は、指定証の写しを添付すること。

別記第4号様式中「㊤」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 損傷した場合は、その指定証又は標識を添付すること。

別記第5号様式中「㊤」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 指定証及び標識を添付できない場合は、その理由を記載した書面を添付すること。

別記第6号様式中「㊤」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 指定証及び標識を添付できない場合は、その理由を記載した書面を添付すること。

(新潟県母子家庭児童等の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県母子家庭児童等の身元保証に関する条例施行規則(昭和30年新潟県規則第89号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の(表)中「㊤」を削る。

別記第3号様式及び別記第6号様式中「㊤」を削る。

別記第7号様式中「㊤」を削る。

別記第8号様式中「㊤」を削る。

(新潟県家畜取引法施行細則の一部改正)

第7条 新潟県家畜取引法施行細則(昭和31年新潟県規則第78号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

別記第2号様式中「㊤」を削る。

別記第3号様式中「㊤」を削る。

(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第16号様式の2までの規定中「㊤」を削る。

別記第17号様式中「氏名㊤」を「氏名」に改める。

別記第18号様式中「㊤」を削る。

別記第20号様式中「補償を受ける者氏名㊤」を「補償を受ける者氏名」に改める。

別記第20号様式の2から別記第27号様式まで、別記第36号様式から別記第42号様式までの規定中「㊤」を削る。

別記第43号様式中「^{ふり}氏^{がな}名㊤」を「^{ふり}氏^{がな}名」に改める。

別記第49号様式から別記第52号様式まで及び別記第55号様式から別記第61号様式までの規定中「㊤」を削る。

(新潟県県税規則の一部改正)

第9条 新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の4、別記第4号様式の2の(表)、別記第13号様式、別記第14号様式、別記第16号様式、別記第24号様式及び別記第32号様式中「㊤」を削る。

別記第39号様式の3の2中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改める。

別記第39号様式の3の3及び別記第39号様式の3の4中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改め、「㊤」を削る。

別記第45号様式、別記第45号様式の2、別記第45号様式の4、別記第45号様式の6、別記第46号様式、別記第48号様式から別記第49号様式まで、別記第50号様式の3から別記第50号様式の4まで、別記第54号様式及び別記第55号様式中「㊤」を削る。

別記第56号様式、別記第59号様式、別記第60号様式、別記第61号様式、別記第63号様式及び別記第64号様式中「㊤」を削る。

別記第68号様式中「㊤」を削る。

別記第70号様式中「㊤」を削り、「関与税理士氏名印」を「関与税理士氏名」に改め、「㊤」を削る。

別記第73号様式の(表)中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改め、「㊟」を削り、「関与税理士氏名印」を「関与税理士氏名」に改める。

別記第74号様式中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、「
印」を「
」に、「関与税理士氏名印」を「関与税理士氏名」に改め、「㊟」を削る。

別記第75号様式の(表)中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改め、「㊟」を削り、「関与税理士氏名印」を「関与税理士氏名」に改め、「㊟」を削り、同様式の(裏)の記載上の注意点3中「記載し、並びに押印して」を「記載して」に改める。

別記第76号様式、別記第76号様式の6、別記第77号様式、別記第77号様式の3から別記第80号様式まで、別記第81号様式の2の2から別記第81号様式の3まで及び別記第81号様式の5から別記第81号様式の7までの規定中「㊟」を削る。

別記第83号様式中「(申請者)住所
氏名
㊟」を

「(申請者)住所
氏名
」に改める。

別記第85号様式、別記第86号様式及び別記第89号様式から別記第99号までの規定中「㊟」を削る。

別記第100号様式中「名称印」を「名称」に、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改める。

別記第101号様式から別記第103号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第105号様式中「受領印」を「受領者」に改め、「㊟」を削る。

別記第106号様式中「受領印 . . .」を「受領者 . . .」に改め、「㊟」を削る。

別記第107号様式中「㊟」を削り、「取扱者印」を「取扱者」に、「立会人印」を「立会人」に改める。

別記第108号様式から別記第112号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第113号様式中「受領印」を「受領者」に改め、「㊟」を削る。

別記第114号様式から別記第126号様式までの規定中「㊟」を削る。

(新潟県災害救助法施行細則の一部改正)

第10条 新潟県災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第7条中「署名及び押印して」を「署名して」に改める。

別記第1号様式の1から別記第3号様式まで、別記第5号様式から別記第8号様式まで及び別記第10号様式から別記第12号様式までの規定中「㊟」を削る。

(新潟県養鶏振興法施行細則の一部改正)

第11条 新潟県養鶏振興法施行細則(昭和35年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の1中「㊟」を削り、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第1号様式の2中「㊟」を削り、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第12条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

第7条中「住所」の次に「、氏名」を加え、「記載し、署名押印した」を「記載した」に改める。

別記第1号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第8号様式から別記第10号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第11号様式中「㊟」を削り、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「㊟」を削る。

(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第13条 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和36年新潟県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

別記第3号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

別記第6号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

別記第7号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

別記第8号様式及び別記第12号様式中「㊟」を削る。

別記第13号様式中「㊟」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 「本籍」欄は、都道府県名(外国人の場合は、国籍)のみを記載すること。

(新潟県養蜂振興法施行細則の一部改正)

第14条 新潟県養蜂振興法施行細則(昭和39年新潟県規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第5号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

(県及び他の地方公共団体の職員の派遣に関する規則の一部改正)

第15条 県及び他の地方公共団体の職員の派遣に関する規則(昭和40年新潟県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「 」を「団体名及び代表者氏名」に改める。

(新潟県営住宅条例施行規則の一部改正)

第16条 新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)の一部を次のように改正する。

別記第18号様式の注中3を削り、4を3とする。

(新潟県毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第17条 新潟県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和40年新潟県規則第45号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の2中「㊦」を削り、同様式の注3を削る。

別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式の注4を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第5号様式、別記第6号様式、別記第8号様式、別記第9号様式及び別記第11号様式から別記第13号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則の一部改正)

第18条 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則(昭和43年新潟県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式中「 」を削る。

(新潟県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第19条 新潟県立自然公園条例施行規則(昭和44年新潟県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(1)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式(2)中「㊦」を削り、同様式の備考5を削る。

別記第1号様式(3)中「㊦」を削り、同様式の備考5を削る。

別記第1号様式(4)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式(5)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式(6)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式(7)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式(8)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式(9)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式(10)中「㊦」を削り、同様式の備考5を削る。

別記第1号様式(11)中「㊦」を削り、同様式の備考5を削る。

別記第1号様式(12)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式(13)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式(14)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式の2(1)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式の2(2)中「㊦」を削り、同様式の備考5を削る。

別記第1号様式の2(3)中「㊦」を削り、同様式の備考5を削る。

別記第1号様式の2(4)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式の2(5)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式の2(6)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式の2(7)中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第1号様式の2(8)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の2(9)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の2(10)中「㊤」を削り、同様式の備考5を削る。
別記第1号様式の2(11)中「㊤」を削り、同様式の備考5を削る。
別記第1号様式の2(12)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の2(13)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の2(14)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の3中「㊤」を削り、同様式の備考3を削る。
別記第1号様式の4(1)中「㊤」を削り、同様式の備考5を削る。
別記第1号様式の4(2)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の5(1)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の5(2)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の5(3)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の5(4)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の5(5)中「㊤」を削り、同様式の備考5を削る。
別記第1号様式の5(6)中「㊤」を削り、同様式の備考4を削る。
別記第1号様式の6中「㊤」を削り、同様式の備考を削る。

(新潟県訓練手当支給規則の一部改正)

第20条 新潟県訓練手当支給規則(昭和44年新潟県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊤」を削る。

別記第3号様式中「申請者 氏名 ㊤」を「申請者 氏名 _____」に改める。

(新潟県都市計画公聴会規則の一部改正)

第21条 新潟県都市計画公聴会規則(昭和44年新潟県規則第75号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第22条 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和45年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

別記第1号様式から別記第14号様式まで及び別記第15号様式の2から別記第17号様式までの規定中「㊤」を削る。

(新潟県道路占用規則の一部改正)

第23条 新潟県道路占用規則(昭和45年新潟県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「㊤」を削る。

別記第10号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第12号様式中「㊤」を削る。

(新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第24条 新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年新潟県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 口数追加のみの申込みの場合には、3の書類だけを添付してください。

別記第2号様式中「㊤」を削る。

別記第7号様式中「㊤」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとする。

別記第7号様式の2中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第8号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第14号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第17号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第19号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第20号様式中「㊤」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 口数の減少の場合にあつては、2の書類だけを添付してください。

別記第21号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第22号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第23号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第24号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第25号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第26号様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 「年金管理者の有無」欄は、年金受給権者又は年金管理者が記入することができない場合は、市町村等で記入して差し支えありません。

(新潟県公害紛争処理条例施行規則の一部改正)

第25条 新潟県公害紛争処理条例施行規則（昭和45年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削る。

(新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第26条 新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第10号様式まで及び別記第16号様式から別記第22号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第23号様式及び別記第24号様式中「㊦」及び「㊦」を削る。

別記第25号様式、別記第27号様式から別記第29号様式まで及び別記第31号様式から別記第33号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第27条 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中 「法人にあつては、その名称及び代表者の氏名」印を 「法人にあつては、その名称及び代表者の氏名」に改め、同様

式の備考4を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、

同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

別記第4号様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、

同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

別記第5号様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、

同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

別記第7号様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、

同様式の備考4を削る。

別記第8号様式中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

別記第9号様式の2中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

別記第9号様式の3中「㊦」を削り、同様式の備考3を削る。

別記第9号様式の4中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

別記第9号様式の5中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

別記第9号様式の6中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

別記第9号様式の7中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

別記第9号様式の8中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

別記第9号様式の9中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

別記第9号様式の11中「㊤」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第10号様式中	「氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名	印	を	「氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名	に改め、
-----------	---------------------------------------	---	---	---------------------------------------	------

同様式の備考4を削る。

別記第11号様式中	「氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名	印	を	「氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名	に改め、
-----------	---------------------------------------	---	---	---------------------------------------	------

同様式の備考4を削る。

別記第12号様式中	「氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名	印	を	「氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名	に改め、
-----------	---------------------------------------	---	---	---------------------------------------	------

同様式の備考3を削る。

(新潟県立職業能力開発校規則の一部改正)

第28条 新潟県立職業能力開発校規則(昭和47年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記4号様式中「㊤」を削る。

別記第7号様式中「㊤」を削り、同様式の注中「及び押印」を削る。

別記第8号様式中「㊤」を削り、同様式の注中「及び押印」を削る。

(社団法人新潟県農林公社事業資金貸付規則等の一部改正)

第29条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

(1) 社団法人新潟県農林公社事業資金貸付規則(昭和47年新潟県規則第81号)別記第1号様式及び別記第3号様式

(2) 新潟県松の伐採木等の移入届出に関する条例施行規則(昭和57年新潟県規則第84号)別記第1号様式及び別記第2号様式

(新潟県道路工事承認規則の一部改正)

第30条 新潟県道路工事承認規則(昭和48年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第3号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

別記第4号様式中「㊤」を削る。

別記第7号様式中「㊤」を削り、同様式の注を削る。

(新潟県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第31条 新潟県公有財産事務取扱規則(昭和48年新潟県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

別記第2号様式中「㊤」を削る。

別記第3号様式及び別記第5号様式から別記第13号様式までの規定中「㊤」を削る。

(新潟県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第32条 新潟県自然環境保全条例施行規則(昭和49年新潟県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

別記第1号様式(1)中「㊤」を削り、同様式の(注)3を削る。

別記第1号様式(2)中「㊤」を削り、同様式の(注)4を削る。

別記第1号様式(3)中「㊤」を削り、同様式の(注)3を削る。

別記第1号様式(4)中「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第1号様式(5)中「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第1号様式(6)中「㊦」を削り、同様式の(注)4を削る。
別記第1号様式(7)中「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式の(注)を次のように改める。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

別記第3号様式中(1)「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第3号様式中(2)「㊦」を削り、同様式の(注)4を削る。
別記第3号様式中(3)「㊦」を削り、同様式の(注)4を削る。
別記第3号様式中(4)「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第3号様式中(5)「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第3号様式中(6)「㊦」を削り、同様式の(注)4を削る。
別記第3号様式中(7)「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第5号様式(1)中「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第5号様式(2)中「㊦」を削り、同様式の(注)4を削る。
別記第5号様式(3)中「㊦」を削り、同様式の(注)4を削る。
別記第5号様式(4)中「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第5号様式(5)中「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第7号様式(1)中「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第7号様式(2)中「㊦」を削り、同様式の(注)4を削る。
別記第7号様式(3)中「㊦」を削り、同様式の(注)4を削る。
別記第7号様式(4)中「㊦」を削り、同様式の(注)3を削る。
別記第8号様式中「㊦」を削り、同様式の注意事項第3号を削る。
別記第13号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部改正)

第33条 新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則(昭和49年新潟県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊦」を削る。
別記第3号様式及び別記第4号様式中「印」を削る。
別記第5号様式及び別記第6号様式中「㊦」を削る。

(新潟県土採取の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第34条 新潟県土採取の適正化に関する条例施行規則(昭和49年新潟県規則第52号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「届出者住所氏名 印」を「届出者住所氏名 名」に改める。

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第35条 消費生活協同組合法施行細則(昭和49年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式の3までの規定中「㊦」を削る。
別記第6号様式中「㊦」を削る。
別記第7号様式中「㊦」を削る。
別記第8号様式中「㊦」及び「㊦」を削る。

別記第9号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、同様式の記の3の表の㊦の欄を削る。

別記第10号様式中「㊦」を削る。

(新潟県旅館業法施行細則の一部改正)

第36条 新潟県旅館業法施行細則(昭和50年新潟県規則第72号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式の備考中「が記名押印する」を「の氏名を記載する」に改める。

(新潟県庁舎等管理規則の一部改正)

第37条 新潟県庁舎等管理規則(昭和52年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「承認印」を「承認」に改める。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

(新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第38条 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和52年新潟県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 動物が犬の場合には、「加害動物が犬の場合」欄を必ず記載すること。

別記第13号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第14号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第16号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第17号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第39条 新潟県青少年健全育成条例施行規則(昭和52年新潟県規則第48号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の(表)中「㊦」を削り、同様式の(裏)の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第12号様式の(表)中「㊦」を削り、同様式の(裏)の注中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとする。

(新潟県が管理する港湾に関する公聴会規則の一部改正)

第40条 新潟県が管理する港湾に関する公聴会規則(昭和53年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

別記様式中「㊦」を削る。

(新潟県生活保護法施行細則の一部改正)

第41条 新潟県生活保護法施行細則(昭和53年新潟県規則第35号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式から別記第5号様式(その4)までの規定中「㊦」を削る。

別記第5号様式(その5)中「氏名 ㊦」を「氏名 _____」

に、「指定医療機関の長又は開設者氏名 ㊦」を「指定医療機関の長又は開設者氏名 _____」に改める。

別記第5号様式(その6)から別記第7号様式の3までの規定中「㊦」を削る。

別記第8号様式中「㊦」を削る。

別記第8号様式の2中「担当医師(施術者) _____」を「担当医師(施術者) _____」に、「氏名 ㊦」を「氏名 _____」に、「担当医師 ㊦」を「担当医師 _____」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「㊦」を削る。

別記第13号様式(その1)及び別記第13号様式(その2)中「院(所)長の氏名 _____」を「院(所)長の氏名 _____」に、「(病院の場合) _____」を「(病院の場合) _____」に改める。

別記第14号様式中「㊦」を削る。

別記第16号様式の(表)中「及び届出の印鑑」を削り、同様式の(裏)中「

届出印	
-----	--

」を削り、同様式の(裏)の表の認印の欄を削る。

別記第17号様式中「受領印」を「記名欄」に改める。

別記第20号様式及び別記第21号様式中「㊦」を削る。

別記第26号様式(その3)の(表)中「㊦」を削る。

別記第29号様式中「㊦」を削る。

別記第30号様式中「㊦」を削る。

別記第31号様式中「㊦」を削る。

別記第32号様式及び別記第33号様式中「㊦」を削る。

別記第34号様式中「㊦」を削る。

別記第35号様式から別記第37号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第38号様式の(表)中「㊦」を削り、同様式の(裏)の記載要領7中「記入し、代表者印をなつ印して」を「記入して」に改める。

別記第39号様式の(表)中「㊦」を削り、同様式の(裏)の記載要領8中「記入し、代表者印をなつ印して」を「記入して」に改める。

別記第40号様式の(表)中「㊦」を削り、同様式の(裏)の記載要領6中「記入し、代表者印をなつ印して」を「記入して」に改める。

別記第41号様式の(表)中「㊦」を削り、同様式の(裏)の記載要領7中「記入し、代表者印をなつ印して」を「記入して」に改める。

別記第42号様式の(表)中「㊦」を削り、同様式の(裏)の記載要領6中「記入し、代表者印をなつ印して」を「記入して」に改める。

別記第43号様式(その1)から別記第49号様式まで、別記第51号様式及び別記第52号様式中「㊦」を削る。
(新潟県火薬類取締法施行細則の一部改正)

第42条 新潟県火薬類取締法施行細則(昭和54年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第2号様式の2中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第6号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第7号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 営業区分欄については、該当するものを○で囲むこと。

別記第8号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第9号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 許可の種別欄については、該当するものを○で囲むこと。

別記第10号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 許可の種別欄については、該当するものを○で囲むこと。

別記第11号様式中「㊦」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とする。

別記第12号様式中「㊦」を削り、「指揮監督した保安責任者氏名印」を「指揮監督した保安責任者氏名」に改め、「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 施設の名称及び棟数欄については、該当するものを○で囲むこと。

別記第13号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 試験方法欄については、該当するものを○で囲むこと。

別記第14号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第15号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 火薬庫の使用を休止した場合は、休止予定期間中における火薬類の貯蔵場所を備考欄に記載すること。

別記第16号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第17号様式(その1)中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 この様式は、製造した火薬類の集計の報告について使用するものであること。

別記第17号様式(その2)中「㊦」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とする。

別記第17号様式(その3)中「㊦」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第17号様式(その4)中「㊦」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第18号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第19号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第20号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 取得理由欄については、該当するものを○で囲むこと。

(新潟県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第43条 新潟県収入証紙条例施行規則(昭和57年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式から別記第5号様式まで及び別記第6号様式の2中「㊦」を削る。

別記第9号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第10号様式中「㊦」を削り、同様式の注3を削る。

別記第11号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第44条 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和58年新潟県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第6号様式から別記第8号様式まで及び別記第14号様式中「㊦」を削る。

別記第15号様式中「㊦」を削る。

別記第16号様式中「㊦」及び「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「㊦」を削る。

別記第21号様式から別記第23号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県興行場法施行細則の一部改正)

第45条 新潟県興行場法施行細則(昭和59年新潟県規則第89号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式の備考中「が記名押印する」を「の氏名を記載する」に改める。

(新潟県都市公園条例施行規則の一部改正)

第46条 新潟県都市公園条例施行規則(昭和61年新潟県規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第7号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第9号様式の3中「㊦」を削り、同様式の注中「が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる」を「の氏名は、自署により記載すること」に改める。

別記第13号様式から別記第20号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県老人福祉法施行細則の一部改正)

第47条 新潟県老人福祉法施行細則(平成5年新潟県規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第7号様式中「㊦」を削る。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「㊦」を削る。

別記第10号様式中「㊦」を削る。

別記第11号様式から別記第14号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第48条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成5年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の(表)中「㊦」を削る。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改め、「㊦」を削り、「経理責任者氏名印」を「経理責任者氏名」に改め、「㊦」を削る。

別記第5号様式から別記第8号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県聴聞規則の一部改正)

第49条 新潟県聴聞規則(平成6年新潟県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第3項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「㊦」を削る。

(政治倫理の確立のための新潟県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第50条 政治倫理の確立のための新潟県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年新潟県規則第86号)の一部を次のように改正する。

第10条中「認印するとともに、」を削る。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第51条 新潟県屋外広告物条例施行規則(平成8年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 1 点検者は、広告物等の高さが4メートルを超える場合には、広告物等試験合格者又は新潟県屋外広告物条例施行規則第16条第3項各号に掲げる者とし、点検者の欄の()内の該当する番号を○で囲むこと。

2 広告物等の高さが4メートルを超える場合であって、点検者が別記第3号様式に記載されている管理者と異なるときは、点検者が広告物等試験合格者等であることを証する書面又はその写しを添付すること。

別記第5号様式、別記第5号様式の2、別記第6号様式の2、別記第8号様式及び別記第9号様式中「㊦」

を削る。

別記第9号様式の3中「㊤」を削り、同様式の注中「が」を「の」に、「の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる」を「は、自署により記載すること」に改める。

別記第10号様式から別記第16号様式まで、別記第19号様式及び別記第20号様式中「㊤」を削る。

(新潟県農業協同組合法施行細則の一部改正)

第52条 新潟県農業協同組合法施行細則(平成8年新潟県規則第89号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式から別記第13号様式まで及び別記第17号様式から別記第29号様式の3までの規定中「㊤」を削る。

別記第30号様式中「㊤」を削り、同様式の添付書類2の表の印の欄を削る。

別記第31号様式中「㊤」を削り、同様式の添付書類2の表の印の欄を削る。

別記第31号様式の2及び別記第31号様式の4から別記第42号様式までの規定中「㊤」を削る。

(新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第53条 新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成9年新潟県規則第91号)

の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊤」を削る。

別記第3号様式中「㊤」を削り、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「㊤」を削る。

(新潟県水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第54条 新潟県水産業協同組合法施行細則(平成11年新潟県規則第57号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第14号様式までの規定中「㊤」を削る。

別記第15号様式中「㊤」を削り、同様式の添付書類2の表の印の欄を削る。

別記第16号様式中「㊤」を削り、同様式の添付書類2の表の印の欄を削る。

別記第17号様式から別記第23号様式までの規定中「㊤」を削る。

(新潟県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第55条 新潟県環境影響評価条例施行規則(平成12年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

別記第1号様式中「㊤」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とする。

別記第2号様式中「㊤」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とする。

別記第2号様式の2中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第2号様式の3中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第3号様式中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第4号様式中「㊤」を削り、同様式の備考中3を削り、4を3とする。

別記第5号様式中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第6号様式中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第8号様式中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第9号様式中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第10号様式中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第11号様式中「㊤」を削り、同様式の備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第12号様式中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第13号様式中「㊤」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とする。

別記第14号様式中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第15号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第16号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

別記第17号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

(新潟県森林法施行細則の一部改正)

第56条 新潟県森林法施行細則（平成12年新潟県規則第123号）の一部を次のように改正する。

第12条第10項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第5号様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 「工事の種別」欄、「計画量」欄、「施工済」欄及び「進捗率」欄は、土工事及びこれに関連する工事について記載すること。この場合において、立木の伐採、表土のはく離、沈砂池若しくは洪水調節池の設置、水路の設置又は樹木の植栽若しくは緑化を計画しているときは、それぞれについて記載すること。

別記第6号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第7号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第8号様式中「㊦」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第9号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第10号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(新潟県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第57条 新潟県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成13年新潟県規則第97号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第5号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第6号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第58条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改め、「㊦」を削り、「担当者氏名印」を「担当者氏名」に改め、「㊦」を削り、「経理責任者氏名印」を「経理責任者氏名」に改め、「㊦」を削る。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「㊦」を削る。

(新潟県砂防指定地等管理条例施行規則の一部改正)

第59条 新潟県砂防指定地等管理条例施行規則（平成15年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第5号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第6号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第7号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第11号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第12号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第60条 新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第29条中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。
別記第1号様式(その1)中「㊦」を削り、同様式の別紙の表の印の欄を削る。
別記第1号様式(その2)から別記第6号様式までの規定中「㊦」を削る。
別記第6号様式の2中「㊦」を削り、同様式の別紙の表の印の欄を削る。
別記第7号様式から別記第11号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第61条 新潟県産業廃棄物税条例施行規則(平成16年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式中「㊦」を削る。
別記第5号様式中「㊦」を削り、「取扱者印」を「取扱者」に、「立会人印」を「立会人」に改める。
別記第6号様式から別記第10号様式まで及び別記第12号様式から別記第19号様式までの規定中「㊦」を削る。
(新潟県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第62条 新潟県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成16年新潟県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。
注 「廃業等の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。
注 「廃業等の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。
注 「廃業等の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。
注 「廃業等の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則の一部改正)

第63条 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則(平成17年新潟県規則第144号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第64条 新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則(平成18年新潟県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
別記第5号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(新潟県児童福祉法施行細則の一部改正)

第65条 新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
別記第5号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
別記第6号様式中「㊦」を削り、同様式の注6を削る。
別記第7号様式の2中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。
注 「届出事項」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
別記第8号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
別記第9号様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。
注 「里親の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
別記第10号様式中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。
注 「里親の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。
別記第11号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
別記第12号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
別記第13号様式中「㊦」を削り、同様式の注5を削る。
別記第14号様式中「㊦」を削り、同様式の注6を削る。

別記第14号様式の2の(表)中「㊦」を削り、同様式の(表)の注を次のように改める。

注 「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、障害児入所医療費支給対象施設(医療型障害児入所施設又は指定医療機関)の利用を申請する場合は、支給申請に係る障害児の加入する医療保険について記入してください。

別記第14号様式の3中「㊦」を削り、同様式の注4を削る。

別記第14号様式の4中「㊦」を削り、同様式の注3を削る。

別記第14号様式の5中「㊦」を削り、同様式の注6を削る。

別記第14号様式の6中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第14号様式の7中「㊦」を削る。

別記第14号様式の8中「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 該当する番号を○印で囲んでください。

別記第14号様式の9中「㊦」を削る。

別記第14号様式の10中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第15号様式から別記第17号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第18号様式中「㊦」を削り、同様式の注3を削る。

別記第19号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第19号様式の2中「㊦」を削り、同様式の注4を削る。

別記第20号様式及び別記第21号様式中「㊦」を削る。

(新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第66条 新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年新潟県規則第53号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式の2までの規定中「㊦」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第5号様式中「(署名又は記名捺印)」を削る。

別記第6号様式から別記第12号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正)

第67条 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則(平成20年新潟県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改め、「㊦」を削り、「担当者氏名印」を「担当者氏名」に改め、「㊦」を削り、「経理責任者氏名印」を「経理責任者氏名」に改め、「㊦」を削る。

別記第3号様式から別記第6号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県基幹病院事業財務規則の一部改正)

第68条 新潟県基幹病院事業財務規則(平成21年新潟県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第30条中「正書し作成者の私印を訂正の箇所を押さなければ」を「正書した上で作成者が訂正の箇所に署名し、又は押印しなければ」に改める。

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第69条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成27年新潟県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「代表者氏名印」を「代表者氏名」に改め、「㊦」を削り、「担当者氏名印」を「担当者氏名」に改め、「㊦」を削り、「経理責任者氏名印」を「経理責任者氏名」に改め、「㊦」を削る。

別記第3号様式から別記第6号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第14号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第49号様式（第117条関係）</p> <p style="text-align: center;">自動車税（環境性能割）減免申請書 （救急自動車等減免用）</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（略）</p> </div> <p>（略）</p>	<p>第49号様式（第117条関係）</p> <p style="text-align: center;">自動車税（環境性能割）減免申請書 （救急自動車等減免用）</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（略） 新・新潟・長岡</p> </div> <p>（略）</p>
<p>第50号様式（第117条関係）</p> <p style="text-align: center;">自動車税（種別割）減免申請書 （身体障害者等減免用）</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（略）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（略）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">級</p> </div>	<p>第50号様式（第117条関係）</p> <p style="text-align: center;">自動車税（種別割）減免申請書 （身体障害者等減免用）</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（略） 新・新潟・長岡</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">新・新潟・長岡</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">第一種 級、第二種</p> </div>

第 項症
第 款症

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略)

(略)

(略)

級

第 項症
第 款症

(略)

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

第 項症、第 款症

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)

自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

(略)

(略)

(略)

第一種 級、第二種

第 項症、第 款症

(略)

第50号様式の3 (第117条関係)

自動車税(種別割)減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略)

(略)

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略)

(略)

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税 (種別割) 減免申請書
(商品中古自動車減免用)

(略)

別紙

(略)

(略)

(略)

新・新潟・長岡

(略)

第50号様式の3の2 (第117条関係)

自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(構造変更車減免用)

(略)

(略)

(略)

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税 (種別割) 減免申請書
(商品中古自動車減免用)

(略)

別紙

(略)

(略)

新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡

(略)

第94号様式 (第117条関係)

自動車の返還による自動車税(環境性能割)の還付申請書

(略)

(略)

(略)

新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡
新	新潟	長岡

(略)

第94号様式 (第117条関係)

自動車の返還による自動車税(環境性能割)の還付申請書

(略)

(略)

新・新潟・長岡

(略)

第95号様式（第117条関係）

自動車税（種別割）の課税免除承認申請書

（略）

（略）

[Redacted]

（略）

第96号様式（第117条関係）

自動車税（種別割）の不均一課税承認申請書

（略）

（略）

[Redacted]

（略）

第95号様式（第117条関係）

自動車税（種別割）の課税免除承認申請書

（略）

（略）

新・新潟・長岡

（略）

第96号様式（第117条関係）

自動車税（種別割）の不均一課税承認申請書

（略）

（略）

新・新潟・長岡

（略）

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

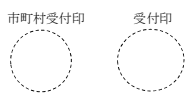
別記第77号様式の2を次のように改める。

第77号様式の2 (第117条関係)

不動産の取得(特例適用)申告書(非木造家屋用)

地方税法第73条の18及び新潟県条例第43条の規定により申告します。なお、特例控除の適用を受けたいので、新潟県条例第39条の規定により併せて申告します。

年月日	住所(又は所在地)	電話番号														
氏名又は名称及び代表者名 地域振興局長様		個人番号又は法人番号 <small>↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください</small>	担当者名(法人の場合)													
家屋の所在地	種類	構造	既存分		今回の建築分に係る床面積		計		取得年月日	取得の理由						
			階数	面積(m ²)	階数	面積(m ²)	階数	面積(m ²)			階数	面積(m ²)				
			計			計		合計		取得価額 (税抜き)円	旧家屋の状況	滅失有・滅失無 一部滅失有				
不 明 の 欄 は 、 非 木 造 家 屋 工 事 施 工 者 の 新 築 及 び 改 築 に よ る 取 得 し て く だ さ い	主体構造部の鉄骨使用量(鉄骨階段を含む)		軽量鉄骨使用量(間仕切、天井下地を除く)		鉄筋使用量		コンクリート使用量		ワイヤーメッシュ	杭打の状況			根切の土量			
									m ²	種類	末口径(cm)	長さ(m)		本数		
	さび止め塗装のもの		トン	母屋	トン	SD490以上のもの	トン	基礎 躯体	Fc60を超えるもの Fc36を超える Fc60以下のもの	m ³ m ³	デッキプレート・フラットデッキ (厚さ mm)				m ³	
	亜鉛メッキ加工のもの		トン	胴縁	トン	SD390以上 SD490未満のもの	トン	有筋	Fc60以下のもの Fc36以下のもの	m ³ m ³	又は					屋根仕上の種類
	上記以外の鉄骨		トン	上記以外	トン	SD390未満のもの	トン	土間 デッキ		m ³	デッキプレート・フラットデッキ (厚さ mm)					
	鉄骨合計		トン	軽鉄合計		鉄筋合計	トン	無筋 (捨コン等)		m ³	又は					
	耐火被覆部分		m ²				トン			m ³						
	ドアホン	組	動力設備の全容量(3相200V以上)	給排水設備		空調・換気設備		防災設備		運搬設備(エレベーター)			(小荷物専用昇降機)			
	インターホン(内線専用電話)	組	建築設備用	基数	ユニット数	台数	種類	<input type="checkbox"/> 中央熱源方式 <input type="checkbox"/> 個別空調方式	冷房能力	<input type="checkbox"/> R又はP型1級自立型 <input type="checkbox"/> P型1級壁掛型 <input type="checkbox"/> P型2級	積載量 kg	積載量 kg	積載量 kg			
	屋内監視カメラ	台	生産設備用	容量	出力	排水ポンプ機	出力	(個別空調方式の場合)	一般機械排煙	乗用規格型	積載量 (人)	積載量 (人)	積載量	積載量	積載量	
		合計	受水槽	増圧ポンプ機	口径	kW	ダクトの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	乗用中速特注型 乗用高速特注型 寝台用人荷用 ホームエレベータ	乗用規格型	乗用規格型	乗用規格型	乗用規格型	乗用規格型		
			ガス設備	kW	mm		換気の種類	<input type="checkbox"/> 全熱交換器 <input type="checkbox"/> 熱交換器なし1種換気 <input type="checkbox"/> 2種換気又は3種換気		乗用規格型	乗用規格型	乗用規格型	乗用規格型	乗用規格型		
この家屋の取得の前1年の期間内に他の家屋を建築(購入)したか否か		有・無		建築施工業者名		(現場責任者名)		電話番号								



附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県職員職務発明規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第15号

新潟県職員職務発明規則の一部を改正する規則

新潟県職員職務発明規則（昭和40年新潟県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記</p> <p>第1号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">職務発明届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">発明者氏名</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> </div> <p>第2号様式 <u>(第4条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">意見書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">所属長氏名</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> </div> <p>第3号様式 <u>(第5条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">個人特許出願届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">発明者氏名</p> <p>(略)</p> </div> <p>第4号様式 <u>(第16条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">不服申立書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">発明者氏名</p> <p>(略)</p> </div> <p>第5号様式 <u>(第8条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">譲渡証明</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">発明者氏名</p> <p>(略)</p> </div>	<p>別記</p> <p>第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">職務発明届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">発明者氏名</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> </div> <p>第2号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">意見書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">所属長氏名</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> </div> <p>第3号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">個人特許出願届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">発明者氏名</p> <p>(略)</p> </div> <p>第4号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">不服申立書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">発明者氏名</p> <p>(略)</p> </div> <p>第5号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">譲渡証明</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">発明者氏名</p> <p>(略)</p> </div>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第6の4（第21条の12関係） 土壌の汚染状況の評価に係る基準値				別表第6の4（第21条の12関係） 土壌の汚染状況の評価に係る基準値			
番号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値	番号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値
(略)				(略)			
11	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u>		11	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.03ミリグラム</u>	
(略)				(略)			
13	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつき カドミウム <u>0.003ミリグラム</u>	土壌1キログラムにつき カドミウム <u>45ミリグラム</u>	13	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつき カドミウム <u>0.01ミリグラム</u>	土壌1キログラムにつき カドミウム <u>150ミリグラム</u>
(略)				(略)			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第17号

新潟県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

新潟県浄化槽法施行細則（昭和60年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
(趣旨)				(趣旨)			
<p>第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「厚生省令」という。）、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号。以下「建設省令」という。）及び浄化槽工事業の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省令・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。</p>				<p>第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「厚生省令」という。）、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号。以下「建設省令」という。）及び浄化槽工事業の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省令・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。</p>			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
提出書類	様式	提出部数		提出書類	様式	提出部数	
(略)				(略)			
6	浄化槽変更届出書	共同省令様式第2号	〃	6	浄化槽変更届出書	共同省令様式第2号	〃
7	浄化槽使用休止届出書	厚生省令様式第1号	2部	7	浄化槽使用廃止届出書	厚生省令様式第1号	2部
8	浄化槽使用再開届出書	厚生省令様式第1号の2	〃	8	(略)		
9	浄化槽使用廃止届出書	厚生省令様式第1号の3	〃	9	(略)		
10	(略)			10	(略)		
11	(略)			11	(略)		
12	(略)			12	(略)		
13	(略)			13	(略)		
<p>第3号様式（第5条関係） 浄化槽保守点検結果票（使用開始前）</p>				<p>第3号様式（第5条関係） 浄化槽保守点検結果票（使用開始前）</p>			
(略)		点検者名		(略)		点検者印	㊟

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第3号様式の改正は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第18号

新潟県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県クリーニング業法施行細則（昭和41年新潟県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>第5号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許申請書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">生</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	氏	名	生	年	月	日	旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）						<p>第5号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許申請書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">生</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">氏</td> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">名</td> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">生年月日</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	氏	名	生	年	月	日	氏		名		生年月日	
氏	名	生	年	月	日																				
旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）																									
氏	名	生	年	月	日																				
氏		名		生年月日																					
<p>第6号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許証再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">生</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">旧姓又は通称名（併記を希望した場合に限る。）</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	氏	名	生	年	月	日	旧姓又は通称名（併記を希望した場合に限る。）						<p>第6号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許証再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">生</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">氏</td> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">名</td> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">生年月日</td> </tr> </table>	氏	名	生	年	月	日	氏		名		生年月日	
氏	名	生	年	月	日																				
旧姓又は通称名（併記を希望した場合に限る。）																									
氏	名	生	年	月	日																				
氏		名		生年月日																					
<p>第7号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許証訂正申請書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">名</td> <td colspan="4" style="border: 2px solid black;">旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">氏</td> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 日本の国籍を有しない者については、国籍</p>	氏	名	旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）				氏		名				<p>第7号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許証訂正申請書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">氏</td> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">氏</td> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(添付書類)</p> <p>1 (略)</p>	氏		名				氏		名			
氏	名	旧姓又は通称名（併記を希望する場合に限る。）																							
氏		名																							
氏		名																							
氏		名																							

<p><u>の記載のある住民票の写し（通称名の併記を希望する者については、国籍及び通称名の記載のある住民票の写し）</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>2</u> (略)</p>
---	---------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第19号

コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を改正する規則

コロニーにいがた白岩の里管理規則（昭和46年新潟県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>(施設の種別及び入所定員)</p> <p>第3条 コロニーの施設の種別及び入所定員は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: right;">施設の種別</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">定員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">障害者支援施設（高齢期更生部）</td> <td style="text-align: right;"><u>40人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">障害者支援施設（重複更生部）</td> <td style="text-align: right;"><u>40人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">障害者支援施設（社会復帰部）</td> <td style="text-align: right;"><u>40人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">障害者支援施設（児童部）</td> <td style="text-align: right;"><u>15人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>障害児入所施設（児童部）</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10人</u></td> </tr> </table> <p>2 前項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所に係る入所定員は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: right;">施設の種別</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">定員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	施設の種別	定員	(略)		障害者支援施設（高齢期更生部）	<u>40人</u>	障害者支援施設（重複更生部）	<u>40人</u>	障害者支援施設（社会復帰部）	<u>40人</u>	障害者支援施設（児童部）	<u>15人</u>	<u>障害児入所施設（児童部）</u>	<u>10人</u>	施設の種別	定員	(略)		<p>(施設の種別及び入所定員)</p> <p>第3条 コロニーの施設の種別及び入所定員は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: right;">施設の種別</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">定員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">障害者支援施設（高齢期更生部）</td> <td style="text-align: right;"><u>50人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">障害者支援施設（重複更生部）</td> <td style="text-align: right;"><u>50人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">障害者支援施設（社会復帰部）</td> <td style="text-align: right;"><u>50人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>障害児入所施設及び障害者支援施設</u></td> <td style="text-align: right;"><u>25人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(児童部)</td> </tr> </table> <p>2 前項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所に係る入所定員は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: right;">施設の種別</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">定員</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><u>障害児入所施設（児童部）</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2人</u></td> </tr> </table>	施設の種別	定員	(略)		障害者支援施設（高齢期更生部）	<u>50人</u>	障害者支援施設（重複更生部）	<u>50人</u>	障害者支援施設（社会復帰部）	<u>50人</u>	<u>障害児入所施設及び障害者支援施設</u>	<u>25人</u>	(児童部)		施設の種別	定員	(略)		<u>障害児入所施設（児童部）</u>	<u>2人</u>
施設の種別	定員																																						
(略)																																							
障害者支援施設（高齢期更生部）	<u>40人</u>																																						
障害者支援施設（重複更生部）	<u>40人</u>																																						
障害者支援施設（社会復帰部）	<u>40人</u>																																						
障害者支援施設（児童部）	<u>15人</u>																																						
<u>障害児入所施設（児童部）</u>	<u>10人</u>																																						
施設の種別	定員																																						
(略)																																							
施設の種別	定員																																						
(略)																																							
障害者支援施設（高齢期更生部）	<u>50人</u>																																						
障害者支援施設（重複更生部）	<u>50人</u>																																						
障害者支援施設（社会復帰部）	<u>50人</u>																																						
<u>障害児入所施設及び障害者支援施設</u>	<u>25人</u>																																						
(児童部)																																							
施設の種別	定員																																						
(略)																																							
<u>障害児入所施設（児童部）</u>	<u>2人</u>																																						

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第20号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和58年新潟県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入院費用の徴収)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法(以下この号において「令和2年改正前の地方税法」という。)</u>第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</p> <p>ア <u>令和2年改正前の</u>地方税法第295条第1項(同項第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</p> <p>イ アに該当しない者である場合は、<u>令和2年改正前の</u>地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に<u>令和2年改正前の</u>地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第21号様式（第26条関係） 障害者手帳申請書</p>	<p>(入院費用の徴収)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 地方税法第295条第1項(同項第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</p> <p>イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に<u>同法</u>第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第21号様式（第26条関係） 障害者手帳申請書</p>

<p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>家族等の連絡先(申請者が18歳未満の場合記入)</p> </div> <p>(略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所、各共済組合等に対し、年金の障害等級等を照会することがありますので、<u>照会に関する同意書を添付してください。</u></p> <p>4 写真(縦4cm×横3cm)は、脱帽して上半身を写したものの<u>(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)</u>で、1年以内に撮影したものを添付してください。</p>	<p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>家族の連絡先(申請者が18歳未満の場合記入)</p> </div> <p>(略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所、各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。</p> <p>4 写真(縦4cm×横3cm)は、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したものを添付してください。</p>
--	--

第2条 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(入院費用の徴収)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(入院費用の徴収)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下この号において「令和2年改正前の地方税法」という。)第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</u></p> <p>ア 令和2年改正前の地方税法第295条第1項(同項第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</p>

4・5 (略)	<p><u>イ アに該当しない者である場合は、令和2年改正前の地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に令和2年改正前の地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p>4・5 (略)</p>
---------	---

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年7月1日から施行する。

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第21号

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年新潟県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 知事は、貸付けを行うと決定したときは、その旨を、借受希望者並びに当該借受希望者の住所地在その地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）の長及び<u>東日本信用漁業協同組合連合会</u>（以下「信漁連」という。）の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者及び信漁連の長）に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(貸付けの決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 知事は、貸付けを行うと決定したときは、その旨を、借受希望者並びに当該借受希望者の住所地在その地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）の長及び<u>新潟県信用漁業協同組合連合会</u>（以下「信漁連」という。）の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者及び信漁連の長）に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県動物用医薬品販売業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第22号

新潟県動物用医薬品販売業に関する規則の一部を改正する規則

新潟県動物用医薬品販売業に関する規則（昭和37年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第3条関係） 動物用医薬品特例店舗販売業の取扱品目 [内用剤]			別表（第3条関係） 動物用医薬品特例店舗販売業の取扱品目 [内用剤]		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果	薬効用途別分類	有効成分	効能効果
健胃消化剤 整腸剤	アクリノール、アセンヤク、アニス実、アミノ安息香酸エチル、アミラーゼ、アロエ、ウイキョウ、塩化ナトリウム、エンメイソウ、オウゴン、オウバク、オウレン、ガジュツ、カッコン、カルボキシメチルセルローズ、カンフル、グアヤコール、クエン酸、クレオソート、ケイ酸アルミニウム（カオリン）、ケイヒ、ケンゴシ、ゲンチアナ、ゲンノショウコ、ゴバイシ、コロombo、コンズランゴ、サフラン、酸化マグネシウム、サンザシ、サンショウ、ジアスターゼ、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、シャクヤク、ショウキョウ、ショウズク、人工カルルス塩、水酸化アルミニウム、セルラーゼ、センキュウ、センブリ、タイソウ、ダイオウ、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、胆汁酸、タンニン酸、タンニン酸アルブミン、チョウジ、沈降炭酸カルシウム、テトラガストリン、テトラーゼ、トウガラシ、トウヒ、動物胆、納豆菌、ニガキ、ニクズク、乳酸菌、ニンジン、ハッカ、パンクレアチン、ハンゲ、 <u>ビオタミラーゼ</u> 、 <u>ビオヂアスターゼ</u> 、 <u>ヒドロキシナフトエ酸アルミニウ</u>	(略)	健胃消化剤 整腸剤	アクリノール、アセンヤク、アニス実、アミノ安息香酸エチル、アミラーゼ、アロエ、ウイキョウ、塩化ナトリウム、エンメイソウ、オウゴン、オウバク、オウレン、ガジュツ、カッコン、カルボキシメチルセルローズ、カンフル、グアヤコール、クエン酸、クレオソート、ケイ酸アルミニウム（カオリン）、ケイヒ、ケンゴシ、ゲンチアナ、ゲンノショウコ、ゴバイシ、コロombo、コンズランゴ、サフラン、酸化マグネシウム、サンザシ、サンショウ、ジアスターゼ、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、シャクヤク、ショウキョウ、ショウズク、人工カルルス塩、水酸化アルミニウム、セルラーゼ、センキュウ、センブリ、タイソウ、ダイオウ、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、胆汁酸、タンニン酸、タンニン酸アルブミン、チョウジ、沈降炭酸カルシウム、テトラガストリン、テトラーゼ、トウガラシ、トウヒ、動物胆、納豆菌、ニガキ、ニクズク、乳酸菌、ニンジン、ハッカ、パンクレアチン、ハンゲ、 <u>プロテオリクイファーゼ</u> 、 <u>ペプシン</u> 、 <u>ベルベリン</u> 、 <u>ホミカ</u> 、 <u>ボレイ</u> 、 <u>ミ</u>	(略)

	ム、プロテオリクイファーゼ、ペプシン、ベルベリン、ホミカ、ボレイ、ミヤエント、ミヤラクト、宮入菌、モッコウ、薬用炭、酪酸菌、リパーゼ、リュウキョウ、硫酸銅、硫酸ナトリウム、リン酸二水素カルシウム、リン酸二水素ナトリウム、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）			ヤエント、ミヤラクト、宮入菌、モッコウ、薬用炭、酪酸菌、リパーゼ、リュウキョウ、硫酸銅、硫酸ナトリウム、リン酸二水素カルシウム、リン酸二水素ナトリウム、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	
(略)			(略)		
抗原虫剤	(略)	コクシジウム症、黒頭病、ヘキサミタ症の予防及び治療、 <u>ロイコチトゾニン</u> 症の抑制等	抗原虫剤	(略)	コクシジウム症、黒頭病、ヘキサミタ症の予防及び治療、 <u>ロイコチトゾニン</u> 病の抑制等
駆虫剤	アレコリン、オキシクロザニド、カイニン酸、カマラ、ザクロヒ、サントニン、ジクロロフェン、トリプロムサラン、パーペンダゾール、ピペラジン、ピランテル、プラジクアンテル、マクリ、モランテル又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	(略)	駆虫剤	アレコリン、オキシクロザニド、カイニン酸、カマラ、ザクロヒ、サントニン、ジクロロフェン、トリプロムサラン、パーペンダゾール、 <u>ビチオノール</u> 、ピペラジン、ピランテル、プラジクアンテル、マクリ、モランテル又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）	(略)
(略)			(略)		
保健強壮剤 栄養剤	アスコルビン酸（ビタミンC）、アスパラギン酸カリウム、アミノ酸、イノシトール、ウコン、エルゴカルシフェロ	(略)	保健強壮剤 栄養剤	アスコルビン酸（ビタミンC）、アスパラギン酸カリウム、アミノ酸、イノシトール、ウコン、エルゴカルシフェロ	(略)

	<p>ール(ビタミンD₂)、<u>塩化カリウム</u>、<u>塩化ナトリウム</u>、果糖、肝臓末、<u>乾燥硫酸マグネシウム</u>、肝油、<u>グリシン</u>、グリセロリン酸カルシウム、グルクロン酸、グルコン酸、グルコン酸カルシウム、グルタチオン、クロストリジウム菌、血液粉末、酵母、コリン、コレカルシフェロール(ビタミンD₃)、シアノコバラミン(ビタミンB₁₂)、<u>硝酸チアミン</u>、セレン、炭酸カルシウム、胆汁酸、チアミン(ビタミンB₁)、沈降炭酸カルシウム、デキストラン鉄、糖みつ、トコフェロール(ビタミンE)、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、<u>乳酸カルシウム</u>、<u>乳酸菌</u>、<u>ニョウ素水素酸</u>、ニンジン、ニンニク、ハチミツ、パントテン酸、<u>ビオチン</u>、<u>ビタミンA</u>、<u>ビタミンK₄</u>、<u>ピリドキシン</u>(ビタミンB₆)、<u>ピロリン酸第二鉄</u>、<u>ブドウ糖</u>、<u>プロピオン酸カルシウム</u>、<u>プロピレングリコール</u>、<u>ボレイ</u>、<u>ミネラル類</u>、<u>無水クエン酸ナトリウム</u>、<u>メナジオン</u>(ビタミンK₃)、<u>葉酸</u>、<u>ヨウ素塩</u>、<u>ヨードカゼイン</u>、<u>酪酸菌</u>、<u>リボフラビン</u>(ビタミンB₂)、<u>リン酸水素カルシウム</u>、<u>リン酸二水素カルシウム</u>又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)</p>	
--	--	--

(略)

[外用剤]

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
鎮痛・鎮よう・収れん・消炎剤(火傷・外傷・凍傷治療剤を含む。)	アミノ安息香酸エチル、安息香酸、アンモニア、イオウ、 <u>イクタモール</u> 、 <u>イソプロピルメチルフェノール</u> 、 <u>ウンデシレン酸</u> 、 <u>エフェドリン</u> 、 <u>オウバク</u> 、 <u>カルシフェロール</u> 、 <u>カンフル</u> 、 <u>肝油</u> 、 <u>グアヤコール</u> 、 <u>酢酸アルミニウム</u> 、 <u>酢酸鉛</u> 、 <u>酢酸ヒドロコルチゾン</u> 、 <u>サリ</u>	(略)

	<p>ール(ビタミンD₂)、果糖、肝臓末、肝油、グリセロリン酸カルシウム、グルクロン酸、グルコン酸、グルコン酸カルシウム、グルタチオン、クロストリジウム菌、血液粉末、酵母、コリン、コレカルシフェロール(ビタミンD₃)、シアノコバラミン(ビタミンB₁₂)、<u>硝酸チアミン</u>、セレン、炭酸カルシウム、胆汁酸、チアミン(ビタミンB₁)、沈降炭酸カルシウム、デキストラン鉄、糖みつ、トコフェロール(ビタミンE)、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、<u>乳酸カルシウム</u>、<u>乳酸菌</u>、<u>ニョウ素水素酸</u>、<u>ニンジン</u>、<u>ニンニク</u>、<u>ハチミツ</u>、<u>パントテン酸</u>、<u>ビオチン</u>、<u>ビタミンA</u>、<u>ビタミンK₄</u>、<u>ピリドキシン</u>(ビタミンB₆)、<u>ピロリン酸第二鉄</u>、<u>ブドウ糖</u>、<u>プロピオン酸カルシウム</u>、<u>プロピレングリコール</u>、<u>ボレイ</u>、<u>ミネラル類</u>、<u>メナジオン</u>(ビタミンK₃)、<u>葉酸</u>、<u>ヨウ素塩</u>、<u>ヨードカゼイン</u>、<u>酪酸菌</u>、<u>リボフラビン</u>(ビタミンB₂)、<u>リン酸水素カルシウム</u>、<u>リン酸二水素カルシウム</u>又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)</p>	
--	--	--

(略)

[外用剤]

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
鎮痛・鎮よう・収れん・消炎剤(火傷・外傷・凍傷治療剤を含む。)	アミノ安息香酸エチル、安息香酸、アンモニア、イオウ、 <u>イクタモール</u> 、 <u>ウンデシレン酸</u> 、 <u>エフェドリン</u> 、 <u>オウバク</u> 、 <u>カルシフェロール</u> 、 <u>カンフル</u> 、 <u>肝油</u> 、 <u>グアヤコール</u> 、 <u>酢酸アルミニウム</u> 、 <u>酢酸鉛</u> 、 <u>サリチル酸</u> 、 <u>サリチル酸メチル</u> 、 <u>酸化亜鉛</u> (<u>亜鉛華</u>)、 <u>次硝酸ビス</u>	(略)

	チル酸、サリチル酸メチル、酸化亜鉛(亜鉛華)、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、センキュウ、ダイオウ、テレピン油、トウガラシ、ハッカ、ビタミンA、フェノール、木タール、ユーカリ油、ヨウ素、 <u>リドカイン</u> 、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)			マス、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、センキュウ、ダイオウ、テレピン油、トウガラシ、ハッカ、ビタミンA、フェノール、 <u>マーキョロクロム</u> 、木タール、ユーカリ油、ヨウ素、ロートコン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	
皮膚消毒剤 乳頭消毒剤 化のう性疾患治療剤 湿しん皮膚炎治療剤 皮膚保護剤 皮膚洗淨剤	アクリノール、アミノ安息香酸エチル、イオウ、イソプロピルアルコール、エタノール、塩化ベンザルコニウム、塩酸クロムヘキシジン、オキシドール、オリーブ油、カンフル、肝油、逆性石けん、グルコン酸クロルヘキシジン、クレゾール、サリチル酸、サリチル酸メチル、酸化亜鉛(亜鉛華)、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、次没食子酸ビスマス、トウガラシ、トコフェロール(ビタミンE)、二硫化セレン、ノノキシノールヨード、ビタミンA、フェノール、ポビドンヨード、メチレンブルー、木タール、ヨウ化カリウム、ヨウ素、ヨードホルム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	(略)		皮膚消毒剤 乳頭消毒剤 化のう性疾患治療剤 湿しん皮膚炎治療剤 皮膚保護剤 皮膚洗淨剤	アクリノール、アミノ安息香酸エチル、イオウ、イソプロピルアルコール、エタノール、塩化ベンザルコニウム、塩酸クロムヘキシジン、オキシドール、オリーブ油、カンフル、肝油、逆性石けん、グルコン酸クロルヘキシジン、クレゾール、サリチル酸、サリチル酸メチル、酸化亜鉛(亜鉛華)、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、次没食子酸ビスマス、トウガラシ、トコフェロール(ビタミンE)、二硫化セレン、ノノキシノールヨード、ビタミンA、フェノール、ポビドンヨード、 <u>マーキョロクロム</u> 、メチレンブルー、木タール、ヨウ化カリウム、ヨウ素、ヨードホルム又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)
(略)			(略)		
〔鑑賞魚用薬浴剤〕			〔鑑賞魚用薬浴剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果	薬効用途別分類	有効成分	効能効果
鑑賞魚用外皮殺菌消毒剤	アクリノール、アクリフラビン、イオウ、塩化ナトリウム、 <u>オキシソリン酸</u> 、グアヤコール、クロルヘキシジン、スルファジメトキシシ、チオ硫酸ナトリウム、トリクロルホン、ニトロフラゾン、 <u>ニトロフラン</u> 、ニフルスチレン酸、マラカイトグリーン、メチレンブルー又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	(略)	鑑賞魚用外皮殺菌消毒剤	アクリノール、アクリフラビン、イオウ、塩化ナトリウム、グアヤコール、クロルヘキシジン、スルファジメトキシシ、チオ硫酸ナトリウム、トリクロルホン、ニトロフラゾン、ニフルスチレン酸、マラカイトグリーン、メチレンブルー又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	(略)

	用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	
(略)		
〔蚕用剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
(略)		
蚕用殺菌消毒剤	クロロタロニル、サリチル酸、酸化エチレン、フェノール又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	(略)
(略)		
〔殺虫剤及び防虫剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
殺虫剤 防虫剤	アレスリン(ピナミン)、 <u>イミダクロプリド</u> 、エトフェンプロックス、カーバメイト、カルバリン、ジクロルボス、 <u>ジノテフラン</u> 、 <u>シフルトリン</u> 、 <u>ジョチュウギク</u> 、 <u>シロマジシ</u> 、スミスリン(フェノトリン)、 <u>チアメトキサム</u> 、テトラクロルビンホス、テフルベンズロン、トリクロルホン(メトリホナート)、トリフルムロン、 <u>ピペロニルブトキサイド</u> 、 <u>ピリプロキシフェン</u> 、 <u>ピレトリン</u> 、フェニトロチオン、フタルスリン、プロチオホス、プロポクスール、プロモプロピラート、ペルメトリン、レスメトリン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	(略)
(略)		
〔畜舎消毒剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
畜舎消毒剤	アルキルジアミノエチルグリシン、アルキルトルエン、塩化ジデシルジメチルアンモニウム、 <u>塩化トリメチルアンモニウムメチレン</u> 、 <u>塩化ベンザルコニウム</u> 、 <u>塩化ナトリウム</u> 、オルソジクロロベンゼン、ク	(略)

	及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	
(略)		
〔蚕用剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
(略)		
蚕用殺菌消毒剤	クロロタロニル、サリチル酸、酸化エチレン、 <u>ジクロル酢酸</u> 、 <u>パラホルムアルデヒド</u> 、フェノール又はこれらに類似する薬理作用を有する成分	(略)
(略)		
〔殺虫剤及び防虫剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
殺虫剤 防虫剤	アレスリン(ピナミン)、エトフェンプロックス、カーバメイト、カルバリン、ジクロルボス、 <u>ジョチュウギク</u> 、スミスリン(フェノトリン)、テトラクロルビンホス、テフルベンズロン、トリクロルホン(メトリホナート)、トリフルムロン、 <u>ピペロニルブトキサイド</u> 、 <u>ピレトリン</u> 、フェニトロチオン、フタルスリン、プロチオホス、プロポクスール、プロモプロピラート、 <u>ペルメトリン</u> 、 <u>マラチオン(マラソン)</u> 、レスメトリン又はこれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	(略)
(略)		
〔畜舎消毒剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
畜舎消毒剤	アルキルジアミノエチルグリシン、アルキルトルエン、塩化ジデシルジメチルアンモニウム、 <u>塩化トリメチルアンモニウムメチレン</u> 、 <u>塩化ベンザルコニウム</u> 、 <u>オルソジクロロベンゼン</u> 、クレゾール、ジフル	(略)

<p>レゾール、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム、ジフルベンズロン、二塩素イソジアヌール酸、ペルオキシ-硫酸水素カリウム（塩化ナトリウム）、ポリアルキルポリアミノエチルグリシン、ポリオキシエチレンアルキルフェノールエーテル、ポリオクチルポリアミノエチルグリシン、ポリヘキサメチレンビグアナイド、ヨウ素又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）</p>	<p>ベンズロン、シロマジン、二塩素イソジアヌール酸、ポリアルキルポリアミノエチルグリシン、ポリオキシエチレンアルキルフェノールエーテル、ポリオクチルポリアミノエチルグリシン、ポリヘキサメチレンビグアナイド、ヨウ素又はこれらに類似する薬理作用を有する成分（毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。）</p>
<p>(略) 注 (略)</p> <p>別記 第1号様式 (第2条関係) 動物用医薬品配置販売従事届書 (略) 氏名 (略)</p> <p>第2号様式 (第4条関係) 動物用医薬品配置従事者身分証明書 書換交付 再交付 申請書 (略) 氏名 (略)</p>	<p>(略) 注 (略)</p> <p>別記 第1号様式 動物用医薬品配置販売従事届書 (略) 氏名 印 (略)</p> <p>第2号様式 (第4条関係) 動物用医薬品配置従事者身分証明書 書換交付 再交付 申請書 (略) 氏名 印 (略)</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第23号

新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県森林組合法施行細則（昭和53年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別記様式の表示並びに追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第10条 （略）</p> <p style="text-align: center;">(吸収分割認可の申請)</p> <p><u>第10条の2</u> 出資組合及び出資連合会は、法第88条の3第2項又は法第108条の5第2項の規定により、<u>吸収分割の認可を受けようとするときは、別記第12号様式の2による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(株式会社への組織変更の認可申請)</p> <p><u>第10条の2の2</u> 生産森林組合は、法第100条の8第1項の規定により、株式会社への組織変更の認可を受けようとするときは、<u>別記第12号様式の2の2による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第11条 （略）</p> <p style="text-align: center;">(新設分割認可の申請)</p> <p><u>第11条の2</u> 出資組合及び出資連合会は、法第108条の13第2項の規定により、<u>新設分割の認可を受けようとするときは、別記第14号様式の2による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(決議、選挙及び当選の取消しの請求)</p> <p>第13条 組合員又は会員は、法第115条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、総会の<u>決議</u>又は<u>選挙若しくは当選の取消し</u>を請求しようとするときは、別記第16号様式による取消請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>別記 第1号様式（第2条関係）</p>	<p>第10条 （略）</p> <p style="text-align: center;">(株式会社への組織変更の認可申請)</p> <p><u>第10条の2</u> 生産森林組合は、法第100条の8第1項の規定により、株式会社への組織変更の認可を受けようとするときは、<u>別記第12号様式の2による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第11条 （略）</p> <p style="text-align: center;">(議決、選挙及び当選の取消しの請求)</p> <p>第13条 組合員又は会員は、法第115条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、総会の<u>議決</u>又は<u>選挙若しくは当選の取消し</u>を請求しようとするときは、別記第16号様式による取消請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>別記 第1号様式（第2条関係）</p>

<p>信託規程設定承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 信託規程を<u>決議</u>した総会（総代会）の議事録の謄本</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>信託規程変更（廃止）承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>(変更の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 信託規程の変更を<u>決議</u>した総会（総代会）の議事録の謄本</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(廃止の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 信託規程の廃止を<u>決議</u>した総会（総代会）の議事録の謄本</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式の2（第2条関係）</p> <p>信託規程変更届</p> <p>(略)</p> <p>代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 信託規程の変更を<u>決議</u>した総会（総代会）の議事録の謄本</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第3条関係）</p> <p>共済規程設定承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 共済規程を<u>決議</u>した総会（総代会）の議事録の謄本</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>信託規程設定承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>代表者の氏名 <u>㊟</u></p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 信託規程を<u>議決</u>した総会（総代会）の議事録の謄本</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>信託規程変更（廃止）承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>代表者の氏名 <u>㊟</u></p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>(変更の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 信託規程の変更を<u>議決</u>した総会（総代会）の議事録の謄本</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(廃止の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 信託規程の廃止を<u>議決</u>した総会（総代会）の議事録の謄本</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2号様式の2（第2条関係）</p> <p>信託規程変更届</p> <p>(略)</p> <p>代表者の氏名 <u>㊟</u></p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 信託規程の変更を<u>議決</u>した総会（総代会）の議事録の謄本</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第3条関係）</p> <p>共済規程設定承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>代表者の氏名 <u>㊟</u></p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 共済規程を<u>議決</u>した総会（総代会）の議事録の謄本</p> <p>4・5 (略)</p>
--	--

<p>(略)</p> <p>第4号様式 (第3条関係) 共済規程変更(廃止)承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(変更の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済規程の変更を<u>決議</u>した総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3~5 (略)</p> <p>(廃止の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済規程の廃止を<u>決議</u>した総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4号様式 (第3条関係) 共済規程変更(廃止)承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 ㊟</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(変更の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済規程の変更を<u>議決</u>した総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3~5 (略)</p> <p>(廃止の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済規程の廃止を<u>議決</u>した総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>第4号様式の2 (第3条関係) 共済規程変更届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済規程の変更を<u>決議</u>した総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第4号様式の2 (第3条関係) 共済規程変更届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 ㊟</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済規程の変更を<u>議決</u>した総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>第5号様式 (第4条関係) 林地処分事業実施規程設定承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 林地処分事業実施規程を<u>決議</u>した総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第5号様式 (第4条関係) 林地処分事業実施規程設定承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 ㊟</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 林地処分事業実施規程を<u>議決</u>した総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>第6号様式 (第4条関係) 林地処分事業実施規程変更(廃止)承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(変更の場合)</p>	<p>第6号様式 (第4条関係) 林地処分事業実施規程変更(廃止)承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 ㊟</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(変更の場合)</p>

<p>1・2 (略)</p> <p>3 林地処分事業実施規程の変更を<u>決議した</u>総会 (総代会)の議事録の謄本</p> <p>4・5 (略) (廃止の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林地処分事業実施規程の廃止を<u>決議した</u>総会 (総代会)の議事録の謄本</p> <p>3 (略) (略)</p> <p>第6号様式の2 (第4条関係) 林地処分事業実施規程変更届 (略) 代表者の氏名 (略) 記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林地処分事業実施規程の変更を<u>決議した</u>総会 (総代会)の議事録の謄本</p> <p>3・4 (略) (略)</p> <p>第7号様式 (第5条関係) 林道事業分担金徴収認可申請書 (略) 代表者の氏名 (略)</p> <p>第7号様式の2 (第5条の2関係) 森林経営規程設定承認申請書 (略) 代表者の氏名 (略) 記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 森林経営規程を<u>決議した</u>総会(総代会)の議 事録の謄本</p> <p>4 (略) (略)</p> <p>第7号様式の3 (第5条の2関係) 森林経営規程変更(廃止)承認申請書 (略) 代表者の氏名 (略) 記 (変更の場合)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 森林経営規程の変更を<u>決議した</u>総会(総代会) の議事録の謄本</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 林地処分事業実施規程の変更を<u>議決した</u>総会 (総代会)の議事録の謄本</p> <p>4・5 (略) (廃止の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林地処分事業実施規程の廃止を<u>議決した</u>総会 (総代会)の議事録の謄本</p> <p>3 (略) (略)</p> <p>第6号様式の2 (第4条関係) 林地処分事業実施規程変更届 (略) 代表者の氏名 <u>㊟</u> (略) 記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林地処分事業実施規程の変更を<u>議決した</u>総会 (総代会)の議事録の謄本</p> <p>3・4 (略) (略)</p> <p>第7号様式 (第5条関係) 林道事業分担金徴収認可申請書 (略) 代表者の氏名 <u>㊟</u> (略)</p> <p>第7号様式の2 (第5条の2関係) 森林経営規程設定承認申請書 (略) 代表者の氏名 <u>㊟</u> (略) 記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 森林経営規程を<u>議決した</u>総会(総代会)の議 事録の謄本</p> <p>4 (略) (略)</p> <p>第7号様式の3 (第5条の2関係) 森林経営規程変更(廃止)承認申請書 (略) 代表者の氏名 <u>㊟</u> (略) 記 (変更の場合)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 森林経営規程の変更を<u>議決した</u>総会(総代会) の議事録の謄本</p>
--	--

<p>4・5 (略) (廃止の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林経営規程の廃止を<u>決議した</u>総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3 (略) (略)</p> <p>第7号様式の4 (第5条の2関係) 森林経営規程変更届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林経営規程の変更を<u>決議した</u>総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3・4 (略) (略)</p> <p>第8号様式 (第6条関係) 定款変更認可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定款変更を<u>決議した</u>総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3～5 (略) (略)</p> <p>第8号様式の2 (第6条関係) 定款変更届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定款変更を<u>決議した</u>総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3・4 (略) (略)</p> <p>第9号様式 (第7条関係) 設立認可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>(設立発起人全員の住所及び氏名を記載すること。)</p> </div>	<p>4・5 (略) (廃止の場合)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林経営規程の廃止を<u>議決した</u>総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3 (略) (略)</p> <p>第7号様式の4 (第5条の2関係) 森林経営規程変更届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>印</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 森林経営規程の変更を<u>議決した</u>総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3・4 (略) (略)</p> <p>第8号様式 (第6条関係) 定款変更認可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>印</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定款変更を<u>議決した</u>総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3～5 (略) (略)</p> <p>第8号様式の2 (第6条関係) 定款変更届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>印</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定款変更を<u>議決した</u>総会(総代会)の議事録の謄本</p> <p>3・4 (略) (略)</p> <p>第9号様式 (第7条関係) 設立認可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>印</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>(以下設立発起人全員の住所及び氏名を記載し、押印すること。)</p> </div>
--	--

<p>(略)</p> <p>第10号様式 (第8条関係) 解散決議認可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>第11号様式 (第9条関係) 解散届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>第12号様式の2の2 (第10条の2の2関係) 株式会社への組織変更認可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 組織変更を<u>決議した</u>総会の議事録の謄本</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第12号様式の3 (第10条の3関係) 合同会社への組織変更認可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 組織変更を<u>決議した</u>総会の議事録の謄本</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第13号様式 (第11条関係) 監査規程設定承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 監査規程を<u>決議した</u>理事会の議事録の謄本</p> <p>4 (略)</p> <p>第14号様式 (第11条関係) 監査規程変更(廃止)承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(変更の場合)</p>	<p>(略)</p> <p>第10号様式 (第8条関係) 解散決議認可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>㊞</u></p> <p>(略)</p> <p>第11号様式 (第9条関係) 解散届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>㊞</u></p> <p>(略)</p> <p>第12号様式の2 (第10条の2関係) 株式会社への組織変更認可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>㊞</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 組織変更を<u>議決した</u>総会の議事録の謄本</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第12号様式の3 (第10条の3関係) 合同会社への組織変更認可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>㊞</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 組織変更を<u>議決した</u>総会の議事録の謄本</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第13号様式 (第11条関係) 監査規程設定承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>㊞</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 監査規程を<u>議決した</u>理事会の議事録の謄本</p> <p>4 (略)</p> <p>第14号様式 (第11条関係) 監査規程変更(廃止)承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>㊞</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(変更の場合)</p>
---	---

- 1・2 (略)
- 3 監査規程の変更を決議した理事会の議事録の
謄本
- 4・5 (略)
- (略)

第15号様式 (第12条関係)

検査請求書

(略)

氏 名

(略)

別 紙

検査請求同意書

(略)

資格別	住 所	氏 名
(略)		

(略)

第16号様式 (第13条関係)

決議(選挙、当選)取消請求書

(略)

決議(選挙、当選)の取消しの対象となる森林組合

(略)

氏 名

(略)

記

- 1・2 (略)
- 3 決議又は選挙若しくは当選の決定の日付を証
する書面
- (略)

別 紙

取消請求同意書

(略)

住 所	氏 名

注 (略)

第17号様式 (第14条関係)

登記完了届

(略)

代表者の氏名

- 1・2 (略)
- 3 監査規程の変更を議決した理事会の議事録の
謄本
- 4・5 (略)
- (略)

第15号様式 (第12条関係)

検査請求書

(略)

氏 名

㊞

(略)

別 紙

検査請求同意書

(略)

資格別	住 所	氏 名	印
(略)			

(略)

第16号様式 (第13条関係)

議決(選挙、当選)取消請求書

(略)

議決(選挙、当選)の取消しの対象となる森林組合

(略)

氏 名

㊞

(略)

記

- 1・2 (略)
- 3 議決又は選挙若しくは当選の決定の日付けを
証する書面
- (略)

別 紙

取消請求同意書

(略)

住 所	氏 名	印

注 (略)

第17号様式 (第14条関係)

登記完了届

(略)

代表者の氏名

㊞

(略)	(略)
第18号様式 (第15条関係) 総会(総代会)終了届	第18号様式 (第15条関係) 総会(総代会)終了届
(略)	(略)
代表者の氏名	代表者の氏名 <u>印</u>
(略)	(略)

第2条 新潟県森林組合法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第12号様式(その1)及び別記第12号様式(その2)を次のように改める。

第12号様式 (その1) (第10条関係)

吸収合併認可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

合併後存続する森林組合

住 所

名 称

森林組合

代表者の氏名

合併により解散する森林組合

住 所

名 称

森林組合

代表者の氏名

森林組合法第84条第2項の規定により、森林組合と森林組合との合併の認可を受けたいので、下記
の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併の理由を記載した書面
- 2 合併を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
- 3 合併を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 理事会の議事録の謄本
- 5 合併契約書及び覚書の写し
- 6 出資をさせる森林組合にあつては、最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、合併をする森林組合の成立の日における貸借対照表）
- 7 総代会において合併を決議した組合にあつては、森林組合法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- 8 森林組合法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録の謄本
- 9 森林組合法第84条第4項において読み替えて準用する同法第66条第2項又は第3項及び同法第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 10 合併後存続する森林組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面
- 11 合併の経過を記載した書面
- 12 森林組合法施行規則第99条第1項各号に掲げる事項を記載した書面（既に添付しているものは除く。）

注

生産森林組合又は森林組合連合会が合併の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第84条第2項」を「第100条第4項において準用する同法第84条第2項」又は「第109条第5項において準用する同法第84条第2項」とし、「第84条第4項」を「第100条第4項において準用する同法第84条第4項」又は「第109条第5項において準用する同法第84条第4項」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合員数」を「会員数」とすること。

第12号様式(その2)(第10条関係)

新設合併認可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

合併によつて設立する森林組合

住 所

名 称

森林組合

設 立 委 員

住 所

氏 名

〔設立委員全員の住所及び氏名を記載すること。〕

森林組合法第84条第2項の規定により、森林組合と森林組合を合併し、森林組合を設立したいので、認可されるよう下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併の理由を記載した書面
- 2 合併を決議した総会(総代会)の招集通知の写し
- 3 合併を決議した総会(総代会)の議事録の謄本
- 4 理事会の議事録の謄本
- 5 合併契約書及び覚書の写し
- 6 出資をさせる森林組合にあつては、最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、合併をする森林組合の成立の日における貸借対照表)
- 7 総代会において合併を決議した組合にあつては、森林組合法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- 8 森林組合法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録の謄本
- 9 森林組合法第84条第4項において読み替えて準用する同法第66条第2項又は第3項及び同法第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 10 合併により設立される森林組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書面、役員履歴書並びに事務所の位置を記載した書面
- 11 森林組合法第85条第1項及び第2項の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録の謄本
- 12 合併の経過を記載した書面
- 13 森林組合法施行規則第99条第1項各号に掲げる事項を記載した書面(既に添付しているものは除く。)

注

生産森林組合又は森林組合連合会が合併の認可申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「生産森林組合」又は「森林組合連合会」とし、「第84条第2項」を「第100条第4項において準用する同法第84条第2項」又は「第109条第5項において準用する同法第84条第2項」とし、「第85条第1項及び第2項」を「第100条第4項において準用する同法第85条第1項及び第2項」又は「第109条第5項において準用する同法第85条第1項及び第2項」とするほか、森林組合連合会の場合は、「組合員数」を「会員数」とすること。

別記第12号様式（その2）の次に次の1様式を加える。
第12号様式の2（第10条の2関係）

吸収分割認可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

吸収分割承継組合等

住 所

名 称

代表者の氏名

吸収分割組合等

住 所

名 称

代表者の氏名

森林組合法第88条の3第2項の規定により、 と との吸収分割の認可を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 吸収分割の理由を記載した書面
- 2 吸収分割を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
- 3 吸収分割を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 理事会の議事録の謄本
- 5 吸収分割契約書の写し
- 6 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の成立の日における貸借対照表）
- 7 総代会において吸収分割を決議した組合にあつては、森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- 8 森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録の謄本
- 9 森林組合法第88条の5第1項において読み替えて準用する同法第66条第2項又は第3項及び同法第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 10 吸収分割組合等及び吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書（吸収分割並びに吸収分割承継組合等及び吸収分割後の吸収分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに吸収分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（吸収分割承継連合会にあつては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面
- 11 吸収分割の経過を記載した書面
- 12 森林組合法施行規則第99条の2各号に掲げる事項を記載した書面（既に添付しているものは除く。）

注

吸収分割連合会が吸収分割の認可申請を行う場合は、様式中「第88条の3第2項」を「第108条の5第2項」とし、「第88条の5第1項において読み替えて準用する同法第66条第2項又は第3項及び同法第67条第2項」を「第108条の7において読み替えて準用する同法第66条第2項又は第3項及び同法第67条第2項」とし、「組合員数（吸収分割承継連合会にあつては会員数）」を「会員数」とし、「第99条の2各号」を「第99条の3各号」とすること。

別記第14号様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式の2（第11条の2関係）

新設分割認可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

新設分割によつて設立する森林組合連合会

住 所

名 称

森林組合連合会

設 立 委 員

住 所

氏 名

〔設立委員全員の住所及び氏名を記載すること。〕

森林組合法第108条の13第2項の規定により、森林組合連合会を設立し、新設分割の認可を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 新設分割の理由を記載した書面
- 2 新設分割を決議した総会（総代会）の招集通知の写し
- 3 新設分割を決議した総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 理事会の議事録の謄本
- 5 新設分割計画の写し
- 6 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合等の成立の日における貸借対照表）
- 7 総代会において新設分割を決議した森林組合にあつては、森林組合法第108条の15において準用する同法第65条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面
- 8 森林組合法第108条の15において準用する同法第65条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録の謄本
- 9 森林組合法第108条の15において読み替えて準用する同法第66条第2項又は第3項及び同法第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 10 新設分割設立連合会の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立連合会及び新設分割後の新設分割組合等の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、会員数、出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面
- 11 森林組合法第108条の15において準用する同法第85条第1項及び第2項の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録の謄本
- 12 新設分割の経過を記載した書面
- 13 森林組合法施行規則第99条の4各号に掲げる事項を記載した書面（既に添付しているものは除く。）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第24号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前					
別表第4（第123条関係）				別表第4（第123条関係）					
行政財産の使用料				行政財産の使用料					
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）		
土地	(略)			土地	(略)				
	水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	(略)		98	水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	88
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			130		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			260		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		230
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			650		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		590
		外径が1メートル以上のもの			1,300		外径が1メートル以上のもの		1,100
	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	2,200		その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	1,900		
(略)			(略)						
備考 (略)				備考 (略)					

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第25号

新潟県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県港湾管理条例施行規則（昭和38年新潟県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別記 第1号様式（第2条関係） (略) 岸 壁 係留施設の <u>栈橋</u> 係船くい 使用許可申請書 物揚場（係船） 係船護岸 (略)			別記 第1号様式（第2条関係） (略) 岸 壁 係留施設の <u>さん橋</u> 係船くい 使用許可申請書 物揚場（係船） 係船護岸 (略)		
(略)			(略)		
保 障 契 約 情 報	保障契約締結の有無 【有・無】	※保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）	保 障 契 約 情 報	保障契約締結の有無 【有・無】	※保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）
		一般船舶等保障契約証明書			
		難破物保障契約証明書			
		CLC条約証明書（油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書）			
		パンカー条約証明書（燃料油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の			

	保証の証明書)				
	ナイロビ条約 証書(難破物の除去についての責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書)				
※保障契約証明書等を有していない場合の記入事項 (<u>燃料油濁損害に係る保障契約にあつては総トン数100トン以上1,000トン以下の一般船舶、船体撤去の費用に係る保障契約にあつては総トン数100トン以上300トン未満の一般船舶に限り、①から⑤までの項目を記載することにより、保障契約証明書等に代えることができる。</u>)	(略)				
	④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・ <u>填補する契約</u> となつてい るか	(略)			
(略)					
(略)					
(略)					
	※保障契約証明書等を有していない場合の記入事項				
	④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・ <u>填補する契約</u> となつてい るか	(略)			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第5号

本 庁
地 域 機 関

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部を改正する訓令を次のように定め、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部を改正する訓令

(新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正)

第1条 新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令(昭和39年3月新潟県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第9号様式及び第16号様式の1中「㊦」を削る。

第16号様式の2中「㊦」を削る。

(建設工事執行規程の一部改正)

第2条 建設工事執行規程(昭和49年8月新潟県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第48条の見出しを「(支払の請求に関する調査)」に改め、同条第1項中「に記載された請求金額の前又は後にその私印を押印して、これ」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「証明」を「調査」に、「ものとし、前項の規定は、代決をする職員の私印の印鑑について準用する」を「ものとする」に改め、同項を同条第2項とする。

(新潟県財務規則に規定する帳票その他の書類の様式指定の特例等の一部改正)

第3条 次に掲げる訓令の規定中「㊦」を削る。

(1) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)に規定する帳票その他の書類の様式指定(平成5年3月新潟県訓令第7号)の特例(昭和59年3月新潟県訓令第13号)第8号様式

(2) 新潟県庁へりポート管理規程(昭和60年11月新潟県訓令第29号)別記様式

(3) 新潟県流域下水道事業財務規則(令和2年新潟県規則第34号)による帳票その他の書類の様式(令和2年6月新潟県訓令第17号)第9号様式、第10号様式及び第14号様式

(新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正)

第4条 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成5年3月新潟県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第22号様式の2から第24号様式まで及び第38号様式中「㊦」を削る。

第95号様式中

	口 座 振 替 申 込 印	
--	------------------------	--

 を

--

 に改める。

第100号様式、第102号様式及び第103号様式中「㊦」を削る。

第107号様式及び第114号様式中「印」を削る。

第121号様式中「㊦」を削る。

(新潟県財務規則第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正)

第5条 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成7年3月新潟県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第27号様式中「調査者職氏名印」を「調査者職氏名」に改め、「㊦」を削る。

(新潟県基幹病院事業財務規則による帳票その他の書類の様式指定の一部改正)

第6条 新潟県基幹病院事業財務規則(平成21年新潟県規則第56号)による帳票その他の書類の様式(平成21年11月新潟県訓令第28号)の一部を次のように改正する。

第16号様式中「㊦」を削る。

第18号様式中「㊦」を削る。

第21号様式中「㊟」を削る。

(新潟県行政文書管理規程の一部改正)

第7条 新潟県行政文書管理規程(令和2年3月新潟県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第22条第3号中クを削り、ケをクとする。

第34条第1項を次のように改める。

施行する文書は、次に掲げるものを除き、公印を省略するものとする。

- (1) 法令等の規定により公印を押すこととされている文書
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公印を押すべき特別の事情があると認められる文書

第71条第6号及び第9号中「㊟」を削る。

別記第5号様式中「公印省略」を削る。

附 則

- 1 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

◎新潟県告示第356号

押印を求める手続の見直し等のための関係告示の一部を改正する規程を次のように定め、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

押印を求める手続の見直し等のための関係告示の一部を改正する規程

(新潟県基準点測量成果の写の保管等に関する規程の一部改正)

第1条 新潟県基準点測量成果の写の保管等に関する規程(昭和33年10月新潟県告示第1420号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「押印する」を「記名する」に改める。

第11条第2項中「押印する」を「記名する」に改める。

別表第1中「㊟」を削り、

	記
許可印 認 印	事

を

「記

事

に改める。」

別表第2中

閲覧者 借用印	返 納 受領印
------------	------------

を

閲覧者 借用確認	返納 受領確認
-------------	------------

に改める。」

(新潟県新潟港廃油処理規程等の一部改正)

第2条 次に掲げる告示の規定中「㊟」を削る。

- (1) 新潟県新潟港廃油処理規程(昭和47年10月新潟県告示第1398号)別記様式
 - (2) 新潟県指定金融機関等事務取扱規程(昭和57年3月新潟県告示第1006号)別記第3号様式から別記第5号様式の2まで、別記第8号様式から別記第10号様式まで、別記第11号様式から別記第13号様式の2まで、別記第16号様式及び別記第19号様式から別記第28号様式まで
- (新潟県公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程の一部改正)

第3条 新潟県公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程(昭和48年2月新潟県告示第239号)

の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式(その1)及び別記第4号様式(その2)中「㊦」を削る。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「㊦」を削る。

(新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱等の一部改正)

第4条 次に掲げる告示の規定中「㊦」を削る。

- (1) 新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱(昭和60年3月新潟県告示第999号)別記第1号様式から別記第8号様式まで
- (2) 新潟県トリクロエチレン等環境汚染防止対策要綱(平成2年8月新潟県告示第2227号)別記第1号様式から別記第6号様式まで

附 則

- 1 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◎新潟県告示第357号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。)第10条、第16条及び第25条並びに新潟県国民健康保険法施行条例(平成29年新潟県条例第47号。以下「条例」という。)第10条、第12条、第15条、第16条及び第19条により、次の表の左欄に掲げる係数等の令和3年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

省令第10条の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	1.0590489773589
省令第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999987927
省令第25条の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999964358
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.8709957284368
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8688642632234
条例第19条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	0.8823733342469

◎新潟県告示第358号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額(令和元年12月新潟県告示第781号)を次のとおり改め、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

試 験 、 検 査 等 の 種 類			手 数 料 の 額		
			単 位	金 額	
1 分析	(1) 定性分析	繊維及び付着物	1 試料 1 成分	5,330円	
	(2) 定量分析	ア 金属	(ア) 鉄鋼	1 試料 1 成分	4,750円
			(イ) 非鉄金属	〃	7,790円
			イ 繊維及び付着物	1 試料 1 成分	6,290円
		ウ 溶液	1 試料 1 成分	3,800円	
		エ 窯業材料(鋳物砂、耐火材料、鉍石、粘土、研磨剤、砂及び砂状物に限る。)	1 試料 1 成分	8,110円	
		オ 硫酸銅試験又は亜鉛付着量試験	1 試料 1 測定	8,320円	
		カ ホルマリン試験	1 試料 1 成分	6,210円	
(ア) 抽出による場合					

		(イ) ホルムアルデヒド放散量測定	1 試料	7,720円
		キ 試料調整		
		(ア) 硫酸銅試験	1 試料	4,230円
		(イ) その他	//	6,850円
	(3) 機器分析	ア 機器による定性分析又は定量分析		
		(ア) エックス線回折試験	1 試料 1 測定	8,130円
		(イ) 赤外分光分析		
		a マッピング測定を行わない場合	//	6,700円
		b マッピング測定を行う場合	//	14,810円
		(ウ) 蛍光エックス線分析		
		a 定性分析	//	6,070円
		b 定量分析	1 試料 3 成分	2,560円
		(エ) エックス線マイクロアナライザー分析		
		a 定性分析	1 試料 1 測定	8,990円
		b マッピング及びプロファイル	1 試料 1 成分	5,490円
			1 成分増すごとに	2,770円
		(オ) プラズマ発光分光分析	1 試料 1 成分	9,930円
		(カ) イオンクロマトグラフィーによる定量分析	//	4,600円
			1 成分増すごとに	810円
		(キ) ガスクロマトグラフ質量分析		
		a 液体注入法	1 試料 1 測定	15,230円
		b 熱分解法	//	23,330円
		c ヘッドスペース法	//	25,460円
		d MS/MS法による分析の追加	1 試料 1 測定 1 親イオン	30,660円
		e 質量スペクトルの解析の追加	1 試料 3 成分まで	5,010円
			1 成分増すごとに	1,470円
		(ク) 炭素硫黄分析	1 試料 1 成分	5,810円
		(ケ) ラマン分光分析		
		a マッピング測定を行わない場合	1 試料 1 測定	3,950円
		b マッピング測定を行う場合	//	14,400円
		(コ) エックス線光電子分析	1 試料 1 測定 1 層	4,900円
		イ 試料調整		
		(ア) エックス線回折試験	1 試料	2,830円
		(イ) 赤外分光分析	//	9,260円
		(ウ) 蛍光エックス線分析	//	4,400円
		(エ) エックス線マイクロアナライザー分析	//	2,800円
		(オ) プラズマ発光分光分析		
		a アルカリ融解を行う場合	//	12,050円
		b その他の溶解を行う場合	//	4,030円
		(カ) ガスクロマトグラフ質量分析	//	6,550円
2 測定	(1) 機械的測定	ア 寸法又は形状の測定		
		(ア) 寸法の測定	1 試料 1 固定 5 箇所まで	4,020円
			1 箇所増すごとに	540円
		(イ) 点群又は形状曲線の測定	1 固定30分まで	4,090円

		(ウ) 点群からの寸法算出の追加	30分増すごとに 1箇所	1,370円 2,170円
		イ 真円度の測定	1試料1断面	3,970円
		ウ 表面粗さの測定	1試料5箇所まで 1箇所増すごとに	3,010円 550円
		エ ストレインメータによるひずみ量荷重の測定	1試料3箇所	5,290円
		オ 残留応力測定	1測定	3,970円
		カ エックス線による透過試験	1試料5箇所	4,000円
		キ トルクの測定	1試料	5,420円
		ク 張力の測定	1試料	6,070円
		ケ 振動の測定	1測定	3,980円
		コ 圧力の測定	1試料	3,970円
		サ 回転数の測定	1試料	2,640円
		シ 粘度測定試験	1試料	3,970円
		ス エックス線CT試験	1時間まで 1時間を超え1時間増すごとに	10,630円 6,690円
	(2) 電氣的測定	ア 電圧、電流、抵抗又は電力の測定	1試料1時間	2,670円
		イ 周波数特性、誘電率又は透磁率の測定	1試料1時間	4,100円
		ウ 磁束密度の測定	1試料	2,650円
		エ 雑音端子電圧、伝導妨害波又は雑音電力の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合 (イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合 (ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	1試料1時間 " "	4,130円 7,510円 23,840円
		オ 放射電界強度の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合 (イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合 (ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	1試料1時間 " "	4,310円 7,790円 23,840円
		カ 騒音の測定	1測定1時間	3,950円
	(3) 光学的測定	ア 顕微鏡試験 (ア) 走査型電子顕微鏡観察 a 元素分析装置を使用しない場合 b 元素分析装置を使用する場合	1試料3視野まで 1試料3視野を超え1視野増すごとに 1試料3視野まで 1試料3視野を	6,350円 290円 9,290円 880円

	(イ) 金属顕微鏡観察	超え1視野増すごとに 1断面3視野まで 1断面3視野を超え1視野増すごとに	6,860円 790円
	(ウ) 実体顕微鏡観察又はデジタルマイクロスコープ観察	1試料3視野まで 1試料3視野を超え1視野増すごとに	2,690円 80円
	(エ) 走査型プローブ顕微鏡観察	1試料3視野まで 1試料3視野を超え1視野増すごとに	7,980円 800円
	(オ) レーザー顕微鏡観察	1試料3視野まで 1試料3視野を超え1視野増すごとに	3,980円 790円
	(カ) 電界放出形電子顕微鏡観察		
	a 元素分析装置を使用しない場合	1試料3視野まで 1試料3視野を超え1視野増すごとに	14,060円 750円
	b 元素分析装置を使用する場合	1試料3視野まで 1試料3視野を超え1視野増すごとに	18,120円 2,240円
	c EBSD解析の追加	1時間	8,820円
	d 試料調整	1試料1断面	4,010円
	(キ) 顕微鏡による寸法測定	1試料5箇所まで 1試料5箇所を超え1箇所増すごとに	6,910円 790円
	イ 紫外可視分光測定	1試料5箇所	3,230円
	ウ 測色計による測色又は色差測定	1試料5箇所	2,700円
	エ 照度、光沢度、曇度、反射率又は透過率の測定	1試料5箇所	2,650円
(4) 熱的測定	ア 熱分析 (示差走査熱量分析、示差熱分析又は熱膨張率測定)	1試料	5,570円
	イ 熱伝導率	1試料	4,050円
	ウ 温度の測定		
	(ア) サーモグラフィーによる場合	1時間まで 1時間を超え1	5,280円 1,320円

		(イ) その他の場合	時間増すごとに 5箇所1時間まで 5箇所を超え1 箇所増すごとに 1時間を超え1 時間増すごとに	2,910円 260円 280円
		エ 熱応力試験	1試料	3,970円
		オ 試料調整	1試料	3,980円
3 試験	(1) 強度試験	ア 引張り試験、圧縮試験、抗折試験、 曲げ試験又はせん断試験	1試料	4,050円
		イ 衝撃試験	1試料	4,100円
		ウ 硬さ試験 (ア) 研磨の必要なもの	1試料1断面3 箇所まで 1試料1断面3 箇所を超え1箇 所増すごとに	3,550円 260円
		(イ) 研磨の不要なもの	1試料1断面3 箇所まで 1試料1断面3 箇所を超え1箇 所増すごとに	2,640円 260円
		エ 超微小硬さ試験	1試料5箇所	3,960円
		オ 疲労試験 (ア) 恒温槽を使用しない場合 (イ) 恒温槽を使用する場合	1試料1時間 "	520円 930円
	(2) 材料性状 試験	ア プラスチック又は複合材 (ア) 密度測定 (イ) ガラス含有量測定 (ウ) 接触角測定	1試料 " "	5,330円 6,600円 3,970円
		イ 窯業材料又は土石類 (ア) 乾燥収縮率試験 (イ) 焼成収縮率試験 (ウ) 吸水率測定 (エ) 比重測定 (オ) 水分測定 (カ) 粒度測定又は粘土分測定	1試料 " " " " "	2,680円 3,980円 2,660円 2,660円 1,880円 3,060円
		ウ 木材物性試験(密度、含水率、吸湿 性及び収縮率に限る。)	1試料	4,070円

	エ 繊維		
	(ア) 加ねん回数試験	1 試料	2,660円
	(イ) 織度測定試験		
	a 織度測定	〃	2,660円
	b 織度むら測定	〃	3,180円
	(ウ) 糸検尺試験	1,000メートル	2,640円
	(エ) 含水率測定試験	1 試料	3,500円
	(オ) 原料定性試験		
	a 物理試験	〃	4,000円
	b 化学試験	〃	4,800円
	(カ) 混紡率試験		
	a 物理試験	1 試料 1 成分	5,450円
	b 化学試験	〃	6,270円
	(キ) 染料の部属試験	1 試料	4,000円
	(ク) 連続引張試験	〃	5,280円
	オ 粒度分析	1 試料	6,200円
	カ 試料調整		
	(ア) プラスチック又は複合材	1 試料	3,980円
	(イ) 窯業材料又は土石類	〃	4,210円
(3) 加工特性試験	ア 金属材料の成形性試験	1 試料	7,140円
	イ 繊維		
	(ア) 抱合力試験又は糸平滑性試験	1 試料	3,950円
	(イ) 巻縮率試験又は弾性率試験	〃	3,280円
	(ウ) 編目長試験又は織縮率試験	〃	2,640円
	(エ) 精練漂白試験又は浸染試験	〃	2,700円
(4) 電気試験	ア 絶縁耐圧試験	1 試料	1,870円
	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験		
	(ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合	1 試料 1 時間	4,210円
	(イ) 3メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	7,630円
	(ウ) 10メートル電波暗室(登録)を使用する場合	〃	23,840円
(5) 表面処理試験	ア 膜厚試験		
	(ア) 顕微鏡による試験	1 試料 1 箇所 1 成分	6,910円
	(イ) 蛍光エックス線膜厚測定	〃	4,480円
	イ 密着性試験	1 試料 1 箇所	3,940円
	ウ 試料調整	1 試料	2,780円
(6) 塗装試験	硬さ、密着、耐摩耗又は耐薬品性試験	1 試料	5,010円
(7) 耐食試験	ア 塩水噴霧試験	1 試料 1 時間	290円
	イ 試験中の試料状態の記録	1 回	1,300円
	ウ 試料調整	1 試料	2,780円
(8) 耐候性試験	ア 恒温恒湿槽を使用する場合	1 バッチ 1 時間	340円
	イ ビルトインチャンバーを使用する場合	1 バッチ 1 時間	980円
	ウ サンシャインウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	700円
	エ キセノンウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	1,270円

	オ カーボンアーク灯光による耐光試験		
	(ア) 照射10時間以下	1 試料	250円
	(イ) 照射10時間を超え20時間以下	〃	380円
	(ウ) 照射20時間を超え40時間以下	〃	660円
	(エ) 照射40時間を超え100時間以下	〃	1,480円
	カ 試料調整	1 試料	2,660円
(9) 耐久性試験	ア 熱衝撃試験	1 バッチ 1 時間	640円
	イ 加速寿命試験	1 バッチ 1 時間	160円
	ウ 振動衝撃試験	1 試料 1 時間	2,780円
(10) 製品性能試験	ア 家具		
	(ア) 繰返し衝撃試験	1 試料4,000回	5,080円
	(イ) 繰返し開閉試験	1 試料10,000回	4,010円
	(ウ) 繰返し荷重試験	1 試料50回	4,010円
	イ 窯業製品 (冷凍融解試験)	1 バッチ 1 時間	330円
	ウ 繊維製品		
	(ア) 風合試験	1 試料	7,910円
	(イ) 毛羽測定試験	〃	2,660円
	(ウ) 通気性試験又は保温度試験	〃	3,970円
	(エ) 燃焼性試験		
	a ドライクリーニングを要する場合	〃	5,280円
	b ドライクリーニングを要しない場合	〃	3,970円
	(オ) 摩擦溶融試験	〃	3,950円
	(カ) 引き裂き強度試験、防すう度試験又は破裂試験	〃	4,020円
	(キ) 収縮度試験、摩耗試験 (ニット) 又は水分平衡質量試験	〃	4,020円
	(ク) 滑脱抵抗力試験又は剥離試験	〃	4,560円
	(ケ) 耐水度試験又ははつ水度試験	〃	2,640円
	(コ) 繊維の静電気測定試験		
	a 恒温恒湿槽を使用する場合	〃	5,540円
	b 恒温恒湿槽を使用しない場合	〃	3,170円
	(サ) 染色堅ろう度試験		
	a 洗濯試験、熱湯試験、汗試験、染色摩擦試験、酸化窒素ガス試験又はホットプレッシング試験	1 試料増すごとに	260円
	b 漂白試験又は塩素処理水試験	1 試料 1 試料増すごとに	4,650円 830円
	(シ) 透湿性試験	1 試料	4,200円
	(ス) 厚さ試験	〃	2,640円
	(セ) ピリング試験又はスナッグ試験	〃	3,970円
	(ソ) P F E 試験	1 試料	12,450円
	(タ) B F E 試験		
	a 高圧蒸気滅菌器を使用する場合	〃	19,080円
	b パルスドキセノン殺菌装置を使用する場合	〃	20,140円
	c 高圧蒸気滅菌器又はパルスドキセノン殺菌装置を使用しない場合	〃	18,820円
(11) 測定機	ロックウェル硬度計	1 台	11,750円

		器試験		
4	計算及び解析	写真撮影	高速ビデオ撮影	1件1時間 4,110円
5	企画及び設計	(1) デザイン	コンピュータ等の機器を利用した図面、色見本又は繊維図案等の試作	1柄 配色変更1回ごとに 4,530円 270円
		(2) 繊維	ア 組織分解	(ア) 経方向×緯方向400以下
	(イ) 経方向×緯方向401以上1,600以下		” 4,800円	
	(ウ) 経方向×緯方向1,601以上3,600以下		” 5,600円	
	(エ) 経方向×緯方向3,601以上6,400以下		” 6,660円	
(オ) 経方向×緯方向6,401以上10,000以下	” 7,990円			
(カ) 経方向×緯方向10,001以上22,500以下	” 9,320円			
(キ) (ア)から(カ)まで以外のもの	” 10,650円			
		イ 織物密度試験	(ア) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり20本以下	1試料 1,610円
			(イ) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり21本以上	” 2,670円
6	カラー複写		カラー複写(試験及び技術指導に係る複写に限り、1原稿につき3枚を限度とする。)	1枚 実費相当額
7	成績書の副本		成績書の副本	1通 1,430円

◎新潟県告示第359号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則第4条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額(令和元年12月新潟県告示第782号)を次のように改め、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

機 械 器 具	貸付料の額(1時間につき)
1 金属加工機械	
(1) 旋盤	1,570円
(2) フライス盤	1,410円
(3) 試料切断機	1,550円
(4) 試料研磨機	1,460円
(5) プレス機	2,460円
(6) ボール盤	1,360円
2 繊維加工機械	
(1) のり付け試験機	1,620円
(2) 高温染色試験機	1,460円
(3) 染色用ソフト巻機	1,370円
(4) 検ねん機	1,370円
(5) 意匠ねん糸機	1,600円
(6) 織機	1,720円
(7) 無縫製編機	1,560円
(8) 後加工用絞り装置	1,390円
3 測定試験機器	

(1) 万能投影機	1,370円
(2) 金属顕微鏡	1,370円
(3) 硬さ計	1,340円
(4) 万能材料試験機	1,440円
(5) 形状粗さ測定機	1,550円
(6) 恒温恒湿槽	290円
(7) 三次元座標測定機	1,480円
(8) 蛍光X線膜厚測定機	1,350円
(9) 工具顕微鏡	1,400円
(10) 真円度測定機	1,370円
(11) 高速度ビデオ装置	1,510円
(12) フィールドバランサー	1,370円
(13) ビルトインチャンバー	920円
(14) 炭素硫黄分析装置	1,690円
(15) EMC試験システム	1,810円
(16) X線マイクロアナライザー	1,510円
(17) I C I型メース試験機	1,370円
(18) pH・ORPメータ	1,340円
(19) X線回折装置	1,460円
(20) X線残留応力測定装置	1,370円
(21) 圧電型動力計	1,370円
(22) 糸むら測定装置	1,370円
(23) インピーダンス測定装置	1,350円
(24) オシロスコープ	1,400円
(25) 分光測色計	1,350円
(26) 屈折率計	1,370円
(27) 蛍光X線分析装置	1,520円
(28) 毛羽試験機	1,370円
(29) 測色計	1,350円
(30) 磁気測定器(磁束計)	1,350円
(31) 分光光度計	1,450円
(32) 実体顕微鏡(デジタルマイクロスコープ)	1,430円
(33) 自動強伸度試験機	1,370円
(34) データロガー	1,360円
(35) 衝撃試験機	1,460円
(36) 落球衝撃試験機	1,370円
(37) スペクトラムアナライザー	1,370円
(38) 静電気測定器	1,350円
(39) 騒音計	1,350円
(40) 摩擦堅ろう度試験機	1,380円
(41) 洗濯堅ろう度試験機	1,490円
(42) 走査型電子顕微鏡	1,680円
(43) 張力計	1,370円
(44) デジタルマルチメータ	1,350円
(45) デニールコンピュータ	1,370円
(46) 電子分析天びん	1,370円
(47) 電波暗室(次号及び第48号の2に掲げるものを除く。)	1,390円
(48) 3メートル電波暗室(登録)	2,280円

(48)の2 10メートル電波暗室(登録)	13,590円
(49) 熱応力測定器	1,370円
(50) 熱画像装置	1,360円
(51) ネットワークアナライザー	1,700円
(52) 熱分析装置	1,380円
(53) 信号発生器	1,350円
(54) I C I型ピリングテスター	1,370円
(55) 風合計量測定装置	1,370円
(56) 赤外分光光度計	1,420円
(57) プラズマ発光分光分析装置	1,640円
(58) 振動計	1,370円
(59) 粒度分布測定装置	1,600円
(60) ロータップ型標準ふるい器	1,370円
(61) 電力計	1,350円
(62) 疲労試験機(恒温槽を使用しない場合)	410円
(62)の2 疲労試験機(恒温槽を使用する場合)	820円
(63) レーザー測長器(運動精度測定システムを含む。)	1,370円
(64) 破裂試験機	1,430円
(65) 45° 燃焼性試験機	1,370円
(66) 定温乾燥器	1,410円
(67) ファイバースコープ	1,340円
(68) 加速寿命試験機	110円
(69) エキシマ光源照射装置	1,370円
(70) 接触角計	1,370円
(71) フェライトスコープ	1,370円
(72) ロータ型粘度計	1,370円
(73) フォースゲージ	1,350円
(74) 保温性試験機	1,360円
(75) CCM装置	1,350円
(76) 風速計	1,350円
(77) 自動蒸留試験装置	1,370円
(78) イオンクロマトグラフ	1,350円
(79) 含水率計	1,370円
(80) X線透視装置	1,390円
(81) 高圧プローブ	1,370円
(82) 光沢度計	1,370円
(83) 三次元構造解析顕微鏡	1,350円
(84) 照度計	1,350円
(85) 織布耐水度試験機	1,340円
(86) 振動試験機	2,000円
(87) 絶縁耐圧試験器	1,370円
(88) 絶縁抵抗計	1,340円
(89) 走査型プローブ顕微鏡	1,390円
(90) 超音波厚さ計	1,340円
(91) 通気性試験機	1,370円
(92) デジタル温度計	1,340円
(93) 電磁膜厚計	1,430円
(94) 透過率測定器(ヘイズ計)	1,340円
(95) 熱衝撃試験機	530円

(96)	熱物性測定装置	1,450円
(97)	G-T E Mセル	1,340円
(98)	漏れ電流測定器	1,350円
(99)	レーザー顕微鏡	1,380円
(100)	レーザーラマン分光光度計	1,350円
(101)	非接触三次元測定機	1,520円
(102)	高圧蒸気滅菌器	1,430円
(103)	デジタルトルクレンチ	1,340円
(104)	静電容量型変位計	1,340円
(105)	レーザー変位計	1,340円
(106)	ウォーターバス	1,380円
(107)	薄膜測定システム	1,360円
(108)	ドラフトチャンバー	1,540円
(109)	シールド効果評価器	1,370円
(110)	気中パーティクルカウンター	1,360円
(111)	低温恒温水槽	100円
(112)	超音波洗浄器	1,350円
(113)	分光放射輝度計	1,340円
(114)	プリズムカプラー式屈折率測定装置	1,360円
(115)	デジタルタコメータ	1,340円
(116)	液体クロマトグラフ	1,380円
(117)	酸化窒素ガス染色堅ろう度試験機	1,340円
(118)	C N C 画像測定機	1,360円
(119)	G Mサーベイメータ	1,360円
(120)	シンチレーションサーベイメータ	1,340円
(121)	摩耗試験機	1,340円
(122)	引裂度試験機	1,410円
(123)	ガスクロマトグラフ	1,420円
(124)	摩擦溶融試験機	1,340円
(125)	デジタル測長器	1,340円
(126)	スプレーテスター	1,340円
(127)	洗濯試験機	1,440円
(128)	可搬式粗さ計	1,340円
(129)	ロードセル	1,340円
(130)	薄膜硬度計	1,360円
(131)	3 D スキャニングシステム	1,520円
(132)	マイクロフォーカスX線C T装置	5,430円
(133)	高温用エリクセン試験機	1,490円
(134)	電流プローブ	1,340円
(135)	柔軟度試験機	1,340円
(136)	電子負荷	1,380円
(137)	抱合力試験機	1,340円
(138)	多連型乾熱試験機	1,370円
(139)	ラローズ法吸水性測定装置	1,340円
(140)	紫外線鑑別器	1,340円
(141)	保護導通試験器	1,340円
(142)	織物摩耗試験機	1,340円
4	その他	
(1)	デザインC A Dシステム	1,400円

(2) 直流電源	1,370円
(3) 交流安定化電源	1,490円
(4) 電気マッフル炉	1,430円
(5) クリーンベンチ	1,370円
(6) 標準光源装置	1,390円
(7) 真空ポンプ	1,350円
(8) 真空デシケーター	1,340円
(9) マスクアライナー	1,370円
(10) スピンコーター	1,360円
(11) ホットプレート	1,360円
(12) 真空乾燥器	1,360円
(13) ロータリエバポレータ	1,340円
(14) 遠心分離器	1,380円
(15) ディープラーニング用コンピュータ	1,390円
(16) パルスドキセノン殺菌装置	1,780円

◎新潟県告示第360号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、燕市に係る燕農業振興地域（平成28年2月9日新潟県告示第163号）小千谷市に係る小千谷農業振興地域（平成25年4月16日新潟県告示第571号）の区域を次のとおり変更する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

1 変更した地域の名称

- (1) 燕農業振興地域
- (2) 小千谷農業振興地域

2 区域

- (1) 燕市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

- (2) 小千谷市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び長岡地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和3年3月30日

◎新潟県告示第361号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	3者	松沢坂ノ下137番1ほか8筆 1.8ha
関川村	1者	若山101番3ほか16筆 1.7ha
新発田市	70者	東新町3丁目271番1ほか648筆 87.1ha
阿賀野市	41者	新保1742番ほか862筆 77.8ha
胎内市	25者	柴橋ナラソネ1978番ほか347筆 94.0ha
聖籠町	10者	次第浜一本松1150番ほか62筆 5.4ha

新潟市	134者	北区新鼻福島潟乙26番133ほか2068筆 182.3ha
五泉市	1者	土深アクルハ182番1ほか19筆 1.8ha
阿賀町	1者	鹿瀬中田4867番ほか2筆 0.3ha
三条市	16者	井栗折戸甲136番ほか78筆 10.4ha
燕市	34者	杉柳杉柳620番ほか214筆 25.9ha
加茂市	15者	加茂稲荷面2659番ほか95筆 14.3ha
田上町	6者	田上蛇喰へ3182番ほか33筆 5.9ha
弥彦村	9者	麓堤下978番ほか60筆 5.7ha
長岡市	16者	高島町牛池1207番ほか579筆 53.7ha
見附市	29者	学校町2丁目245番ほか419筆 40.4ha
小千谷市	2者	三仏生5599番ほか33筆 4.0ha
魚沼市	3者	七日市新田地玄寺385番1ほか25筆 1.5ha
南魚沼市	1者	大杉新田道下794番 0.1ha
十日町市	4者	中条甲2912番ほか16筆 3.0ha
津南町	1者	上郷宮野原未678番ほか9筆 0.8ha
上越市	19者	島田白山211番ほか203筆 22.0ha
妙高市	6者	谷内林新田前原12番1ほか37筆 4.4ha
糸魚川市	15者	谷根牛池3121番ほか82筆 9.3ha
佐渡市	73者	加茂歌代針山2756番ほか471筆 89.3ha
合計	535者	6,411筆 742.9ha

2 認可年月日

令和3年3月30日

◎新潟県告示第362号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市須沢中脇2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第21号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後		変更前	
(遊漁期間) 第4条 (略)		(遊漁期間) 第4条 (略)	
ア 魚種	イ 期間	ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで	あゆ	7月1日から9月30日まで
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年3月30日

◎新潟県告示第363号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市須沢中脇2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第22号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後		変更前	
(遊漁期間) 第4条 (略)		(遊漁期間) 第4条 (略)	
ア 魚種	イ 期間	ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで	あゆ	7月1日から9月30日まで
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年3月30日

◎新潟県告示第364号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市須沢中脇2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後		変更前	
(遊漁期間) 第4条 (略)		(遊漁期間) 第4条 (略)	
ア 魚種	イ 期間	ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで	あゆ	7月1日から9月30日まで
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年3月30日

◎新潟県告示第365号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針（令和2年新潟県告示第1244号）を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くらまぐろ(小型魚)」から「<u>別紙1-6 すけとうだら日本海北部系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>新潟県くらまぐろ(小型魚)漁業</p> <p>1 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>(1) 水域</p> <p>中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。<u>以下「許可省令」という。</u>)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、<u>当初配分(くらまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領(令和2年12月25日付け2水管第1905号水産庁資源管理部長通知)第2の1に定める配分をいう。以下同じ。)</u>にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を当該知事管理区分に配分し、残りの5分を本県の留保枠とする。<u>当該管理年度中に漁獲可能量が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。</u></p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p>	<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くらまぐろ(小型魚)」から「<u>別紙1-4 まいわし対馬暖流系群</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>新潟県くらまぐろ(小型魚)漁業</p> <p>1 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>(1) 水域</p> <p>中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。<u>以下同じ。)</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を新潟県くらまぐろ(小型魚)漁業に<u>按分</u>し、残りの5分を本県の留保枠とする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p>

1 緊急報告体制

定置漁業(法第60条第3項に掲げる漁業をいう。以下同じ。)の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
定置漁業の経営体	定置漁業	1か統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置(法第60条第5項第2号に掲げる漁業及び新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号。以下「調整規則」という。)第4条第13号における漁業をいう。以下同じ。)	1か統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 (略)

(別紙1-2)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。)

(2)~(3) (略)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
大型定置の経営体	大型定置	1ヶ統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1ヶ統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 (略)

(別紙1-2)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域

(2)~(3) (略)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限

は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を当該知事管理区分に配分し、残りの5分を本県の留保枠とする。当該管理年度中に漁獲可能量が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があつた場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
定置漁業の経営体	定置漁業	1か統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1か統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があつた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 (略)

(別紙1-3)

第1・第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数

は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業に按分し、残りの5分を本県の留保枠とする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があつた場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
大型定置の経営体	大型定置	1ヶ統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1ヶ統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があつた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 (略)

(別紙1-3)

第1・第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を新潟県まあじ漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまあじをとる漁業の主たる漁業種類及び免許数は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数

<p>定置漁業</p> <p>10</p> <p>第5 (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を当該知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">主たる漁業種類</th> <th style="text-align: center;">免許数又は許可数</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>流し網漁業(調整規則第4条第4号における漁業をいう。)</td> <td style="text-align: center;">103</td> </tr> </table> <p>第5 (略)</p>	主たる漁業種類	免許数又は許可数	定置漁業	10	流し網漁業(調整規則第4条第4号における漁業をいう。)	103	<p>定置漁業(法第60条第3項に掲げる漁業をいう。以下同じ。)</p> <p>10</p> <p>第5 (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を新潟県まいわし漁業に配分する。</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまいわしをとる漁業の主たる漁業種類及び免許数又は許可数は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">主たる漁業種類</th> <th style="text-align: center;">免許数又は許可数</th> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>流し網漁業(新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号)第4条第4号における漁業をいう。)</td> <td style="text-align: center;">103</td> </tr> </table> <p>第5 (略)</p>	主たる漁業種類	免許数又は許可数	定置漁業	10	流し網漁業(新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号)第4条第4号における漁業をいう。)	103
主たる漁業種類	免許数又は許可数												
定置漁業	10												
流し網漁業(調整規則第4条第4号における漁業をいう。)	103												
主たる漁業種類	免許数又は許可数												
定置漁業	10												
流し網漁業(新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号)第4条第4号における漁業をいう。)	103												

「別紙1-4 まいわし対馬暖流系群」の次に、「別紙1-5 するめいか」から「別紙1-6 すけとうだら日本海北部系群」までを加える。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県するめいか漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、するめいかをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	10
小型機船底びき網漁業(許可省令第70条第2号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)	138

刺し網漁業（調整規則第4条第5号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	406
小型いか釣り漁業（調整規則第4条第7号に掲げる漁業をいう。）	247

第5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県すけとうだら漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、すけとうだらをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだらをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	許可数
小型機船底びき網漁業	138
刺し網漁業	406
はえ縄漁業（調整規則第4条第6号に掲げる漁業をいう。）	21

第5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

◎新潟県告示第366号

漁業法（昭和24年法律第267号）第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針を次のように定めたので、行政手続法（平成5年法律第88号）第36条の規定に基づき公表する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

漁業法第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針

第1 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第1において単に「くろまぐろ」という。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、新潟県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して新潟県知事がする助言又は勧告の内容
7割を超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止する具体的な管理措置（生存個体の放流等）の実施の助言

9割を超えたとき	知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（くろまぐろの採捕を目的とした操業の停止等）の実施の勧告
----------	---

2 1の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くろまぐろ（大型魚）

第1の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

◎新潟県告示第367号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和3管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 くろまぐろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	52.725トン

2 くろまぐろ（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	84.170トン

3 するめいか

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
新潟県するめいか漁業	現行水準

4 すけとうだら日本海北部系群

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
新潟県すけとうだら漁業	現行水準

◎新潟県告示第368号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県村上市立島字松木平17の5、17の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業加治川右岸地区（宮古木換地区）に係る換地処分をした。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業加治川右岸地区（板山換地区）に係る換地処分をした。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業加治川右岸地区（小戸換地区）に係る換地処分をした。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業川東地区（全換地区）に係る換地処分をした。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第373号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報 修正）
 - 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
 - 3 作業地域 新潟県全域
-

◎新潟県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
 - 2 作業期間 令和元年10月18日から令和3年2月26日まで
 - 3 作業地域 馬取川流域、実川流域
-

◎新潟県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
 - 2 作業期間 令和元年11月15日から令和3年2月26日まで
 - 3 作業地域 阿賀野川及び早出川国管理区間
-

◎新潟県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 桑山地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年7月1日から令和3年1月20日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区桑山 他

◎新潟県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業（一般型） 上原地区（全換地区） 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年9月7日から令和3年3月10日まで
- 3 作業地域 魚沼市上原 地内

◎新潟県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 高田中部地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年9月28日から令和3年3月10日まで
- 3 作業地域 柏崎市大字新道、藤橋及び堀 地内

◎新潟県告示第379号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（平成29年3月新潟県告示第387号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県土地利用基本計画図の変更

- 1 都市地域について次の区域を拡大する。

区域	面積（ヘクタール）
上越市の一部	8
- 2 農業地域について次の区域を拡大する。

区域	面積（ヘクタール）
上越市の一部	2
- 3 農業地域について次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
燕市の一部	3
小千谷市の一部	5
- 4 森林地域について次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
新潟市の一部	3
五泉市の一部	6
柏崎市の一部	7
佐渡市の一部	2

◎新潟県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町新谷字宮ノ下579番1から 同郡同町新谷字桂沢山4005番2まで	新	(A)8.8～19.5メートル	468.1メートル
		(B)11.5～24.8メートル	459.6メートル
	旧	8.8～19.5メートル	468.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新発田津川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町新谷字宮ノ下579番1から同郡同町新谷字桂沢山4005番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月30日

◎新潟県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市字栗上段未乙4番3から 同市字栗上段未乙4番1まで	新	6.8～14.0メートル	58.1メートル
	旧	6.8～13.1メートル	58.1メートル

◎新潟県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間
十日町市字栗上段未乙4番3から同市字栗上段未乙4番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月30日

◎新潟県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市余川字藤塚2992番まで	新	(A) 11.2～245.0メートル	8,624.0メートル
南魚沼市野田字上金塚333番1から 同市余川字牛蒡島3364番8まで		(B) 9.5～48.0メートル	2,884.2メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 同市八箇字中ノ沢壬4番15まで	旧	(A) 9.4～59.0メートル	2,045.7メートル
十日町市八箇字三ツ又口辛950番1から 南魚沼市余川字藤塚2992番まで		(B) 11.2～245.0メートル	8,624.0メートル
南魚沼市野田字上金塚333番1から 同市余川字牛蒡島3364番8まで		(C) 9.5～48.0メートル	2,884.2メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 国土交通大臣の権限代行区間の区域変更
- 3 路線の重用
一部区間県道十日町六日町線及び県道欠ノ上五日町線と重用
- 4 路線の重複
一部区間南魚沼市道余川川窪線と重複

◎新潟県告示第385号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（昭和48年10月19日新潟県告示第1475号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 海岸名 山北海岸 基石地区海岸
- 2 指定区域

地点0～7を順次に結んだ線、地点7と7'を結んだ線、地点7'～0'を順次に結んだ線及び地点0'と0を結んだ線に囲まれた区域並びに地点8～28''を順次に結んだ線、地点28''と28'を結んだ線、地点28'～8'を順次に結んだ線及び地点8'と8を結んだ線に囲まれた区域。

ただし、二級河川碁石川の河川区域を除く。

3 指定年月日 令和3年3月30日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離(m)
0	村上市碁石字碁石	No. 0	No. 0'	No. 0	302-00	120.000
1	字碁石	No. 1	No. 1'	No. 1	323-00	135.000
2	字碁石	No. 2	No. 2'	No. 2	316-00	136.000
3	字碁石	No. 3	No. 3'	No. 3	306-00	136.000
4	字碁石	No. 4	No. 4'	No. 4	304-00	129.000
5	字碁石	No. 5	No. 5'	No. 5	307-00	124.000
6	字碁石	No. 6	No. 6'	No. 6	308-00	124.000
7	字碁石	No. 7	No. 7'	No. 7	307-00	124.000
8	字碁石	No. 8	No. 8'	No. 8	305-00	123.000
9	字碁石1081番1地先	No. 9	No. 9'	No. 9	305-00	125.000
10	字碁石1081番1地先	No. 10	No. 10'	No. 10	308-00	94.000
11	字碁石1081番2地先	No. 11	No. 11'	No. 11	309-00	104.000
12	字碁石1081番2地先	No. 12	No. 12'	No. 12	307-00	119.000
13	字碁石1081番2地先	No. 13	No. 13'	No. 13	310-00	117.000
14	字碁石1081番2地先	No. 14	No. 14'	No. 14	308-00	122.000
15	字碁石1081番2地先	No. 15	No. 15'	No. 15	308-00	134.000
15''	字釜土829番10	No. 15''	No. 15'''	No. 15''	297-38	82.660
16	字釜土829番10	No. 16	No. 16'	No. 16	297-38	83.910
17	字釜土829番10	No. 17	No. 17'	No. 17	296-41	84.220
18	字釜土829番10	No. 18	No. 18'	No. 18	291-35	85.820
19	字釜土850番3	No. 19	No. 19'	No. 19	288-17	80.070
20	字釜土850番3	No. 20	No. 20'	No. 20	288-24	79.240
21	字釜土850番3	No. 21	No. 21'	No. 21	281-12	75.240
22	字碁石1080番4	No. 22	No. 22'	No. 22	274-37	68.570
23	字碁石1080番4	No. 23	No. 23'	No. 23	270-56	65.190
24	字碁石1080番4	No. 24	No. 24'	No. 24	267-56	66.140
25	字碁石1080番4	No. 25	No. 25'	No. 25	265-26	67.640
26	字大崎山1070番7	No. 26	No. 26'	No. 26	254-00	70.960
27	字大崎山1070番7	No. 27	No. 27'	No. 27	251-17	71.360
28	字大崎山1070番7	No. 28	No. 28'	No. 28	247-52	67.080
28''	字大崎山1070番2	No. 28''	No. 28'''	No. 28	247-52	6.310
28'''	字碁石1080番1	No. 28'''	No. 28''	No. 28	287-04	2.960
指 定 延 長				1,078.09m		

◎新潟県告示第386号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種 類	名 称	位 置	数量及び能力
-----	-----	-----	--------

臨港交通施設	臨港道路西埋立 島見線	新潟市北区 島見町、同区 太郎代地内	延長 793.8m 敷地幅員 16.3~34.5m 車道幅員 7.0m 構造 アスファルト舗装
--------	----------------	--------------------------	--

◎新潟県告示第387号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織の指定（昭和57年3月新潟県告示第947号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）第4条第1項第4号の規定により事務所出納員を置く所在地内事務所及び財務現金取扱員を置く課、事業所その他の組織指定（昭和39年3月新潟県告示第317号）は、昭和57年3月31日限り廃止する。	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第8条第1項第1号の規定により財務現金取扱員を置く課、その他の組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施し、新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）第4条第1項第4号の規定により事務所出納員を置く所在地内事務所及び財務現金取扱員を置く課、事業所その他の組織指定（昭和39年3月新潟県告示第317号）は、昭和57年3月31日限り廃止する。
(略)	(略)
<u>(削除)</u>	〃 <u>震災復興支援課</u>
〃 <u>廃棄物対策課</u>	〃 <u>廃棄物対策課</u>
福祉保健部 <u>福祉保健総務課</u>	福祉保健部 <u>福祉保健課</u>
(略)	(略)
産業労働部 <u>地域産業振興課</u>	産業労働部 <u>創業・経営支援課</u>
(略)	(略)

◎新潟県告示第388号

新潟県資金前渡取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第946号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(前渡資金の支出の決定)	(前渡資金の支出の決定)
第5条 <u>資金前渡職員は、交際費又は新潟学園に入所する児童に係る経費に係る資金を支出しようとするときは、あらかじめ、別記第1号様式による資金前渡金執行決定票により決定しなければならない。</u>	第5条 資金前渡職員は、交際費に係る資金を支出しようとするときは、あらかじめ、別記第1号様式による資金前渡金執行決定票により決定しなければならない。

<p>(支出命令者への報告)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 <u>新潟学園に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費に係る資金(規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。)</u>の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(支出命令者への報告)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 <u>犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費に係る資金(規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。)</u>の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

◎新潟県告示第389号

新潟県物品等入札参加資格審査規程(昭和56年1月新潟県告示第165号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人の場合</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>新潟県の県税納税証明書</u></p> <p>カ 法人税の納税証明書(外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>新潟県の県税納税証明書</u></p> <p>カ <u>所得税の納税証明書(外国に籍を有する者</u></p>	<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人の場合</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>新潟県に事務所又は事業所(2以上の事務所又は事業所がある法人の場合には、主たる事務所又は事業所。以下この項において同じ。)を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書</u></p> <p>カ <u>新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書(外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)</u></p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書</u></p> <p>カ <u>新潟県に事務所又は事業所を有しない者に</u></p>

<p>にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)</p> <p>キ〜ケ (略)</p> <p>(資格審査の申請時期)</p> <p>第4条 資格審査の申請は、随時に、行うことができる。ただし、第6条第2号に規定する有効期間に係る参加資格の申請にあつては、平成6年を初年とする3年目ごとの年(以下「定期申請年」という。)の<u>前年の11月1日から12月28日までの間</u>に行わなければならない。</p>	<p>あつては、<u>所得税の納税証明書</u>(外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)</p> <p>キ〜ケ (略)</p> <p>(資格審査の申請時期)</p> <p>第4条 資格審査の申請は、随時に、行うことができる。ただし、第6条第2号に規定する有効期間に係る参加資格の申請にあつては、平成6年を初年とする3年目ごとの年(以下「定期申請年」という。)の<u>1月4日から同月31日まで</u>に行わなければならない。</p>
---	---

◎新潟県告示第390号

新潟県庁舎等管理業務入札参加資格審査規程(平成13年12月新潟県告示第2361号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人の場合</p> <p>ア〜オ (略)</p> <p>カ <u>新潟県の県税納税証明書</u></p> <p>キ <u>法人税の納税証明書</u>(外国法人にあつては、知事が別に指示する書類)</p> <p>ク〜コ (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p>ア〜オ (略)</p> <p>カ <u>新潟県の県税納税証明書</u></p> <p>キ <u>所得税の納税証明書</u>(日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類)</p> <p>(資格審査の申請期間等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 定期申請は、<u>平成15年</u>を初年とする3年目ごとの年(以下「定期申請年」という。)の<u>前年の11月</u></p>	<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人の場合</p> <p>ア〜オ (略)</p> <p>カ <u>新潟県に事務所又は事業所(2以上の事務所又は事業所を有する場合にあつては、主たる事務所又は事業所。以下この項において同じ。)を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書</u></p> <p>キ <u>新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書</u>(外国法人にあつては、知事が別に指示する書類)</p> <p>ク〜コ (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p>ア〜オ (略)</p> <p>カ <u>新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書</u></p> <p>キ <u>新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書</u></p> <p>(資格審査の申請期間等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 定期申請は、<u>平成14年及びこれを初年とする3年目ごとの年</u>(以下「定期申請年」という。)の<u>1</u></p>

1日から12月28日までの間に行わなければならない。 3 (略)	月4日から同月31日までの間に行わなければならない。 3 (略)
-------------------------------------	-------------------------------------

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
 - ① 県立学校等電力需給（新潟高等学校 外40施設）
 - ② 県立学校等電力需給（長岡高等学校 外37施設）
 - ③ 県立学校電力需給（高田高等学校 外32施設）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県教育庁財務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和3年3月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
上記1①について
東北電力株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区上大川前通五番町84番地
上記1②について
東北電力株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区上大川前通五番町84番地
上記1③について
東北電力株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区上大川前通五番町84番地
- 5 落札価格
 - (1) 上記1①について
160,805,914円
 - (2) 上記1②について
130,625,693円
 - (3) 上記1③について
105,288,313円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和3年1月12日

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程（昭和46年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
<u>第4条 職員に特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給するに当たっては、所属長は、職員別に勤務公署名、職名、異動年月日、住居移転年月日並びに特地公署に勤務することとなった日における給料及び扶養手当の月額その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。</u>	
第5条（略）	第4条（略）

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成3年新潟県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 <u>職員に管理職員特別勤務手当を支給する場合には、管理職員特別勤務手当整理簿を作成するものとする。</u></p> <p>2 <u>管理職員特別勤務手当整理簿は、職員別に作成し、次に掲げる事項を記入するものとする。</u></p> <p>(1) <u>勤務に従事した年月日</u></p> <p>(2) <u>勤務に従事した職員の職及び氏名</u></p> <p>(3) <u>その職に係る管理職手当の（種）区分</u></p> <p>(4) <u>勤務の内容</u></p> <p>(5) <u>勤務をすることが必要であった理由</u></p> <p>(6) <u>勤務の開始時刻及び終了時刻</u></p> <p>(7) <u>休憩等の時間</u></p> <p>(8) <u>実働時間数</u></p> <p>第6条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条（略）</p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程

新潟県企業局行政文書管理規程（令和2年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（起案用紙）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p>(3) 取扱上及び施行上の注意欄は、必要に応じて次に掲げる区分により、当該部分を円で囲むこと。</p> <p>ア～キ （略）</p> <p>ク （略）</p> <p>(4) ～ (9) （略）</p> <p>（公印及び契印）</p> <p>第32条 施行する文書は、次に掲げるものを除き、公印を省略するものとする。</p> <p>(1) <u>法令等の規定により公印を押すこととされている文書</u></p> <p>(2) <u>県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書</u></p> <p>(3) <u>事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、公印を押すべき特別の事情があると認められる文書</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（起案用紙）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p>(3) 取扱上及び施行上の注意欄は、必要に応じて次に掲げる区分により、当該部分を円で囲むこと。</p> <p>ア～キ （略）</p> <p><u>ク 公印を省略するもの 公印省略</u></p> <p><u>ケ</u> （略）</p> <p>(4) ～ (9) （略）</p> <p>（公印及び契印）</p> <p>第32条 施行する文書は、<u>県報に登載するものを除き、新潟県企業局公印規程（昭和32年7月新潟県電気事業訓令第1号）に定めるところにより、公印を押さなければならない。ただし、次に掲げるものは公印を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>県の機関に発する文書（許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書を除く。）</u></p> <p>(2) <u>県の機関以外に発する文書のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 往復文（法令等により押印を要するとされているものその他特に重要なものを除く。）</u></p> <p><u>イ 書簡文</u></p> <p><u>ウ 挨拶文</u></p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県企業局管理規程第8号

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>第2号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">意見照会書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">新潟県企業管理者</p> <p>（略）</p>	<p>第2号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">意見照会書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">新潟県企業管理者 <u>ニ</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県企業局管理規程第9号

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年新潟県企業局管理規程第11号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>第3号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">意見照会書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">新潟県企業管理者</p> <p>（略）</p>	<p>第3号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">意見照会書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">新潟県企業管理者 <u>ニ</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

議 会 規 程

押印を求める手続の見直し等のための関係規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県議会議長 桜井 甚一

新潟県議会議程第1号

押印を求める手続の見直し等のための関係規程の一部を改正する規程

(政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年新潟県議会議程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(報告書の訂正)	(報告書の訂正)
第10条 報告書を訂正しようとする場合には、新潟県議会の議員は、新潟県議会の議長に別記第5号様式による訂正届を提出し、訂正の箇所にその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。	第10条 報告書を訂正しようとする場合には、新潟県議会の議員は、新潟県議会の議長に別記第5号様式による訂正届を提出し、訂正の箇所に <u>認印するとともに</u> 、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。
別記	別記
第1号様式 （第4条関係）	第1号様式 （第4条関係）
(略)	(略)
資産等報告書	資産等報告書
(略)	(略)
新潟県議会議員	新潟県議会議員 <u>㊟</u>
(略)	(略)
第2号様式 （第4条関係）	第2号様式 （第4条関係）
(略)	(略)
資産等補充報告書	資産等補充報告書
(略)	(略)
新潟県議会議員	新潟県議会議員 <u>㊟</u>
(略)	(略)
第3号様式 （第6条関係）	第3号様式 （第6条関係）
(略)	(略)
所得等報告書	所得等報告書
(略)	(略)
新潟県議会議員	新潟県議会議員 <u>㊟</u>
(略)	(略)
第4号様式 （第8条関係）	第4号様式 （第8条関係）
(略)	(略)
関連会社等報告書	関連会社等報告書
(略)	(略)
新潟県議会議員	新潟県議会議員 <u>㊟</u>
(略)	(略)
第5号様式 （第10条関係）	第5号様式 （第10条関係）
訂正届	訂正届

(略) 新潟県議会議員	(略) 新潟県議会議員
----------------	----------------

(新潟県政務活動費の交付に関する規程の一部改正)

第2条 新潟県政務活動費の交付に関する規程(平成13年新潟県議会規程第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記 第1号様式(第2条関係) (略) 代表者氏名 会派結成届 (略)	別記 第1号様式(第2条関係) (略) 代表者氏名 会派結成届 (略)
第2号様式(第2条関係) (略) 代表者氏名 会派異動届 (略)	第2号様式(第2条関係) (略) 代表者氏名 会派異動届 (略)
第3号様式(第2条関係) (略) 代表者氏名 会派解散届 (略)	第3号様式(第2条関係) (略) 代表者氏名 会派解散届 (略)
第4号様式(第3条関係) (略) 代表者氏名 年度政務活動費請求書 (略)	第4号様式(第3条関係) (略) 代表者氏名 年度政務活動費請求書 (略)
第5号様式(第3条関係) (略) 議員氏名 年度政務活動費請求書 (略)	第5号様式(第3条関係) (略) 議員氏名 年度政務活動費請求書 (略)

(議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正)

第3条 議会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年新潟県議会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別記 第2号様式(第3条関係) 意見照会書 (略) 新潟県議会議長 (略)	別記 第2号様式(第3条関係) 意見照会書 (略) 新潟県議会議長 (略)

(議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第4条 議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年新潟県議会規程第2号)の一部を次のように改

正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
別記 第3号様式(第8条関係) 意見照会書 (略) 新潟県議会議長 (略)	別記 第3号様式(第8条関係) 意見照会書 (略) 新潟県議会議長 (略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

議 会 訓 令

◎新潟県議会訓令第1号

県議会事務局

新潟県議会事務局処務規程（昭和38年6月新潟県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

新潟県議会議長 桜井 甚一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(課長の専決事項) 第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 総務課長 (1)～(7) (略) (8) <u>会計年度任用職員</u> の任免に関する事 (9)～(13) (略) 議事調査課長 (略)	(課長の専決事項) 第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 総務課長 (1)～(7) (略) (8) <u>非常勤職員</u> の任免に関する事 (9)～(13) (略) 議事調査課長 (略)

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第2号

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会専決規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(委員長の専決事項) 第2条 (略) (1)～(15) (略)	(委員長の専決事項) 第2条 (略) (1)～(15) (略) <u>(16) 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「改良令」という。)第5条第1項の規定により、土地改良区の総代の選挙を管理すべき市区町村選挙管理委員会を指定すること。</u> <u>(17) 改良令第47条の規定により、土地改良区の定款中総代の選挙に関する規定について意見を述べること。</u>
(16)～(18) (略)	<u>(18)～(20) (略)</u>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第3号

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年新潟県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
第2号様式(第3条関係) 意見照会書 (略) 新潟県選挙管理委員会 (略)	第2号様式(第3条関係) 意見照会書 (略) 新潟県選挙管理委員会 <u>印</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県選挙管理委員会規程第4号

新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年新潟県選挙管理委員会規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第3号様式 (第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">意見照会書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新潟県選挙管理委員会</p> <p>(略)</p>	<p>第3号様式 (第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">意見照会書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新潟県選挙管理委員会 <u>印</u></p> <p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

第1条 公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等）</p> <p>第8条 令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき指定する病院、<u>老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設（以下「病院等」という。）</u>は、別表第1に掲げる病院、別表第2に掲げる老人ホーム、別表第3の1に掲げる身体障害者支援施設及び別表第3の2に掲げる保護施設とする。</p> <p>2 前項の規定により指定する病院等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院を含む。）で、概ね50床以上の病床を有するもの</u></p> <p>(2) <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（介護・食事の提供・家事・健康管理のいずれかのサービスの提供を行うサービス付き高齢者向け住宅を含む。）で、概ね50人以上の人員を入所させることのできるもの</u></p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者を入所させる施設で、概ね50人以上の人員を入所させることのできるもの</u></p> <p>(4) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設で、概ね50人以上の人員を入所させることのできるもの</u></p> <p>(5) <u>その他県委員会が適正な管理執行が確保できると認める病院等</u></p> <p>3 第1項の規定による指定を受けようとする病院等の長は、別記第3号様式により県委員会に申請</p>	<p>（病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等）</p> <p>第8条 令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき指定する病院老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設は、別表第1に掲げる病院、別表第2に掲げる老人ホーム、別表第3の1に掲げる身体障害者支援施設及び別表第3の2に掲げる保護施設とする。</p>

しなければならない。

- 4 県委員会は、前項の規定による病院等の長からの申請が第2項に規定する指定の基準に照らし適当であると認めるときは、当該病院等を不在者投票のできる病院等として指定するものとする。
- 5 前項の規定により指定を受けた病院等の長は、当該病院等を閉鎖したとき又は当該病院等の名称、所在地若しくは収容定員を変更したときは、別記第4号様式又は別記第5号様式により直ちにその旨を県委員会に報告しなければならない。
- 6 県委員会は、第4項の規定により指定した病院等が第2項に規定する指定の基準に該当しなくなったと認めるときその他指定を取り消すことが適当であると認めるときは、当該病院等の指定を取り消すことができる。
- 7 県委員会は、病院等を新たに指定したとき、既に指定している病院等が閉鎖したとき、病院等の指定を取り消したとき又は病院等が名称若しくは所在地を変更したときは、速やかにその旨を告示するものとする。
- 8 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条、第184条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条の規定において準用又はその例によるとされている令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき不在者投票のできる病院等については、県委員会が第1項の規定により指定した病院等をもってこれにあてる。

(ビラ証紙の交付)

第19条 前条のビラ証紙交付票の交付を受けた候補者又は候補者届出政党が、ビラ証紙の交付を受けようとする場合には、当該ビラ証紙交付票に当該候補者名又は当該候補者届出政党の名称及びその代表者名を記入し、これを県委員会に提出しなければならない。この場合、候補者又は候補者届出政党は、証紙をはるべきビラの見本を2枚(記載内容の異なるごとにそれぞれ2枚)添えて、別記第15号様式に準じて県委員会に届け出なければならない。

2～4 (略)

(検印の方法)

第24条 検印を受けようとする候補者届出政党は、第22条の検印票を提出しなければならない。この場合においては、検印票に当該候補者届出政党の名称及びその代表者名を記入しなければならない。

2～4 (略)

2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条、第184条、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条、第23条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条の規定において準用又はその例によるとされている令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき不在者投票のできる病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設については、県委員会が前項の規定により指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をもってこれにあてる。

(ビラ証紙の交付)

第19条 前条のビラ証紙交付票の交付を受けた候補者又は候補者届出政党が、ビラ証紙の交付を受けようとする場合には、当該ビラ証紙交付票に当該候補者名又は当該候補者届出政党の名称及びその代表者名を記入するとともに、当該候補者又は代表者の印を押し、これを県委員会に提出しなければならない。この場合、候補者又は候補者届出政党は、証紙をはるべきビラの見本を2枚(記載内容の異なるごとにそれぞれ2枚)添えて、別記第15号様式に準じて県委員会に届け出なければならない。

2～4 (略)

(検印の方法)

第24条 検印を受けようとする候補者届出政党は、第22条の検印票を提出しなければならない。この場合においては、検印票に当該候補者届出政党の名称を記入するとともに、当該代表者において記名捺印しなければならない。

2～4 (略)

(検印の方法)

第87条 第85条の検印票の交付を受けた推薦団体が、
検印を受けようとする場合には、当該検印票に推
薦団体の名称並びに推薦演説会を開催する施設の
名称及びその所在地並びに開催年月日並びに検印
に関する責任者の氏名を記入し、これを県委員会
に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 検印したポスターが500枚に達しないときは、県
委員会は検印票に検印したポスターの枚数を記入
し、提出者に返すものとする。

(検印の方法)

第99条 検印を受けようとする確認団体は、第97条
の検印票を提出しなければならない。この場合に
おいては、検印票に当該政党その他の政治団体の
名称及び検印に関する責任者名を記入しなければ
ならない。

2～4 (略)

別記第1号様式及び第2号様式 削除

第6号様式(第9条関係)

その1 候補者又は推薦届出者の場合
(略)

氏名

選挙事務所設置届

(略)

備考

1・2 (略)

3 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合
にあつては本人確認書類の提示又は提出を、
これらの者の代理人が届け出る場合にあつて
は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本
人確認書類の提示又は提出を行ってください。
ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名そ
他の措置がある場合はこの限りではありませ
ん。

その2 候補者届出政党の場合
(略)

代表者氏名

選挙事務所設置届

(略)

備考

1 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選
挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委
員会に、それぞれ行ってください。

2 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場

(検印の方法)

第87条 第85条の検印票の交付を受けた推薦団体が、
検印を受けようとする場合には、当該検印票に推
薦団体の名称並びに推薦演説会を開催する施設の
名称及びその所在地並びに開催年月日並びに検印
に関する責任者の氏名を記入するとともに、当該
責任者の印をおし、これを県委員会に提出しなけ
ればならない。

2・3 (略)

4 検印したポスターが500枚に達しないときは、県
委員会は検印票に検印したポスターの枚数を記入
し、かつ、県委員会の印をおして提出者に返すも
のとする。

(検印の方法)

第99条 検印を受けようとする確認団体は、第97条
の検印票を提出しなければならない。この場合に
おいては、検印票に当該政党その他の政治団体の
名称を記入するとともに、検印に関する責任者に
おいて記名捺印しなければならない。

2～4 (略)

別記第1号様式から第5号まで 削除

第6号様式(第9条関係)

その1 候補者又は推薦届出者の場合
(略)

氏名 ㊟

選挙事務所設置届

(略)

備考

1・2 (略)

その2 候補者届出政党の場合
(略)

代表者氏名 ㊟

選挙事務所設置届

(略)

備考

この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選
挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委
員会に、それぞれ行ってください。

合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第7号様式 (第9条関係)

その1 候補者又は推薦届出者の場合
(略)

氏名

選挙事務所異動届

(略)

備考

1・2 (略)

3 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

その2 候補者届出政党の場合
(略)

代表者

選挙事務所異動届

(略)

備考

1 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

2 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第8号様式 (第9条関係)

(略)

氏名

選挙事務所設置 (異動) 承諾書

(略)

第9号様式 (第9条関係)

推薦届出代表者証明書

(略)

氏名

第7号様式 (第9条関係)

その1 候補者又は推薦届出者の場合
(略)

氏名 ㊟

選挙事務所異動届

(略)

備考

1・2 (略)

その2 候補者届出政党の場合
(略)

代表者 ㊟

選挙事務所異動届

(略)

備考

この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

第8号様式 (第9条関係)

(略)

氏名 ㊟

選挙事務所設置 (異動) 承諾書

(略)

第9号様式 (第9条関係)

推薦届出代表者証明書

(略)

氏名 ㊟

(略)

(略) 氏 名

(略) 氏 名

第11号様式 (第12条関係)

(略)

申請者

選挙事務所標札再交付申請書

(略)

備考

1～3 (略)

4 候補者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第14号様式 (第18条関係)

(略)

候補者名

(略)

代表者名

(略)

選挙運動用ビラ証紙交付票

(略)

(略)
(略) 県選挙管理委員会取扱者
(略)

備考 候補者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第15号様式 (第19条関係)

(略)

候補者

(略)

代表者名

選挙運動用ビラ届出書

(略)

(略)

(略) 氏 名 ㊟

(略) 氏 名 ㊟

第11号様式 (第12条関係)

(略)

申請者 ㊟

選挙事務所標札再交付申請書

(略)

備考

1～3 (略)

第14号様式 (第18条関係)

(略)

候補者名 ㊟

(略)

代表者名 ㊟

(略)

選挙運動用ビラ証紙交付票

(略)

(略)
(略) 県選挙管理委員会取扱者印
(略)

第15号様式 (第19条関係)

(略)

候補者 ㊟

(略)

代表者名 ㊟

選挙運動用ビラ届出書

(略)

備考 候補者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第17号様式 (第22条関係)

(略)

代表者名

(略)

選挙運動用ポスター検印票 (証紙交付票)

(略)

(略)
(略) 県選挙管理委員会 取扱者
(略)

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第18号様式の2 (第25条関係)

(略)

代表者名

選挙運動用ポスター見本提出書

(略)

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第21号様式 (第28条関係)

(略)

公職の候補者等の氏名

(略)

表示板交付申請書

(略)

備考 公職の候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示

第17号様式 (第22条関係)

(略)

代表者名 ㊟

(略)

選挙運動用ポスター検印票 (証紙交付票)

(略)

(略)
(略) 県選挙管理委員会 取扱者印
(略)

第18号様式の2 (第25条関係)

(略)

代表者名 ㊟

選挙運動用ポスター見本提出書

(略)

第21号様式 (第28条関係)

(略)

公職の候補者等の氏名 ㊟

(略)

表示板交付申請書

(略)

又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第22号様式 (第28条関係)

(略)
 代表者の氏名
 (略)
 表示板交付申請書
 (略)
 公職の候補者等の氏名

備考 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第23号様式 (第30条関係)

(略)
 公職の候補者等の氏名
 (略)
 代表者の氏名
 (略)
 表示板再交付申請書
 (略)

備考 公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第26号様式 (第37条関係)

(略)
 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名)
 ポスター掲示場の減数協議書
 (略)

第28号様式の2 (第46条関係)

証明書
 (略)
 氏名
 候補者届出政党の名称
 (略)
 代表者の氏名

備考 候補者又は候補者届出政党の代表者本人が

第22号様式 (第28条関係)

(略)
 代表者の氏名 ㊤
 (略)
 表示板交付申請書
 (略)
 公職の候補者等の氏名 ㊤

第23号様式 (第30条関係)

(略)
 公職の候補者等の氏名 ㊤
 (略)
 代表者の氏名 ㊤
 (略)
 表示板再交付申請書
 (略)

第26号様式 (第37条関係)

(略)
 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名) ㊤
 ポスター掲示場の減数協議書
 (略)

第28号様式の2 (第46条関係)

証明書
 (略)
 氏名 ㊤
 政党その他の政治団体の名称
 (略)
 代表者の氏名 ㊤

届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式 (第47条関係)

その1
(略)

何選挙 候補者
個人演説会開催申出書

(略)

1～5 (略)

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(略)

その2
(略)

代表者名

(略)

代表者名

政党演説会(政党等演説会)開催申出書

(略)

1～3 (略)

備考 候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(略)

第34号様式 (第56条関係)

(略)

氏名

(略)

選挙公報掲載申請書

(略)

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届

第29号様式 (第47条関係)

その1
(略)

何選挙 候補者 ㊟
個人演説会開催申出書

(略)

1～5 (略)

(略)

その2
(略)

代表者名 ㊟

(略)

代表者名 ㊟

政党演説会(政党等演説会)開催申出書

(略)

1～3 (略)

(略)

第34号様式 (第56条関係)

(略)

氏名 ㊟

(略)

選挙公報掲載申請書

(略)

<p><u>け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p>	
<p>第35号様式 (第56条関係) 選挙公報掲載文原稿用紙 (略) (略) (※欄は記入しないこと)</p>	<p>第35号様式 (第56条関係) 選挙公報掲載文原稿用紙 (略) (略) (※印欄は記入しないこと)</p>
<p>第36号様式 (第59条関係) (略) 氏名 選挙公報掲載撤回申請書 (略)</p>	<p>第36号様式 (第59条関係) (略) 氏名 ㊤ 選挙公報掲載撤回申請書 (略)</p>
<p><u>備考 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p>	
<p>第37号様式 (第59条関係) (略) 氏名 選挙公報掲載文修正申請書 (略)</p>	<p>第37号様式 (第59条関係) (略) 氏名 ㊤ 選挙公報掲載文修正申請書 (略)</p>
<p><u>備考 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p>	
<p>第39号様式 (第71条関係) その1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 (略) 候補者 (略) 備考 1～3 (略) 4 <u>候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の</u></p>	<p>第39号様式 (第71条関係) その1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 (略) 候補者 ㊤ (略) 備考 1～3 (略)</p>

<p>署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p> <p>その2 ビラ作成契約届出書 (略) 候補者 (略)</p> <p>備考 1 <u>契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</u> 2 <u>候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p> <p>その3 ポスター作成契約届出書 (略) 候補者 (略)</p> <p>備考 1 <u>契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</u> 2 <u>候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p> <p>第40号様式 (第72条関係) その1 自動車燃料代確認申請書 (略) 候補者 (略)</p> <p>備考 1～4 (略) 5 <u>候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>その2 ビラ作成契約届出書 (略) 候補者 ㊟ (略)</p> <p>備考 <u>契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</u></p> <p>その3 ポスター作成契約届出書 (略) 候補者 ㊟ (略)</p> <p>備考 <u>契約届出書には、契約書の写しを添付してください。</u></p> <p>第40号様式 (第72条関係) その1 自動車燃料代確認申請書 (略) 候補者 ㊟ (略)</p> <p>備考 1～4 (略)</p>
--	--

<p>その2 ビラ作成枚数確認申請書 (略) 候補者(氏名) (略) 備考 1～3 (略) <u>4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>その2 ビラ作成枚数確認申請書 (略) 候補者(氏名) ㊟ (略) 備考 1～3 (略)</p>
<p>その3 ポスター作成枚数確認申請書 (略) 候補者(氏名) (略) 備考 1～3 (略) <u>4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>その3 ポスター作成枚数確認申請書 (略) 候補者(氏名) ㊟ (略) 備考 1～3 (略)</p>
<p>第42号様式 (第74条関係) その1 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (略) 候補者 (略) その2 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) (略) 候補者 (略) その3 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) (略) 候補者 (略)</p>	<p>第42号様式 (第74条関係) その1 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) (略) 候補者 ㊟ (略) その2 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) (略) 候補者 ㊟ (略) その3 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) (略) 候補者 ㊟ (略)</p>

<p>第42号様式の2 (第74条関係) ビラ作成証明書 (略) 候補者 (略)</p> <p>第43号様式 (第74条関係) ポスター作成証明書 (略) 候補者 (略)</p> <p>第45号様式 (第76条関係) (略) 氏名 出納責任者選任届 (略) 備考 <u>1 選任者が候補者届出政党である場合は、選任者欄には当該政党の名称、事務所所在地及び代表者名を記載してください。</u> <u>2 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p> <p>第46号様式 (第76条関係) (略) 氏名 出納責任者異動届 (略) 備考 <u>1 選任者が候補者届出政党である場合は、選任者欄には当該政党の名称、事務所所在地及び代表者名を記載してください。</u> <u>2 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</u></p> <p>第47号様式 (第76条関係) (略) 氏名 出納責任者選任(異動)承諾書</p>	<p>第42号様式の2 (第74条関係) ビラ作成証明書 (略) 候補者 ㊤ (略)</p> <p>第43号様式 (第74条関係) ポスター作成証明書 (略) 候補者 ㊤ (略)</p> <p>第45号様式 (第76条関係) (略) 氏名 ㊤ 出納責任者選任届 (略) 備考 <u>選任者が候補者届出政党である場合は、選任者欄には当該政党の名称、事務所所在地及び代表者名を記載してください。</u></p> <p>第46号様式 (第76条関係) (略) 氏名 ㊤ 出納責任者異動届 (略) 備考 <u>選任者が候補者届出政党である場合は、選任者欄には当該政党の名称、事務所所在地及び代表者名を記載してください。</u></p> <p>第47号様式 (第76条関係) (略) 氏名 ㊤ 出納責任者選任(異動)承諾書</p>
--	--

(略)

第48号様式 (第77条関係)

(略)

氏名

出納責任者職務代行開始届

(略)

備考

- 1 推薦届出者氏名欄は、出納責任者を選任した推薦届出者も事故があるとき又は欠けたときのみ記入してください。
- 2 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第49号様式 (第77条関係)

(略)

氏名

出納責任者職務代行終了届

(略)

備考

- 1 推薦届出者氏名欄は、出納責任者を選任した推薦届出者も事故があるとき又は欠けたときのみ記入してください。
- 2 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第51号様式 (第85条関係)

(略)

推薦演説会周知用ポスター検印票

(略)

検印責任者

(略)
(略) 県選挙管理委員会取扱者
(略)

備考 検印責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、検印責任

(略)

第48号様式 (第77条関係)

(略)

氏名 ㊤

出納責任者職務代行開始届

(略)

備考

推薦届出者氏名欄は、出納責任者を選任した推薦届出者も事故があるとき又は欠けたときのみ記入してください。

第49号様式 (第77条関係)

(略)

氏名 ㊤

出納責任者職務代行終了届

(略)

備考

推薦届出者氏名欄は、出納責任者を選任した推薦届出者も事故があるとき又は欠けたときのみ記入してください。

第51号様式 (第85条関係)

(略)

推薦演説会周知用ポスター検印票

(略)

検印責任者 ㊤

(略)
(略) 県選挙管理委員会取扱者印
(略)

者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第54号様式 (第90条関係)

(略)

代表者

政談演説会開催届出書

(略)

備考 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第56号様式 (第95条関係)

(略)

代表者名

政治活動用ビラ届出書

(略)

備考 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第57号様式 (第97条関係)

(略)

検印 (証紙請求) 責任者

(略)

政治活動用ポスター検印票 (証紙交付票)

(略)

(略)
(略)
県選挙管理委員会取扱者
(略)


備考 検印 (証紙請求) 責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、検印 (証紙請求) 責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第58号様式 (第97条関係)

(略)

第54号様式 (第90条関係)

(略)


代表者 

政談演説会開催届出書

(略)

第56号様式 (第95条関係)

(略)


代表者名 

政治活動用ビラ届出書

(略)

第57号様式 (第97条関係)

(略)

検印 (証紙請求) 責任者 

(略)

政治活動用ポスター検印票 (証紙交付票)

(略)

(略)
(略)
県選挙管理委員会取扱者印
(略)

第58号様式 (第97条関係)

(略)

<p style="text-align: center;">検印責任者</p> <p>政治活動用ポスター検印票の交付申請書 (略)</p> <p><u>備考</u> 検印責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p>	<p style="text-align: center;">検印責任者 ㊟</p> <p>政治活動用ポスター検印票の交付申請書 (略)</p>
<p>第59号様式の2 (第100条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">証紙請求責任者</p> <p>政治活動用ポスター見本提出書 (略)</p> <p><u>備考</u> 証紙請求責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、証紙請求責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p>	<p>第59号様式の2 (第100条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">証紙請求責任者 ㊟</p> <p>政治活動用ポスター見本提出書 (略)</p>
<p>第62号様式 (第102条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">代表者名</p> <p>政談演説会開催告知用立札、 看板の類の証紙交付申請書 (略)</p> <p><u>備考</u> 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p>	<p>第62号様式 (第102条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">代表者名 ㊟</p> <p>政談演説会開催告知用立札、 看板の類の証紙交付申請書 (略)</p>
<p>第63号様式 (第104条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">代表者名</p> <p>政党その他の政治団体の機関紙 (誌) 届 (略)</p> <p><u>備考</u> 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。</p>	<p>第63号様式 (第104条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">代表者名 ㊟</p> <p>政党その他の政治団体の機関紙 (誌) 届 (略)</p>

第64号様式（第104条関係） （略） 新潟県選挙管理委員会委員長（氏名） 受理届 （略）	第64号様式（第104条関係） （略） 新潟県選挙管理委員会委員長（氏名） <u>回</u> 受理届 （略）
---	--

第2条 公職選挙法等執行規程の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の次に次の3様式を加える。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

新潟県選挙管理委員会委員長 様

代表者

指 定 申 請 書

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、施設の長が不在者投票管理者となる施設として、下記の施設を指定されるよう申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
(〒 -) (TEL - -)
- 3 代表者の氏名
- 4 収容定員（病床数）
- 5 常時入所（入院）者数
- 6 設立年月日
- 7 職員数
 - (1) 職員総数 人
 - (2) 日中の勤務人数 平日 人、土日 人
- 8 不在者投票を記載する場所
階 室（ m²）
- 9 添付書類
 - (1) 市区町村選挙管理委員会の意見書
 - (2) 施設の概要（パンフレット等）
 - (3) 施設の平面図（不在者投票を記載する場所を明示したもの）
 - (4) 施設長の経歴
 - (5) 施設職員の一覧表（収容定員（病床数）が50に満たない場合のみ）
 - (6) 施設職員の勤務割り（収容定員（病床数）が50に満たない場合のみ）
 - (7) その他参考となるもの

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

新潟県選挙管理委員会委員長 様

代表者

異 動 届

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、施設の長が不在者投票管理者となる施設として指定された当施設について、下記のとおり異動があったので届け出ます。

記

- 1 異動の内容

	新
	旧
- 2 異動年月日

(備考)

次の事項に異動があった場合に提出してください。

- ・ 施設の名称
- ・ 施設の所在地
- ・ 収容定員(病床数)

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

新潟県選挙管理委員会委員長 様

代表者

廃止届

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、施設の長が不在者投票管理者となる施設として指定された当施設について、下記のとおり廃止するので届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
(〒 -) (TEL - -)
- 3 収容定員（病床数）
- 4 廃止予定年月日

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
-

新潟県選挙管理委員会規程第6号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（投票の準用）</p> <p>第32条の3 第10条（投票管理者等の選任告示）、<u>第10条の3（投票管理者の引継書）</u>、第12条（投票立会人の選任通知）、第13条（投票立会人の氏名等の通知）、第14条（投票立会人の辞職届出受理）、第14条の2（投票立会人の引継書）、第15条（投票所の開閉時刻の変更）、第16条（投票所の指定）、第17条（投票所の告示）、第18条（投票所の設備）、第19条（投票の進行）、第20条（投票用紙の交付）、第21条（選挙人の宣言）、第22条（投票用紙の收受）、第27条第1項（投票用紙使用残の引継ぎ）、第28条（送致目録）、第29条（繰上投票の申出）、第30条（繰上投票の通知）、第31条（繰延投票の事由の届出及び通知）及び第32条（投票に関する書類及び物品の引継ぎ）の規定は、共通投票所に準用する。</p> <p style="text-align: center;">（投票の準用）</p> <p>第32条の8 第10条（投票管理者等の選任告示）、<u>第10条の3（投票管理者の引継書）</u>、第12条（投票立会人の選任通知）、第13条（投票立会人の氏名等の通知）、第14条（投票立会人の辞職届出受理）、第14条の2（投票立会人の引継書）、第15条（投票所の開閉時刻の変更）、第16条（投票所の指定）、第17条（投票所の告示）、第18条（投票所の設備）、第19条（投票の進行）、第20条（投票用紙の交付）、第21条（選挙人の宣言）、第22条（投票用紙の收受）、第27条第1項（投票用紙使用残の引継ぎ）、第28条（送致目録）及び第32条（投票に関する書類及び物品の引継ぎ）の規定は、期日前投票に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p style="text-align: center;">（投票の準用）</p> <p>第32条の3 第10条（投票管理者等の選任告示）、第12条（投票立会人の選任通知）、第13条（投票立会人の氏名等の通知）、第14条（投票立会人の辞職届出受理）、第14条の2（投票立会人の引継書）、第15条（投票所の開閉時刻の変更）、第16条（投票所の指定）、第17条（投票所の告示）、第18条（投票所の設備）、第19条（投票の進行）、第20条（投票用紙の交付）、第21条（選挙人の宣言）、第22条（投票用紙の收受）、第27条第1項（投票用紙使用残の引継ぎ）、第28条（送致目録）、第29条（繰上投票の申出）、第30条（繰上投票の通知）、第31条（繰延投票の事由の届出及び通知）及び第32条（投票に関する書類及び物品の引継ぎ）の規定は、共通投票所に準用する。</p> <p style="text-align: center;">（投票の準用）</p> <p>第32条の8 第10条（投票管理者等の選任告示）、第12条（投票立会人の選任通知）、第13条（投票立会人の氏名等の通知）、第14条（投票立会人の辞職届出受理）、第14条の2（投票立会人の引継書）、第15条（投票所の開閉時刻の変更）、第16条（投票所の指定）、第17条（投票所の告示）、第18条（投票所の設備）、第19条（投票の進行）、第20条（投票用紙の交付）、第21条（選挙人の宣言）、第22条（投票用紙の收受）、第27条第1項（投票用紙使用残の引継ぎ）、第28条（送致目録）及び第32条（投票に関する書類及び物品の引継ぎ）の規定は、期日前投票に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

第7号様式

(略)

住 所	氏 名	年 齢

第7号様式の2

(略)

住 所	氏 名	年 齢

第7号様式の3

(略)

住 所	氏 名	年 齢

第7号様式の7

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
指定在外選挙投票区の指定について(通知)
(略)

第7号様式の10

(略)

最終住所	経由領事館の名称	氏 名	年 齢

第7号様式の11

(略)

最終住所	経由領事館の名称	氏 名	年 齢

第8号様式の3

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
指定投票区の指定等(指定取消)について(通知)
(略)

第8号様式の6

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
指定関係投票区の変更について(通知)
(略)

第9号様式

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
投票立会人の選任について(通知)

第7号様式

(略)

住 所	氏 名	生年月日

第7号様式の2

(略)

住 所	氏 名	生年月日

第7号様式の3

(略)

住 所	氏 名	生年月日

第7号様式の7

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回
指定在外選挙投票区の指定について(通知)
(略)

第7号様式の10

(略)

最終住所	経由領事館の名称	氏 名	生年月日

第7号様式の11

(略)

最終住所	経由領事館の名称	氏 名	生年月日

第8号様式の3

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回
指定投票区の指定等(指定取消)について(通知)
(略)

第8号様式の6

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回
指定関係投票区の変更について(通知)
(略)

第9号様式

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印
投票立会人の選任について(通知)

(略)

第10号様式

その1 (当日投票、共通投票所の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
投票立会人の氏名等について(通知)

(略)

その2 (期日前投票の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
投票立会人の氏名等について(通知)

(略)

第12号様式

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
投票所(共通投票所、期日前投票所)開閉時刻の
繰り上げ(繰り下げ)について(通知)

(略)

第13号様式

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
投票所(共通投票所)開閉時刻の変更について(届け)

(略)

第18号様式

(略)

(略)
(略) 対 照 (略)
(略)
(略)
(略) 年 月 日
(略)

(略)

第19号様式の2

(略) 担 当 者 (略)
(略)

(略)

第24号様式

その1

何選挙投票箱その他送致目録

(略)

第10号様式

その1 (当日投票、共通投票所の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ㊦
投票立会人の氏名等について(通知)

(略)

その2 (期日前投票の場合)

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ㊦
投票立会人の氏名等について(通知)

(略)

第12号様式

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ㊦
投票所(共通投票所、期日前投票所)開閉時刻の
繰り上げ(繰り下げ)について(通知)

(略)

第13号様式

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ㊦
投票所(共通投票所)開閉時刻の変更について(届け)

(略)

第18号様式

(略)

(略)
(略) 対 照 の 印 (略)
(略)
(略) 性 別 (略)
(略) 明治 年 月 日 大正 昭和 平成
(略)

(略)

第19号様式の2

(略) 担 当 者 印 (略)
(略)

(略)

第24号様式

その1

何選挙投票箱その他送致目録

(略)	何投票管理者 氏名	(略)	何投票管理者 氏名 <u>㊤</u>
(略)		(略)	
その2	何選挙投票箱その他送致目録	その2	何選挙投票箱その他送致目録
(略)	何投票管理者 氏名	(略)	何投票管理者 氏名 <u>㊤</u>
(略)		(略)	
その3 (期日前投票所)	何選挙投票箱その他送致目録	その3 (期日前投票所)	何選挙投票箱その他送致目録
(略)	投票管理者 氏名	(略)	投票管理者 氏名 <u>㊤</u>
(略)		(略)	
第25号様式		第25号様式	
(略)		(略)	
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名	繰上投票について(申出)	何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 <u>㊤</u>	繰上投票について(申出)
(略)		(略)	
第26号様式		第26号様式	
(略)		(略)	
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名	繰上投票について(通知)	何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 <u>㊤</u>	繰上投票について(通知)
(略)		(略)	
第27号様式		第27号様式	
(略)		(略)	
何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名	繰延投票の事由発生について(届出)	何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 <u>㊤</u>	繰延投票の事由発生について(届出)
(略)		(略)	
第28号様式		第28号様式	
(略)		(略)	
何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名	繰延投票期日について(通知)	何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 <u>㊤</u>	繰延投票期日について(通知)
(略)		(略)	
第29号様式		第29号様式	
不在者投票宣誓書(兼請求書)		不在者投票宣誓書(兼請求書)	
(略)		(略)	
I 国内投票の場合		I 国内投票の場合	
(略)		(略)	
生年月日	年 月 日 生	生年月日(性別)	明大昭平 年 月 日 生 (男・女)
II 在外投票の場合		II 在外投票の場合	
(略)		(略)	
生年月日	年 月 日 生	生年月日(性別)	明大昭平 年 月 日 生

--	--

第29号様式の2

期日前投票宣誓書

(略)

I 国内投票の場合

(略)	
生年月日	年 月 日 生

II 在外投票の場合

(略)	
生年月日	年 月 日 生

第31号様式

船員の不在者投票請求書(兼宣誓書)

(略)

【請求する者】

(略)	
生年月日	年 月 日 生
(略)	

第31号様式の2

(略)	受領者氏名	選挙の種類	(略)
(略)		(略)	

(略)

第38号様式

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
 (何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名)
 開票立会人の選任について(通知)

(略)

第38号様式の2

その1
 (略)
 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
 開票立会人の氏名等について(通知)
 (略)

その2

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
 開票立会人の氏名等について(通知)

	(男・女)
--	-------

第29号様式の2

期日前投票宣誓書

(略)

I 国内投票の場合

(略)	
生年月日(性別)	明大昭平 年 月 日 生 (男・女)

II 在外投票の場合

(略)	
生年月日(性別)	明大昭平 年 月 日 生 (男・女)

第31号様式

船員の不在者投票請求書(兼宣誓書)

(略)

【請求する者】

(略)	
生年月日(性別)	明大昭平 年 月 日 生 (男・女)
(略)	

第31号様式の2

(略)	受領者氏名	印	選挙の種類	(略)
(略)			(略)	

(略)

第38号様式

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印
 (何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名 印)
 開票立会人の選任について(通知)

(略)

第38号様式の2

その1
 (略)
 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印
 開票立会人の氏名等について(通知)
 (略)

その2

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印
 開票立会人の氏名等について(通知)

(略)

その3

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
開票立会人の氏名等について(通知)

(略)

第42号様式

その1

(略)			
開票管理者		開票立会人	
(略)			
計算係 第1	(略)	計算係 第2	(略)

(略)

その2

(略)			
開票管理者		開票立会人	
(略)			
計算係 第1	(略)	計算係 第2	(略)

(略)

その3

(略)			
開票管理者		開票立会人	
(略)			
計算係 第1	(略)	計算係 第2	(略)

(略)

第42号様式の2

(略)			
開票管理者		開票立会人	
(略)			
計算係 第1	(略)	計算係 第2	(略)

(略)

第42号様式の3

その1

(略)			
計算係 第1	(略)	計算係 第2	(略)

(略)

その2

(略)

その3

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
開票立会人の氏名等について(通知)

(略)

第42号様式

その1

(略)			
開票管理者認印		開票立会人認印	
(略)			
計算係 第1(印)	(略)	計算係 第2(印)	(略)

(略)

その2

(略)			
開票管理者認印		開票立会人認印	
(略)			
計算係 第1(印)	(略)	計算係 第2(印)	(略)

(略)

その3

(略)			
開票管理者認印		開票立会人認印	
(略)			
計算係 第1(印)	(略)	計算係 第2(印)	(略)

(略)

第42号様式の2

(略)			
開票管理者認印		開票立会人認印	
(略)			
計算係 第1(印)	(略)	計算係 第2(印)	(略)

(略)

第42号様式の3

その1

(略)			
計算係 第1(印)	(略)	計算係 第2(印)	(略)

(略)

その2

(略)			
計 算 係 第 1	(略)	計 算 係 第 2	(略)

(略)

その3

(略)			
計 算 係 第 1	(略)	計 算 係 第 2	(略)

(略)

第42号様式の4

その1

(略)			
開票管理者	開票立会人		
(略)			
計 算 係 第 1	(略)	計 算 係 第 2	(略)

(略)

その2

(略)			
開票管理者	開票立会人		
(略)			
計 算 係 第 1	(略)	計 算 係 第 2	(略)

(略)

その3

(略)			
開票管理者	開票立会人		
(略)			
計 算 係 第 1	(略)	計 算 係 第 2	(略)

(略)

第43号様式の3

その1

(略)				
開理 票者 管		開会 票人 立		(略)
(略)				

(略)

その2

(略)				
-----	--	--	--	--

(略)			
計 算 係 第 1 (印)	(略)	計 算 係 第 2 (印)	(略)

(略)

その3

(略)			
計 算 係 第 1 (印)	(略)	計 算 係 第 2 (印)	(略)

(略)

第42号様式の4

その1

(略)			
開票管理者認印	開票立会人認印		
(略)			
計 算 係 第 1 (印)	(略)	計 算 係 第 2 (印)	(略)

(略)

その2

(略)			
開票管理者認印	開票立会人認印		
(略)			
計 算 係 第 1 (印)	(略)	計 算 係 第 2 (印)	(略)

(略)

その3

(略)			
開票管理者認印	開票立会人認印		
(略)			
計 算 係 第 1 (印)	(略)	計 算 係 第 2 (印)	(略)

(略)

第43号様式の3

その1

(略)				
開理 票者 管印		開会 票人 立印		(略)
(略)				

(略)

その2

(略)				
-----	--	--	--	--

開理 票者 管		開会 票人 立		(略)
(略)				

(略)

その3

(略)				
開理 票者 管		開会 票人 立		(略)
(略)				

(略)

第44号様式

(略)

何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名
何選挙投票点検結果について(報告)

(略)

第52号様式の3

(略)

何選挙何選挙区選挙長 氏名
何選挙候補者について(報告)

(略)

第53号様式

(略)

何選挙何選挙区選挙長 氏名
何選挙候補者について(通知)

(略)

第53号様式の2

その1(候補者住所地の市町村長へ通知する場合)
(略)

何選挙何選挙区選挙長 氏名
何選挙候補者について(通知)

(略)

その2(候補者住所地の市町村委員会へ通知する場合)
(略)

何選挙何選挙区選挙長 氏名
何選挙候補者について(通知)

(略)

第53号様式の3

その1

(略)

何選挙何選挙区選挙長 氏名

開理 票者 管印		開会 票人 立印		(略)
(略)				

(略)

その3

(略)				
開理 票者 管印		開会 票人 立印		(略)
(略)				

(略)

第44号様式

(略)

何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名 ㊟
何選挙投票点検結果について(報告)

(略)

第52号様式の3

(略)

何選挙何選挙区選挙長 氏名 ㊟
何選挙候補者について(報告)

(略)

第53号様式

(略)

何選挙何選挙区選挙長 氏名 ㊟
何選挙候補者について(通知)

(略)

第53号様式の2

その1(候補者住所地の市町村長へ通知する場合)
(略)

何選挙何選挙区選挙長 氏名 ㊟
何選挙候補者について(通知)

(略)

その2(候補者住所地の市町村委員会へ通知する場合)
(略)

何選挙何選挙区選挙長 氏名 ㊟
何選挙候補者について(通知)

(略)

第53号様式の3

その1

(略)

何選挙何選挙区選挙長 氏名 ㊟

<p>何選挙候補者の死亡(却下、辞退)について(通知) (略)</p> <p>その2 (略)</p> <p>何選挙何選挙区選挙長 氏名 何選挙候補者の死亡(却下、取下げ、辞退) について(通知) (略)</p> <p>第53号様式の4 (略)</p> <p>何選挙何選挙区選挙長 氏名 立候補届出書記載事項の異動について(通知) (略)</p> <p>第53号様式の6</p> <p>その1 (略)</p> <p>何選挙何選挙区選挙長 氏名 候補者の通称認定について(報告)(通知) (略)</p> <p>その2 (略)</p> <p>何選挙何選挙区選挙長 氏名 候補者の通称認定について(報告)(通知) (略)</p> <p>第54号様式 (略)</p> <p>何選挙何選挙区選挙長 氏名 何選挙候補者供託書の送付について (略)</p> <p>第55号様式</p> <p>供託書返還請求書 (略)</p> <p>氏名(名称及び代表者氏名) (略)</p> <p>注 1 <u>返還事由には「公職選挙法第93条第1項 第何号に規定する得票数に達した」、「何年 何月何日死亡した」等記載すること。</u></p> <p>2 <u>候補者、候補者届出政党の代表者又は推 薦届出者本人が請求する場合にあっては本 人確認書類の提示又は提出を、これらの者 の代理人が届け出る場合にあっては委任状 の提示又は提出及び当該代理人の本人確認 書類の提示又は提出を行ってください。た だし、候補者、候補者届出政党の代表者又 は推薦届出者本人の署名その他の措置があ</u></p>	<p>何選挙候補者の死亡(却下、辞退)について(通知) (略)</p> <p>その2 (略)</p> <p>何選挙何選挙区選挙長 氏名 ㊦ 何選挙候補者の死亡(却下、取下げ、辞退) について(通知) (略)</p> <p>第53号様式の4 (略)</p> <p>何選挙何選挙区選挙長 氏名 ㊦ 立候補届出書記載事項の異動について(通知) (略)</p> <p>第53号様式の6</p> <p>その1 (略)</p> <p>何選挙何選挙区選挙長 氏名 ㊦ 候補者の通称認定について(報告)(通知) (略)</p> <p>その2 (略)</p> <p>何選挙何選挙区選挙長 氏名 ㊦ 候補者の通称認定について(報告)(通知) (略)</p> <p>第54号様式 (略)</p> <p>何選挙何選挙区選挙長 氏名 ㊦ 何選挙候補者供託書の送付について (略)</p> <p>第55号様式</p> <p>供託書返還請求書 (略)</p> <p>氏名(名称及び代表者氏名) ㊦ (略)</p> <p>注 <u>返還事由には「公職選挙法第93条第1項 第何号に規定する得票数に達した」、「何年 何月何日死亡した」等記載すること。</u></p>
---	--

<p><u>る場合はこの限りではありません。</u></p>	
<p>第57号様式 その1 (略) 選挙長 氏名 何選挙当選人決定について(報告) (略) その2 (略) 選挙長 氏名 何選挙当選人決定について(報告) (略)</p> <p>第58号様式の2 (略) 何選挙何選挙区選挙長 氏名 無投票となったことについて(通知) (略)</p> <p>第58号様式の3 (略) 何選挙何選挙区選挙長 氏名 無投票となったことについて(報告) (略)</p> <p>第59号様式 (略) 何選挙何選挙区選挙長 氏名 当選人がない(当選人が定数に達しない)こと について(報告) (略)</p> <p>第60号様式 (略) 管理委員会委員長 氏名 長の候補者が一人となったことについて(報告) (略)</p>	<p>第57号様式 その1 (略) 選挙長 氏名 <input type="checkbox"/> 何選挙当選人決定について(報告) (略) その2 (略) 選挙長 氏名 <input type="checkbox"/> 何選挙当選人決定について(報告) (略)</p> <p>第58号様式の2 (略) 何選挙何選挙区選挙長 氏名 <input type="checkbox"/> 無投票となったことについて(通知) (略)</p> <p>第58号様式の3 (略) 何選挙何選挙区選挙長 氏名 <input type="checkbox"/> 無投票となったことについて(報告) (略)</p> <p>第59号様式 (略) 何選挙何選挙区選挙長 氏名 <input type="checkbox"/> 当選人がない(当選人が定数に達しない)こと について(報告) (略)</p> <p>第60号様式 (略) 管理委員会委員長 氏名 <input type="checkbox"/> 長の候補者が一人となったことについて(報告) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県選挙管理委員会規程第7号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																						
<p>別記第1号様式の1 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開票管理者</td> <td style="text-align: center;">開票立会人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		(略)	開票管理者	開票立会人	(略)		(略)		第1		(略)		第2		(略)		(略)		<p>別記第1号様式の1 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開票管理者印</td> <td style="text-align: center;">開票立会人印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1(印)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2(印)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		(略)	開票管理者印	開票立会人印	(略)		(略)		第1(印)		(略)		第2(印)		(略)		(略)																			
	(略)																																																						
開票管理者	開票立会人																																																						
(略)																																																							
(略)																																																							
第1																																																							
(略)																																																							
第2																																																							
(略)																																																							
(略)																																																							
	(略)																																																						
開票管理者印	開票立会人印																																																						
(略)																																																							
(略)																																																							
第1(印)																																																							
(略)																																																							
第2(印)																																																							
(略)																																																							
(略)																																																							
<p>第1号様式の2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開票管理者</td> <td style="text-align: center;">開票立会人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>		(略)	開票管理者	開票立会人	(略)		(略)		第1		(略)		第2		(略)		<p>第1号様式の2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開票管理者印</td> <td style="text-align: center;">開票立会人印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1(印)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2(印)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>		(略)	開票管理者印	開票立会人印	(略)		(略)		第1(印)		(略)		第2(印)		(略)																							
	(略)																																																						
開票管理者	開票立会人																																																						
(略)																																																							
(略)																																																							
第1																																																							
(略)																																																							
第2																																																							
(略)																																																							
	(略)																																																						
開票管理者印	開票立会人印																																																						
(略)																																																							
(略)																																																							
第1(印)																																																							
(略)																																																							
第2(印)																																																							
(略)																																																							
<p>第1号様式の3 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開票管理 者</td> <td style="text-align: center;">開票立会 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)		(略)	開票管理 者	開票立会 人		(略)			(略)			第1			(略)			第2			(略)			(略)			<p>第1号様式の3 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開票管理 者印</td> <td style="text-align: center;">開票立会 人印</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1(印)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2(印)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)		(略)	開票管理 者印	開票立会 人印		(略)			(略)			第1(印)			(略)			第2(印)			(略)			(略)		
(略)		(略)																																																					
開票管理 者	開票立会 人																																																						
(略)																																																							
(略)																																																							
第1																																																							
(略)																																																							
第2																																																							
(略)																																																							
(略)																																																							
(略)		(略)																																																					
開票管理 者印	開票立会 人印																																																						
(略)																																																							
(略)																																																							
第1(印)																																																							
(略)																																																							
第2(印)																																																							
(略)																																																							
(略)																																																							
<p>第1号様式の4</p>	<p>第1号様式の4</p>																																																						

<p>(略)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>開票立会人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>第1</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>第2</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第1号様式の5</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>開票立会人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>第1</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>第2</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3号様式</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名 最高裁判所裁判官国民審査投票点検 結果について(報告)</p> <p>(略)</p> <p>第4号様式</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新潟県審査分会長 氏名 審査立会人選任について</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	開票管理者	開票立会人	(略)		(略)	第1	(略)	第2	(略)		(略)	開票管理者	開票立会人	(略)		(略)	第1	(略)	第2	(略)	<p>(略)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>開票管理者印</td> <td>開票立会人印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>第1(印)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>第2(印)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第1号様式の5</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>開票管理者印</td> <td>開票立会人印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>第1(印)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>第2(印)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3号様式</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">何市(区)(町)(村)開票管理者 氏名 <u>㊞</u> 最高裁判所裁判官国民審査投票点検 結果について(報告)</p> <p>(略)</p> <p>第4号様式</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新潟県審査分会長 氏名 <u>㊞</u> 審査立会人選任について</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	開票管理者印	開票立会人印	(略)		(略)	第1(印)	(略)	第2(印)	(略)		(略)	開票管理者印	開票立会人印	(略)		(略)	第1(印)	(略)	第2(印)	(略)
(略)	(略)																																												
開票管理者	開票立会人																																												
(略)																																													
(略)																																													
第1																																													
(略)																																													
第2																																													
(略)																																													
	(略)																																												
開票管理者	開票立会人																																												
(略)																																													
(略)																																													
第1																																													
(略)																																													
第2																																													
(略)																																													
(略)	(略)																																												
開票管理者印	開票立会人印																																												
(略)																																													
(略)																																													
第1(印)																																													
(略)																																													
第2(印)																																													
(略)																																													
	(略)																																												
開票管理者印	開票立会人印																																												
(略)																																													
(略)																																													
第1(印)																																													
(略)																																													
第2(印)																																													
(略)																																													

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県選挙管理委員会規程第8号

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を改正する規程

第1条 市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程(平成12年新潟県選挙管理委員会規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 <u>削除</u></p> <p>第22条 <u>削除</u></p> <p>第23条 <u>削除</u></p> <p>第24条 <u>削除</u></p> <p>第6章 (略)</p> <p>(当選等に関する報告)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により当選人に当選証書を付与した旨又は当選人がなく若しくは選挙すべき数に不足の旨を報告する場合は、前項の報告のほか別記第13号様式の2に準じた選挙結果に関する調を作成し、報告するものとする。</u></p> <p>第5章 <u>削除</u></p> <p>第22条 <u>削除</u></p> <p>第23条 <u>削除</u></p> <p>第24条 <u>削除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 <u>海区漁業調整委員会委員選挙に関する報告(第22条―第24条)</u></p> <p>第22条 <u>(選挙人名簿再調製の報告)</u></p> <p>第23条 <u>(選挙人名簿の移送又は引継ぎの報告)</u></p> <p>第24条 <u>(個人演説会開催施設指定の報告)</u></p> <p>第6章 (略)</p> <p>(当選等に関する報告)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第5章 <u>海区漁業調整委員会委員選挙に関する報告</u></p> <p><u>(選挙人名簿再調製の報告)</u></p> <p>第22条 <u>漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「漁令」という。)第5条第5項において準用する公選令第22条第2項の規定により再調製された選挙人名簿に登録された選挙人の数を報告する場合は、第5条の例によってしなければならない。</u></p> <p><u>(選挙人名簿の移送又は引継ぎの報告)</u></p> <p>第23条 <u>漁令第5条第5項において準用する公選令第19条第3項の規定により海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の送付又は引継ぎを受けた旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者の数を報告する場合は、第6条の例によってしなければならない。</u></p> <p><u>(個人演説会開催施設指定の報告)</u></p> <p>第24条 <u>漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公選法第161条第3項の規定により個</u></p>

<p>(指定都市に対するこの規程の適用)</p> <p>第27条 自治法第252条の19第1項に規定する指定都市においては、第11条から第17条までの規定を除き、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用する。</p> <p>第3号様式 (第3条関係)</p> <p>その1 (数市町村合同開票区の場合)</p> <p>(略)</p> <p>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 数市町村合同開票区の設置に係る 特別の事情の届出について</p> <p>(略)</p> <p>その2 (数区合同開票区の場合)</p> <p>(略)</p> <p>何指定都市選挙管理委員会委員長 氏名 数区合同開票区の設置に係る 特別の事情の届出について</p> <p>(略)</p> <p>その3 (分割開票区の場合)</p> <p>(略)</p> <p>何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 分割開票区の設置に係る 特別の事情の届出について</p> <p>(略)</p> <p>第11号様式 (第11条関係)</p> <p>(略)</p> <p>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 当選証書の付与について (報告)</p> <p>(略)</p> <p>第12号様式 (第11条関係)</p> <p>(略)</p> <p>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 当選人のなかったこと (不足) について (報告)</p> <p>(略)</p> <p>第13号様式 (第11条関係)</p> <p>(略)</p> <p>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 選挙 (当選) 無効について (報告)</p> <p>(略)</p>	<p><u>人演説会を開催することができる施設を指定した旨を報告する場合は、第14条の例によってしなければならない。</u></p> <p>(指定都市に対するこの規程の適用)</p> <p>第27条 自治法第252条の19第1項に規定する指定都市においては、第11条から第17条まで、<u>第23条及び第24条</u>の規定を除き、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用する。</p> <p>第3号様式 (第3条関係)</p> <p>その1 (数市町村合同開票区の場合)</p> <p>(略)</p> <p>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 数市町村合同開票区の設置に係る 特別の事情の届出について</p> <p>(略)</p> <p>その2 (数区合同開票区の場合)</p> <p>(略)</p> <p>何指定都市選挙管理委員会委員長 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 数区合同開票区の設置に係る 特別の事情の届出について</p> <p>(略)</p> <p>その3 (分割開票区の場合)</p> <p>(略)</p> <p>何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 分割開票区の設置に係る 特別の事情の届出について</p> <p>(略)</p> <p>第11号様式 (第11条関係)</p> <p>(略)</p> <p>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 当選証書の付与について (報告)</p> <p>(略)</p> <p>第12号様式 (第11条関係)</p> <p>(略)</p> <p>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 当選人のなかったこと (不足) について (報告)</p> <p>(略)</p> <p>第13号様式 (第11条関係)</p> <p>(略)</p> <p>何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 選挙 (当選) 無効について (報告)</p> <p>(略)</p>
--	---

第14号様式（第12条関係）

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
選挙を行うべき事由の発生について (届出)

(略)

第15号様式（第13条関係）

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
議会議員の選挙と長の選挙を
同時に行うことについて (届出)

(略)

第16号様式（第14条関係）

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
個人演説会等開催施設の
指定について (報告)

(略)

第17号様式（第14条関係）

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名
個人演説会等開催施設指定の
取消 (異動) について (報告)

(略)

注 1 (略)

2 異動報告の場合は、異動前後が分かるよ
うに表記すること。

第14号様式（第12条関係）

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ☑
選挙を行うべき事由の発生について (届出)

(略)

第15号様式（第13条関係）

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ☑
議会議員の選挙と長の選挙を
同時に行うことについて (届出)

(略)

第16号様式（第14条関係）

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ☑
個人演説会等開催施設の
指定について (報告)

(略)

第17号様式（第14条関係）

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ☑
個人演説会等開催施設指定の
取消 (異動) について (報告)

(略)

注 1 (略)

2 異動報告の場合は、異動前の事項を記載
し、異動部分のみを赤字で併記すること。

第2条 市町村選挙管理委員会の報告等に関する規程の一部を次のように改正する。

別記第13号様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式の2 (第11条関係)

市町村選挙結果調

市町村名													
選挙の種類													
選挙執行の事由													
選挙区名		選挙すべき数			同時に行った選挙又は住民投票の種類								
選挙期日		選挙期日の告示年月日			投票区数			開票区数					
投票者数等													
性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)	前回選挙の投票率	投票総数	有効投票数	左の内按分適用の票数		無効投票数	無効投票率	投票者数と投票総数の一致しない場合その理由	
男								按分されたもの					
女								按分できなかったもの					
計								計					
候補者の得票数等		(候補者数 人)				(当選者数 人)				(法定得票数 票)			
ふりがな	性別	(年齢)	党派	職業	住所	新現前元の別	届出年月日	得票数	当選・落選・辞退・死亡の別	摘要			
候補者氏名													
									得票数合計				
無投票となった場合その理由													
備考													

- 注
- 1 同時選挙の場合、選挙の種類ごとに記載してください。
 - 2 議会議員選挙について選挙区を設けている場合は、選挙区ごとに別個に記載してください。
 - 3 「選挙の種類」には、『何市(町)(村)議会議員一般選挙』等のように、一般選挙、補欠選挙、再選挙、合併選挙等の区分が明らかとなるよう記載してください。
 - 4 選挙執行についての特異事項等があるときは、備考欄に記載してください。
 - 5 「候補者の得票数等」欄は、候補者の得票順に記載してください。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県選挙管理委員会規程第9号

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程を廃止する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程を廃止する規程

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第8号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会規則

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第2-114号

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県人事委員会規則第2-80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 第2号様式（第3条関係） 意 見 照 会 書 <div style="text-align: right;">第 号</div> <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 様 新潟県人事委員会 （公印省略）</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">（略）</div>	<p>別記 第2号様式（第3条関係） 意 見 照 会 書 <div style="text-align: right;">第 号</div> <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 様 新潟県人事委員会 印</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">（略）</div>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第2-115号

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年新潟県人事委員会規則第2-91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記 第3号様式（第8条関係） 意見照会書 <div style="text-align: right;">第 号</div> <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 様 新潟県人事委員会 _____ (公印省略)</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">(略)</div>	<p>別記 第3号様式（第8条関係） 意見照会書 <div style="text-align: right;">第 号</div> <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 様 新潟県人事委員会 印</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">(略)</div>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第5-68号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(規則第5-18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第5号 (第28条及び第29条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">採 用 のための選考請求書 昇 任</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">任命権者</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> </div> <p>様式第6号 (第28条及び第29条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">採 用 のための選考結果通知書 昇 任</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">新潟県人事委員会委員長</p> <p>(略)</p> </div> <p>様式第7号 (第36条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">条件付採用期間の延長承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">任命権者</p> <p>(略)</p> </div> <p>様式第8号 (第36条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">条件付採用期間の延長承認結果通知書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">新潟県人事委員会事務局長</p> <p>(略)</p> </div>	<p>様式第5号 (第28条及び第29条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">採 用 のための選考請求書 昇 任</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">任命権者 <u>㊟</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> </div> <p>様式第6号 (第28条及び第29条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">採 用 のための選考結果通知書 昇 任</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">新潟県人事委員会委員長 <u>㊟</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>様式第7号 (第36条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">条件付採用期間の延長承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">任命権者 <u>㊟</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>様式第8号 (第36条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">条件付採用期間の延長承認結果通知書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">新潟県人事委員会事務局長 <u>㊟</u></p> <p>(略)</p> </div>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1857号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当の支給に関する規則（規則第6-6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別紙様式第1（第3条関係） 扶養親族届</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">任命権者</td> <td style="width: 80%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">様</td> <td style="text-align: center;">(略) 氏 名</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>別紙様式第2（第4条関係） 扶養手当認定簿</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">上記のとおり認定する。 年 月 日 職 氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>取扱者</u> の<u>確認</u></td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	任命権者	(略)	様	(略) 氏 名	(略)			上記のとおり認定する。 年 月 日 職 氏名	<u>取扱者</u> の <u>確認</u>	(略)	<p>別紙様式第1（第3条関係） 扶養親族届</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">任命権者</td> <td style="width: 80%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">様</td> <td style="text-align: center;">(略) 氏 名 <u>印</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>別紙様式第2（第4条関係） 扶養手当認定簿</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">上記のとおり認定する。 年 月 日 職 氏名 <u>印</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>取扱者</u> <u>認 印</u></td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	任命権者	(略)	様	(略) 氏 名 <u>印</u>	(略)			上記のとおり認定する。 年 月 日 職 氏名 <u>印</u>	<u>取扱者</u> <u>認 印</u>	(略)
任命権者	(略)																				
様	(略) 氏 名																				
(略)																					
上記のとおり認定する。 年 月 日 職 氏名	<u>取扱者</u> の <u>確認</u>	(略)																			
任命権者	(略)																				
様	(略) 氏 名 <u>印</u>																				
(略)																					
上記のとおり認定する。 年 月 日 職 氏名 <u>印</u>	<u>取扱者</u> <u>認 印</u>	(略)																			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1858号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(規則第6-628号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後					改 正 前				
別紙様式第1 (第6条関係) 住居届					別紙様式第1 (第6条関係) 住居届				
(略)					(略)				
任命権者	(略)			(略)	任命権者	(略)			(略)
様	(略)	氏名			様	(略)	氏名		<u>印</u>
(略)					(略)				
(略)					(略)				
別紙様式第2 (第7条関係) 住居手当認定簿					別紙様式第2 (第7条関係) 住居手当認定簿				
(略)					(略)				
(略)		(略)			(略)		(略)		
上記のとおり確認し、住居手当の月額を決定(改定)する。					上記のとおり確認し、住居手当の月額を決定(改定)する。				
年 月 日					年 月 日				
職					職				
氏名	<u>取扱者</u>	(略)			氏名	<u>印</u>	<u>認 印</u>	(略)	
(略)					(略)				

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1859号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（規則第6-75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別紙様式第1（第3条関係） 通 勤 届				別紙様式第1（第3条関係） 通 勤 届			
(略)				(略)			
(略)			(略)	(略)			(略)
職名		氏名	(略)	職名		氏名	㊟ (略)
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
別紙様式第2（第4条関係） 通 勤 手 当 認 定 簿				別紙様式第2（第4条関係） 通 勤 手 当 認 定 簿			
(略)				(略)			
上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定(改定)する。 返納額(払戻金相当額)を決定する。			<u>取扱者の確認</u>	上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定(改定)する。 返納額(払戻金相当額)を決定する。			<u>取扱者認印</u>
			(略)				(略)
年	月	日	職	年	月	日	職
			氏名				氏名 ㊟
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1860号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前				
<p>様式第1</p> <p style="text-align: center;">退職手当支給請求書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付けをもって退職しましたので、職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定により退職手当を請求します。</p> <p style="text-align: center;">(任命権者) 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">退職時の所属</p> <p style="text-align: right;">退職時の職名</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">ふりがな</p> <p style="text-align: right;">現住所 (送金先)</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">(職員死亡の場合) 職員との続柄 ふりがな 遺族の氏名</p> <p>(略)</p>	<p>様式第1</p> <p style="text-align: center;">退職手当支給請求書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付けをもって退職しましたので、職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定により退職手当を請求します。</p> <p style="text-align: center;">(任命権者) 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">退職時の所属</p> <p style="text-align: right;">退職時の職名</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">ふりがな</p> <p style="text-align: right;">現住所 (送金先)</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">(職員死亡の場合) 職員との続柄 ふりがな 遺族の氏名 ㊟</p> <p>(略)</p>				
<p>様式第1の2</p> <p style="text-align: center;">退職勸奨の記録</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">作成者の職名及び氏名</td> <td></td> </tr> </table>	作成者の職名及び氏名		<p>様式第1の2</p> <p style="text-align: center;">退職勸奨の記録</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">作成者の職名、氏名及び印</td> <td style="text-align: right;">㊟</td> </tr> </table>	作成者の職名、氏名及び印	㊟
作成者の職名及び氏名					
作成者の職名、氏名及び印	㊟				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1861号

退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則
退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与の手続に関する規則（規則第6-1661号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号(第4条第1項関係) 意見陳述申立意向書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第1号(第4条第1項関係) 意見陳述申立意向書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>
<p>別記様式第2号(第6条第3項関係) 代理人選任届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第2号(第6条第3項関係) 代理人選任届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>
<p>別記様式第3号(第6条第3項関係) 代理人解任届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第3号(第6条第3項関係) 代理人解任届</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">申立人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>
<p>別記様式第4号(第7条第2項関係) 意見陳述参加許可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">関係人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第4号(第7条第2項関係) 意見陳述参加許可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">関係人 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>
<p>別記様式第5号(第10条第1項関係) 補佐人出席許可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">当事者(参加人) 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第5号(第10条第1項関係) 補佐人出席許可申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">当事者(参加人) 住 所 氏 名</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1862号

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費の支給に関する規則（規則第6-10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第1（第8条関係） 第1号様式 旅費（概算）請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> 上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。 年 月 日 氏名 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 旅行命令権者の確認 （年 月 日） </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。 年 月 日 氏名	旅行命令権者の確認 （年 月 日）	<p>別表第1（第8条関係） 第1号様式 旅費（概算）請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> 上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。 年 月 日 署名 ㊟ </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 旅行命令権者確認欄 年 月 日 確認印 </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。 年 月 日 署名 ㊟	旅行命令権者確認欄 年 月 日 確認印
上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。 年 月 日 氏名	旅行命令権者の確認 （年 月 日）				
上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給（概算払）を請求します。 年 月 日 署名 ㊟	旅行命令権者確認欄 年 月 日 確認印				
<p>第2号様式 旅費精算（請求）書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> 上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。） 年 月 日 氏名 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 旅行命令権者の確認 （年 月 日） </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。） 年 月 日 氏名	旅行命令権者の確認 （年 月 日）	<p>第2号様式 旅費精算（請求）書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> 上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。） 年 月 日 署名 ㊟ </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 旅行命令権者確認欄 年 月 日 確認印 </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。） 年 月 日 署名 ㊟	旅行命令権者確認欄 年 月 日 確認印
上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。） 年 月 日 氏名	旅行命令権者の確認 （年 月 日）				
上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 （また、上記の精算事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。） 年 月 日 署名 ㊟	旅行命令権者確認欄 年 月 日 確認印				
<p>第3号様式 旅費請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> 上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。 年 月 日 氏名 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 旅行命令権者の確認 （年 月 日） </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。 年 月 日 氏名	旅行命令権者の確認 （年 月 日）	<p>第3号様式 旅費請求書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> 上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。 年 月 日 署名 ㊟ </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 旅行命令権者確認欄 年 月 日 確認印 </td> </tr> </table> <p>備考（略）</p>	上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。 年 月 日 署名 ㊟	旅行命令権者確認欄 年 月 日 確認印
上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。 年 月 日 氏名	旅行命令権者の確認 （年 月 日）				
上記のとおり旅費の算出基礎を申告します。 また、上記の申告事項を基礎として職員の旅費に関する条例に基づき計算される金額の旅費の支給を請求します。 年 月 日 署名 ㊟	旅行命令権者確認欄 年 月 日 確認印				

<p>第4号様式 旅費計算書(領収書)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>氏名</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>第5号様式 旅費計算書(領収書)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">旅費額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">左記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>氏名</u></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>備考 (略)</p>	(略)	上記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>氏名</u>	(略)	(略)	旅費額	(略)	左記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>氏名</u>	(略)	<p>第4号様式 旅費計算書(領収書)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>署名</u> ㊟</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>備考 (略)</p> <p>第5号様式 旅費計算書(領収書)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">旅費額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">左記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>署名</u> ㊟</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>備考 (略)</p>	(略)	上記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>署名</u> ㊟	(略)	(略)	旅費額	(略)	左記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>署名</u> ㊟	(略)
(略)																	
上記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>氏名</u>																	
(略)																	
(略)																	
旅費額	(略)	左記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>氏名</u>															
(略)																	
(略)																	
上記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>署名</u> ㊟																	
(略)																	
(略)																	
旅費額	(略)	左記の金額を領収しました。 年 月 日 <u>署名</u> ㊟															
(略)																	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第7-3号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（規則第7-2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">勤務延長の期限の延長承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">任命権者</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p>	<p>別記第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">勤務延長の期限の延長承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">任命権者 <u>印</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p>
<p>別記第2号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">勤務延長職員の異動承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">任命権者</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p>	<p>別記第2号様式（第5条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">勤務延長職員の異動承認申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">任命権者 <u>印</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p>
<p>別記第3号様式（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">勤務延長の状況報告書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">任命権者</p> <p>(略)</p> </div>	<p>別記第3号様式（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">勤務延長の状況報告書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">任命権者 <u>印</u></p> <p>(略)</p> </div>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第10-7号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（規則第10-5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(審査の請求) 第2条 (略) 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者が正副各1通を、書類、記録その他の資料を添えて委員会に提出しなければならない。 (1)～(7) (略) 3 (略)	(審査の請求) 第2条 (略) 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者が、 <u>記名押印して</u> 、正副各1通を、書類、記録その他の資料を添えて委員会に提出しなければならない。 (1)～(7) (略) 3 (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第11-17号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（規則第11-13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(審査請求書)</p> <p>第4条 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しな<u>なければならない</u>。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 請求人が代理人によって審査請求をする場合は、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載しな<u>なければならない</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(口述書の提出要求)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(調書)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 委員会は、口頭審理記録書、準備手続記録書又は審尋記録書をそれぞれ口頭審理、準備手続又は審尋を行った日ごとに作成するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載して、正副各1通を委員会に提出しな<u>なければならない</u>。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>5 再審の請求人が代理人によって再審の請求をする場合は、再審請求書に前項に掲げる事項のほか再審の請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載しな<u>なければならない</u>。</p>	<p>(審査請求書)</p> <p>第4条 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、<u>請求人が署名又は記名押印しななければならない</u>。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 請求人が代理人によって審査請求をする場合は、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、<u>当該代理人</u>が署名又は記名押印しな<u>なければならない</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(口述書の提出要求)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の口述書には、証人が署名又は記名押印をしななければならない。</u></p> <p>(調書)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 委員会は、口頭審理記録書、準備手続記録書又は審尋記録書をそれぞれ口頭審理、準備手続又は審尋を行った日ごとに作成するものとし、<u>当該記録書には、当該審理を行った委員会の委員、審査員又は事務局の職員が記名押印しななければならない</u>。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、<u>再審の請求をしようとする者が署名又は記名押印をして、正副各1通を委員会に提出しななければならない</u>。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>5 再審の請求人が代理人によって再審の請求をする場合は、再審請求書に前項に掲げる事項のほか再審の請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、<u>当該代理人</u>が署名又は</p>

6 (略)	記名押印をしなければならない。 6 (略)
-------	--------------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第11-18号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（規則第11-5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(勤務条件に関する措置の要求)	(勤務条件に関する措置の要求)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が正副各1通を、関係書類、記録その他の必要な資料とともに、委員会に提出しなければならない。	2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が <u>記名押印して</u> 正副各1通を、関係書類、記録その他の必要な資料とともに、委員会に提出しなければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員団体の登録申請書等の様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第12-94号

職員団体の登録申請書等の様式を定める規則の一部を改正する規則

職員団体の登録申請書等の様式を定める規則（規則第12-5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**㊦**」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

職員団体等の規約の認証申請書等の様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第12-95号

職員団体等の規約の認証申請書等の様式を定める規則の一部を改正する規則

職員団体等の規約の認証申請書等の様式を定める規則（規則第12-19号）の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊦」及び「㊧」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第12-96号

職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則（規則第12-46号）の一部を次のように改正する。

第14条中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第6号様式中「氏名㊦」を「氏名（署名）」に改める。

別記第7号様式中「㊦」を削る。

別記第8号様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

人事委員会訓令

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
課長専決事項		課長専決事項	
人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの	人事委員会の権限に属するもの	事務局長の権限に属するもの
(略)	(1) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。 (2)～(20) (略)	(略)	(1) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること。 (2)～(20) (略)

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第1号

不利益処分についての審査請求の手に必要な書面の様式（平成21年5月新潟県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

別記様式第1号及び別記様式第25号中「㊟」を削り、同様式の注2を削り、同様式の「注1」を「注」に改める。

別記様式第2号から別記様式第20号まで及び別記様式第22号から別記様式第24号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◎新潟県人事委員会告示第2号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和38年新潟県人事委員会規則第11-5号）により勤務条件に関する措置の要求の手に必要な書面の様式（昭和38年6月新潟県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

様式中「㊟」を削る。

附 則

- この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

きる。

監査委員訓令

◎新潟県監査委員訓令第1号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局組織規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

新潟県代表監査委員 栗山 和 廣

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 事務局は、次の事務を分掌する。 (1)～(20) (略) <u>(21) 内部統制評価報告書の審査に関する事項</u>	(分掌事務) 第3条 事務局は、次の事務を分掌する。 (1)～(20) (略)

◎新潟県監査委員訓令第2号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

新潟県代表監査委員 栗山 和 廣

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(次長の専決事項) 第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(17) (略) (18) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の</u> 任用をすること。 (19)～(21) (略)	(次長の専決事項) 第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(17) (略) (18) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること。 (19)～(21) (略)

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第1号

新潟県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県代表監査委員 栗山 和 廣

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
第2号様式（第3条関係） 意見照会書 (略) 新潟県代表監査委員 <u>(公印省略)</u>	第2号様式（第3条関係） 意見照会書 (略) 新潟県代表監査委員 <u>印</u>

(略)	(略)
-----	-----

◎新潟県監査委員告示第2号

新潟県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年6月新潟県監査委員告示第6号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県代表監査委員 栗山 和 廣

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第3号様式（第8条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">意見照会書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新潟県代表監査委員</p> <p style="text-align: right;">(公印省略)</p> <p>(略)</p> </div>	第3号様式（第8条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">意見照会書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新潟県代表監査委員</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>(略)</p> </div>

教育委員会規則

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第1号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則
(博物館登録等の手続に関する規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

- (1) 博物館登録等の手続に関する規則(昭和27年新潟県教育委員会規則第2号)別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式
- (2) 新潟県政記念館規則(昭和50年新潟県教育委員会規則第4号)別記様式
- (3) 新潟県文化財保護条例施行規則(昭和51年新潟県教育委員会規則第8号)別記第1号様式及び別記第4号様式から別記第17号様式まで
- (4) 新潟県立近代美術館規則(平成5年新潟県教育委員会規則第5号)別記第2号様式及び別記第3号様式
- (5) 新潟県埋蔵文化財センター規則(平成8年新潟県教育委員会規則第12号)別記様式
(新潟県教育財産等管理規則の一部改正)

第2条 新潟県教育財産等管理規則(昭和38年新潟県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「同条第3項ただし書」を「同条第2項ただし書」に改める。

別記第1号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注中「用紙の大きさはB列5番とする。」を削る。

別記第2号様式中「㊦」、「平成」及び「用紙の大きさはB列5番とする。」を削る。

別記第3号様式中「平成」を削る。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和43年新潟県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第2号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

- 1 「5 療養を受けようとする指定医療機関」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関の住所および名称を記載し、現在療養を受けている指定医療機関を変更しようとする場合には新旧の指定医療機関の住所および名称を記載すること。

- 2 年月日の記載には元号を用いる。

別記第3号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 7 年月日の記載には元号を用いる。

別記第4号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 5 年月日の記載には元号を用いる。

別記第5号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 7 年月日の記載には元号を用いる。

別記第6号様式中「氏名.....印」を「氏名.....」に改め、「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 4 年月日の記載には元号を用いる。

別記第7号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 7 年月日の記載には元号を用いる。

別記第8号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

- 1 請求者は※欄には記入しないこと。

- 2 年月日の記載には元号を用いる。

別記第9号様式中「平成」を削り、同様式の注意事項を次のように改める。

- 1 請求者は※欄には記入しないこと。

- 2 年月日の記載には元号を用いる。

別記第10号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 4 年月日の記載には元号を用いる。

別記第10号様式の2中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

- 5 年月日の記載には元号を用いる。

別記第11号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

7 年月日の記載には元号を用いる。

別記第12号様式中「氏名.....印」を「氏名.....」に改め、「平成」を削り、同様式の注を次のように改める。

1 請求者は※印の欄には記入しないこと。

2 年月日の記載には元号を用いる。

別記第13号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

6 年月日の記載には元号を用いる。

別記第14号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

4 年月日の記載には元号を用いる。

別記第15号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

4 年月日の記載には元号を用いる。

別記第16号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

5 年月日の記載には元号を用いる。

別記第17号様式中「氏名.....印」を「氏名.....」に改め、「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

3 年月日の記載には元号を用いる。

別記第18号様式中「平成」を削る。

別記第19号様式中「平成」を削り、同様式の記入要項に次のように加える。

10 年月日の記載には元号を用いる。

別記第20号様式中「平成」を削り、同様式の記入要項に次のように加える。

7 年月日の記載には元号を用いる。

別記第21号様式中「氏名.....印」を「氏名.....」に改め、「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

3 年月日の記載には元号を用いる。

別記第22号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

3 年月日の記載には元号を用いる。

別記第23号様式中「㊦」及び「平成」を削り、同様式の注意事項に次のように加える。

4 年月日の記載には元号を用いる。

(新潟県教育財産事務取扱規則の一部改正)

第4条 新潟県教育財産事務取扱規則(昭和48年新潟県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項第2号中「第26条第7号」を「第25条第7号」に改める。

別記第1号様式から別記第8号様式までの規定中「㊦」を削る。

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第5条 教育職員の免許状に関する規則(平成元年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第7項第2号及び第9項第2号、第4条第1項第3号イ、第6条第2項第1号、第9条第1項第2号ア、第2項第2号ア及び第3項第2号ア並びに第10条第1項第2号ア、第2項第2号ア、第3項第2号ア及び第4項第2号ア中「(別記第5号様式)」を削る。

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第3号様式中「平成」及び「㊦」を削る。

別記第4号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式の2中「昭和」及び「平成」を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式 削除

別記第6号から第9号様式まで、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第15号様式及び別記第16号様式中「平成」を削る。

別記第17号様式中「平成」及び「㊦」を削る。

別記第20号様式及び別記第23号様式中「平成」を削る。

(技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正)

第6条 技能教育施設の指定の申請等に関する規則(平成2年新潟県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条第1項第6号」を「第4条第1項第6号」に改める。

様式第1号中「第45条の2第1項の規定」を「第55条第1項」と改め、同様式中「㊦」を削る。

様式第2号中「㊦」を削る。

(新潟県教育委員会聴聞規則の一部改正)

第7条 新潟県教育委員会聴聞規則(平成6年新潟県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第3項中、「記載し、主催者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「㊦」を削る。

(新潟県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則等の一部改正)

第8条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

(1) 新潟県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則(平成14年新潟県教育委員会規則第11号)第2号様式

(2) 新潟県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成17年新潟県教育委員会規則第20号)第3号様式

(教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第9条 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(平成14年新潟県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「(別記第5号様式)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第2号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
(次長等) 第27条 (略) 1 (略) 2 次長及び副館長は、教育機関の長を補佐して教育機関の事務を整理する。	(次長等) 第27条 (略) 1 (略) 2 次長並びに図書館及び文書館の副館長は、教育機関の長を補佐して教育機関の事務を整理する。 3 <u>近代美術館副館長は、近代美術館長を補佐して館の事務を掌理する。</u>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。ただし、この規程の実施の際、すでに交付されている身分証明書は、改正後の別記第1号様式の3の規定による身分証明書とみなし、この規程に定める身分証明書の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(宣誓書の提出)</p> <p>第6条 新たに職員となつた者は、所属長の立会いの下において、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名し、当該宣誓書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第5条の3、第5条の4関係） 深夜勤務・時間外勤務制限請求書 (略) 職名・氏名</p> <p>(略)</p> <p>第1号様式の2（第5条の3、第5条の4関係） 育児・介護状況変更届 (略) 職名・氏名</p> <p>(略)</p> <p>第1号様式の3（第7条関係）（身分証明書）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">↑55ミリメートル ↓</td> <td style="text-align: center;">身分証明書 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">← 91ミリメートル →</td> </tr> </table>	↑55ミリメートル ↓	身分証明書 (略)	← 91ミリメートル →		<p>(宣誓書の提出)</p> <p>第6条 新たに職員となつた者は、所属長の立会いのもとにおいて、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第5条の3、第5条の4関係） 深夜勤務・時間外勤務制限請求書 (略) 職名・氏名 ㊟</p> <p>(略)</p> <p>第1号様式の2（第5条の3、第5条の4関係） 育児・介護状況変更届 (略) 職名・氏名 ㊟</p> <p>(略)</p> <p>第1号様式の3（第7条関係）（身分証明書）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">↑60ミリメートル ↓</td> <td style="text-align: center;">身分証明書 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">← 90ミリメートル →</td> </tr> </table>	↑60ミリメートル ↓	身分証明書 (略)	← 90ミリメートル →	
↑55ミリメートル ↓	身分証明書 (略)								
← 91ミリメートル →									
↑60ミリメートル ↓	身分証明書 (略)								
← 90ミリメートル →									

第2号様式 (第7条関係)
身分証明書交付願

(略)

(略)	職 員 記 入 欄		(略)
	(略)	氏 名	

(略)

第3号様式 (第7条関係)

(略)

職名 氏 名
身分証明書再交付願

(略)

第5号様式 (第10条関係)

(略)

所属長
結核性疾患 { 休 暇 }
 { 休暇延長 } 願

(略)

(略)	職名・氏名	
療 養 方 法 〔入院・通院の別、 病院名等について〕		
将来の予定等について		

(略)

第2号様式 (第7条関係)
身分証明書交付願

(略)

(略)	職 員 記 入 欄		(略)
	(略)	氏 名	

(略)

第3号様式 (第7条関係)

(略)

職名 氏 名 印
身分証明書再交付願

(略)

第5号様式 (第10条関係)

(略)

所属長 印
結核性疾患 { 休 暇 }
 { 休暇延長 } 願

(略)

(略)	職名・氏名	<u>印</u>
療 養 方 法 〔入院・通院の別、 病院名等について〕		主管課経由印
将来の予定等について		

(略)

別紙
診断書（結核性疾病用）
(略)
医師 住所
氏名
(署名又は記名押印)

第6号様式（第10条関係）
(略)
所属長
出勤願
(略)
(略)
職名・氏名

第6号様式の2（第10条の2関係）
育児休業等計画書
(略)
職名・氏名
(略)

第6号様式の3（第10条の2関係）
(略)
所属長
育児休業承認請求書
(略)
(略)
職名・氏名
(略)

第6号様式の4（第10条の2関係）
部分休業承認請求書
(略)
職名・氏名
(略)

別紙
診断書（結核性疾病用）
(略)
医師 住所
氏名 ㊟

第6号様式（第10条関係）
(略)
所属長 ㊟
出勤願
(略)
(略)
職名・氏名 ㊟

主管課経由印

第6号様式の2（第10条の2関係）
育児休業等計画書
(略)
職名・氏名 ㊟
(略)
主務課経由印 所属受付印

第6号様式の3（第10条の2関係）
(略)
所属長 ㊟
育児休業承認請求書
(略)
(略)
職名・氏名 ㊟

主管課経由印 所属受付印

第6号様式の4（第10条の2関係）
部分休業承認請求書
(略)
職名・氏名 ㊟
(略)

.....
※ 所属長記入欄

第6号様式の5 (第10条の2関係)
(略)

所属長
養育状況変更届

(略)

(略)	職名・氏名	
-----	-------	--

(略)

第6号様式の6 (第10条の2関係)
(略)

所属長
育児短時間勤務承認請求書

(略)

(略)	職名・氏名	
-----	-------	--

(略)

第6号様式の7 (第10条の2関係)
修学部分休業承認申請書

(略)

職名・氏名

(略)

第6号様式の8 (第10条の2関係)
修学状況変更届

(略)

職名・氏名

(略)

受理年 月日	年 月 日	決裁年 月日	年 月 日
決裁欄			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認

第6号様式の5 (第10条の2関係)
(略)

所属長
養育状況変更届

(略)

(略)	職名・氏名	
-----	-------	--

(略)

主管課経由印	所属受付印

第6号様式の6 (第10条の2関係)
(略)

所属長
育児短時間勤務承認請求書

(略)

(略)	職名・氏名	
-----	-------	--

(略)

主管課経由印	所属受付印

第6号様式の7 (第10条の2関係)
修学部分休業承認申請書

(略)

職名・氏名

(略)

※ 所属長記入欄

受理年 月日	年 月 日	決裁年 月日	年 月 日
決裁欄			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認

第6号様式の8 (第10条の2関係)
修学状況変更届

(略)

職名・氏名

(略)

第6号様式の9 (第10条の2関係)

(略)

職名・氏名
自己啓発等休業承認申請書

(略)

所属長所見
年 月 日 所属長

(略)

第6号様式の10 (第10条の2関係)

(略)

職名・氏名
自己啓発等休業状況報告書

(略)

第6号様式の11 (第10条の2関係)

(略)

所属長
配偶者同行休業承認申請書

(略)

(略)
職名・氏名

(略)

第6号様式の12 (第10条の2関係)

(略)

所属長
配偶者同行休業状況変更届

(略)

(略)
職名・氏名

(略)

第7号様式 (第11条関係)

(略)

所属長

第6号様式の9 (第10条の2関係)

(略)

職名・氏名
自己啓発等休業承認申請書

㊞

(略)

所属長所見
年 月 日 所属長

(略)

主務課経由印	所属受付印

第6号様式の10 (第10条の2関係)

(略)

職名・氏名
自己啓発等休業状況報告書

㊞

(略)

主務課経由印	所属受付印

第6号様式の11 (第10条の2関係)

(略)

所属長
配偶者同行休業承認申請書

㊞

(略)

(略)
職名・氏名

(略)

主務課経由印	所属受付印

第6号様式の12 (第10条の2関係)

(略)

所属長
配偶者同行休業状況変更届

㊞

(略)

(略)
職名・氏名

(略)

主務課経由印	所属受付印

第7号様式 (第11条関係)

(略)

所属長

㊞

職務専念義務免除承認願 (研修)

(略)

(略)	職名・氏名	<input type="text"/>
-----	-------	----------------------

(略)

第8号様式 (第11条関係)

(略)

(略)	職名・氏名	<input type="text"/>
-----	-------	----------------------

兼職先 (兼職者) 一覧表

(略)

所 属	(略)
職 名	
氏 名	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	

(略)

第11号様式 (第13条関係)

(略)

職名 氏 名
専従休職 (延長) 許可願

(略)

第12号様式 (第13条関係)

(略)

職名 氏 名
復職許可願

(略)

第13号様式 (第14条関係)

(略)

所属長
営利企業従事等許可申請 (消防団員兼職請求) 書

(略)

(略)	職名・氏名	<input type="text"/>
-----	-------	----------------------

職務専念義務免除承認願 (研修)

(略)

(略)	職名・氏名	<input type="text"/> (印)
-----	-------	--------------------------

(略)

第8号様式 (第11条関係)

(略)

(略)	職名・氏名	<input type="text"/> (印)
-----	-------	--------------------------

兼職先 (兼職者) 一覧表

(略)

所 属	(略)
職 名	
氏 名	
<input type="text"/> (印)	
<input type="text"/> (印)	
<input type="text"/> (印)	

(略)

第11号様式 (第13条関係)

(略)

職名 氏 名
専従休職 (延長) 許可願 (印)

(略)

第12号様式 (第13条関係)

(略)

職名 氏 名
復職許可願 (印)

(略)

第13号様式 (第14条関係)

(略)

所属長 (印)
営利企業従事等許可申請 (消防団員兼職請求) 書

(略)

(略)	職名・氏名	<input type="text"/> (印)
-----	-------	--------------------------

(略)

主務課經由印	所属受付印
<input type="text"/>	<input type="text"/>

第13号様式の2 (第14条関係)

(略)

職名 氏 名
教育公務員の兼職 (兼務) 承認願

(略)

(略)	(職名)	(略)	(略)
	(氏名)	(略)	(略)
(略)			

第14号様式 (第19条関係)

復命書

1 旅行者所属

職名 氏名

2～6 (略)

第16号様式 (第21条関係) (登退庁簿)

月	日	(略)

(略)

第13号様式の2 (第14条関係)

(略)

職名 氏 名
教育公務員の兼職 (兼務) 承認願



(略)

(略)	(職名)	(略)	(略)
	(氏名) <u>印</u>	(略)	(略)
(略)			

第14号様式 (第19条関係)

復命書

1 旅行者所属

職名 氏名



2～6 (略)

第16号様式 (第21条関係) (登退庁簿)

所属長	月	日	(略)
確認印			

(略)

◎新潟県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。
令和3年3月30日

新潟県教育委員会
教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p>（教育長の権限に属する事務の専決）</p> <p>第13条 出先機関及び教育機関の長の共通の専決事項は別表第5とし、出先機関の長及び近代美術館万代島美術館長（以下「出先機関の長等」という。）の個別的専決事項は別表第6のとおりとする。</p> <p>別表第5（第13条関係） （出先機関及び教育機関の長共通の専決事項） （1）～（4）（略） （5）任用期間（更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間をいう。以下同じ。）が1年未満の会計年度任用職員の任免をすること。 （6）（略）</p> <p>別表第6（第13条関係） （出先機関の長等の個別的専決事項） 教育事務所 教育事務所長専決事項 （1）～（6）（略） 近代美術館</p> <p>近代美術館万代島美術館長専決事項 任用期間が1年未満の<u>会計年度任用職員</u>の任免をすること。</p> <p>別表第7（第13条の3関係） 受任者の権限に属する事務の専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">専決権限を有する者</td> <td style="width: 80%;">専決事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>近代美術館</td> <td>（1）職員（副館長以上の職員及</td> </tr> </table>	専決権限を有する者	専決事項	（略）		近代美術館	（1）職員（副館長以上の職員及	<p>（教育長の権限に属する事務の専決）</p> <p>第13条 出先機関及び教育機関の長の共通の専決事項は別表第5とし、出先機関の長<u>並びに近代美術館副館長</u>及び近代美術館万代島美術館長（以下「出先機関の長等」という。）の個別的専決事項は別表第6のとおりとする。</p> <p>別表第5（第13条関係） （出先機関及び教育機関の長共通の専決事項） （1）～（4）（略） （5）任用期間（更新により2以上の任用期間が連続することとなる場合にあっては、当該連続する任用期間を通算した期間をいう。以下同じ。）が1年未満の会計年度任用職員の任免をすること（<u>近代美術館長を除く。</u>）。 （6）（略）</p> <p>別表第6（第13条関係） （出先機関の長等の個別的専決事項） 教育事務所 教育事務所長専決事項 （1）～（6）（略） 近代美術館 <u>近代美術館副館長専決事項</u> <u>任用期間が1年未満の一般職の非常勤職員（分館の職員を除く。）の任免をすること。</u> 近代美術館万代島美術館長専決事項 任用期間が1年未満の<u>一般職の非常勤職員</u>の任免をすること。</p> <p>別表第7（第13条の3関係） 受任者の権限に属する事務の専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">専決権限を有する者</td> <td style="width: 80%;">専決事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>近代美術館</td> <td>（1）職員（<u>館長及び分館の職員</u></td> </tr> </table>	専決権限を有する者	専決事項	（略）		近代美術館	（1）職員（ <u>館長及び分館の職員</u>
専決権限を有する者	専決事項												
（略）													
近代美術館	（1）職員（副館長以上の職員及												
専決権限を有する者	専決事項												
（略）													
近代美術館	（1）職員（ <u>館長及び分館の職員</u>												

副館長	び分館の職員を除く。以下この項において同じ。)の旅行の命令をすること。 (2)～(16) (略)	副館長	を除く。以下この項において同じ。)の旅行の命令をすること。 (2)～(16) (略)
(略)		(略)	

◎新潟県教育委員会訓令第3号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。ただし、この規程の実施の際、すでに交付されている身分証明書は、改正後の別記第3号様式の規定による身分証明書とみなし、この規程に定める身分証明書の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(宣誓書の提出)</p> <p>第9条 新たに職員となつた者は、校長の立ち会ひの下において、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名し、当該宣誓書を校長を経由して新潟県教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第5条、第6条関係） 深夜勤務・時間外勤務制限請求書 (略) 職名・氏名</p> <p>第2号様式（第5条、第6条関係） 育児・介護状況変更届 (略) 職名・氏名</p> <p>第3号様式（第10条関係）（身分証明書）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">↑ 15 ↓</td> <td style="width: 80%;">身分証明書 (略)</td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="3">← 91ミリメートル →</td> </tr> </table> <p>第4号様式（第10条関係） 身分証明書交付願 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td style="width: 60%;">職員記入欄</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table>	↑ 15 ↓	身分証明書 (略)	↓	← 91ミリメートル →			(略)	職員記入欄	(略)	(略)	氏名		<p>(宣誓書の提出)</p> <p>第9条 新たに職員となつた者は、所属長の立会ひのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を校長を経由して新潟県教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第5条、第6条関係） 深夜勤務・時間外勤務制限請求書 (略) 職名・氏名 印</p> <p>第2号様式（第5条、第6条関係） 育児・介護状況変更届 (略) 職名・氏名 印</p> <p>第3号様式（第10条関係）（身分証明書）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">↑ 20 ↓</td> <td style="width: 80%;">身分証明書 (略)</td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="3">← 90ミリメートル →</td> </tr> </table> <p>第4号様式（第10条関係） 身分証明書交付願 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td style="width: 60%;">職員記入欄</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>氏名 印</td> <td></td> </tr> </table>	↑ 20 ↓	身分証明書 (略)	↓	← 90ミリメートル →			(略)	職員記入欄	(略)	(略)	氏名 印	
↑ 15 ↓	身分証明書 (略)	↓																							
← 91ミリメートル →																									
(略)	職員記入欄	(略)																							
(略)	氏名																								
↑ 20 ↓	身分証明書 (略)	↓																							
← 90ミリメートル →																									
(略)	職員記入欄	(略)																							
(略)	氏名 印																								

(略)

第5号様式 (第10条関係)

(略)

職名 氏 名
身分証明書再交付願

(略)

第6号様式 (第11条関係)

(略)

新潟県立 学校長

年次有給休暇願

(略)

第7号様式 (第12条関係)

(略)

新潟県立 学校
(職・氏名)

産前産後休暇願

(略)

第8号様式 (第12条関係)

(略)

新潟県立 学校
(職・氏名)

産前産後休暇延長願

(略)

第9号様式 (第12条関係)

(略)

新潟県立 学校

(略)

第5号様式 (第10条関係)

(略)

職名 氏 名
身分証明書再交付願

(略)

印

第6号様式 (第11条関係)

(略)

新潟県立 学校長

年次有給休暇願

(略)

印

第7号様式 (第12条関係)

(略)

新潟県立 学校
(職・氏名)

産前産後休暇願

(略)

印

第8号様式 (第12条関係)

(略)

新潟県立 学校
(職・氏名)

産前産後休暇延長願

(略)

印

第9号様式 (第12条関係)

(略)

新潟県立 学校

(職・氏名)
介護休暇(延長)願

(略)

1 (略)

2 指定期間(時間)の申出・指定(※印の欄は職員が記入する。)

(略)

承認権者確認欄

承認権者確認欄

承認権者確認欄

3 指定期間の延長・短縮(※印の欄は職員が記入する。)

(略)

承認権者確認欄

承認権者確認欄

承認権者確認欄

(略)

第9号様式の2(第12条関係)
介護時間承認請求書

(略)

職名・氏名

(略)

第10号様式(第12条関係)

(略)

新潟県立 学校長

教職員の介護休暇(延長)について(副申)

(略)

氏名	
(略)	

(職・氏名) 印
介護休暇(延長)願

(略)

1 (略)

2 指定期間(時間)の申出・指定(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(略)

※本人印	承認権者印

※本人印	承認権者印

※本人印	承認権者印

3 指定期間の延長・短縮(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(略)

※本人印	承認権者印

※本人印	承認権者印

※本人印	承認権者印

(略)

第9号様式の2(第12条関係)
介護時間承認請求書

(略)

職名・氏名 印

(略)

※ 所属長記入欄
(略)

第10号様式(第12条関係)

(略)

新潟県立 学校長 職印

教職員の介護休暇(延長)について(副申)

(略)

氏名		印
(略)		

※印の欄は職員が記入する。

承認権者確認欄

承認権者確認欄

承認権者確認欄

指定期間の延長・短縮（※印の欄は職員が記入する。）

(略)

承認権者確認欄

承認権者確認欄

承認権者確認欄

第11号様式（第13条関係）

育児休業等計画書

(略)

新潟県立 学校
職・氏名

(略)

第12号様式（第13条関係）

(略)

新潟県立 学校長

教職員の育児休業について（副申）

(略)

(略)
氏 名

第13号様式（第13条関係）

(略)

部分休業承認請求書

職・氏名

(略)

※印の欄は職員が記入又は押印する。

※本人印	承認権者印
------	-------

※本人印	承認権者印
------	-------

※本人印	承認権者印
------	-------

指定期間の延長・短縮（※印の欄は職員が記入又は押印する。）

(略)

※本人印	承認権者印
------	-------

※本人印	承認権者印
------	-------

※本人印	承認権者印
------	-------

第11号様式（第13条関係）

育児休業等計画書

(略)

新潟県立 学校
職・氏名 印

(略)

第12号様式（第13条関係）

(略)

新潟県立 学校長

教職員の育児休業について（副申）

(略)

(略)
氏 名

第13号様式（第13条関係）

(略)

部分休業承認請求書

職・氏名 印

(略)

※ 所属長記入欄

第14号様式 (第13条関係)

(略)

新潟県立 学校長

育児休業職員の養育状況の変更について
(副申)

(略)

(略)
氏名

(略)

第14号様式 (第13条関係)

(略)

新潟県立 学校長

職印

育児休業職員の養育状況の変更について
(副申)

(略)

(略)
氏名 印

(略)

第15号様式 (第13条関係)

(略)

育児短時間勤務承認請求書

(略)

新潟県立 学校長

(略)
氏名

第15号様式 (第13条関係)

(略)

育児短時間勤務承認請求書

(略)

新潟県立 学校長

職印

(略)
氏名 印

第16号様式 (第13条関係)

修学部分休業承認申請書

(略)

職名・氏名

(略)

第16号様式 (第13条関係)

修学部分休業承認申請書

(略)

職名・氏名

印

(略)

※ 所属長記入欄
(略)

第17号様式 (第13条関係)

修学状況変更届

(略)

職名・氏名

(略)

第17号様式 (第13条関係)

修学状況変更届

(略)

職名・氏名

印

(略)

第18号様式 (第13条関係)

(略)

新潟県立 学校長

自己啓発等休業承認申請書

(略)

(略)
氏名

第18号様式 (第13条関係)

(略)

新潟県立 学校長

職印

自己啓発等休業承認申請書

(略)

(略)
氏名 印

(略)

第19号様式 (第13条関係)

(略)

新潟県立 学校長
自己啓発等休業状況報告

(略)

(略)
氏 名

(略)

第20号様式 (第13条関係)

(略)

新潟県立 学校長
配偶者同行休業承認申請書

(略)

(略)
氏 名

(略)

第21号様式 (第13条関係)

(略)

新潟県立 学校長
配偶者同行休業状況変更届

(略)

(略)
氏 名

(略)

第22号様式 (第14条関係)

(略)

新潟県立 学校長
職務専念義務免除承認願 (研修)

(略)

(略)
職名・氏名

(略)

第23号様式 (第14条関係)

(略)

新潟県立 学校長
職務専念義務免除承認願 (兼職)

(略)

第19号様式 (第13条関係)

(略)

新潟県立 学校長 職印
自己啓発等休業状況報告

(略)

(略)
氏 名 印

(略)

第20号様式 (第13条関係)

(略)

新潟県立 学校長 職印
配偶者同行休業承認申請書

(略)

(略)
氏 名 印

(略)

第21号様式 (第13条関係)

(略)

新潟県立 学校長 職印
配偶者同行休業状況変更届

(略)

(略)
氏 名 印

(略)

第22号様式 (第14条関係)

(略)

新潟県立 学校長 職印
職務専念義務免除承認願 (研修)

(略)

(略)
職名・氏名 印

(略)

第23号様式 (第14条関係)

(略)

新潟県立 学校長 職印
職務専念義務免除承認願 (兼職)

(略)

(略)	職名・氏名	
-----	-------	--

兼職先(兼職者)一覧表

(略)

所 属	(略)
職 名	
氏 名	

(略)

第24号様式(第16条関係)

(略)

新潟県立 学校
(職・氏名)
専従休職許可願

(略)

第25号様式(第16条関係)

(略)

新潟県立 学校
(職・氏名)
復職願

(略)

第26号様式(第17条関係)

(略)

新潟県立 学校長
営利企業従事等許可申請(消防団員兼職請求)書
(略)

(略)

職名・氏名	
-------	--

第27号様式(第18条関係)

(略)

新潟県立 学校長
教職員の兼職(兼務)又は教育に関する他の事業・
事務従事について(副申)

(略)

氏 名	
-----	--

(略)

(略)	職名・氏名		印
-----	-------	--	---

兼職先(兼職者)一覧表

(略)

所 属	(略)
職 名	
氏 名	
	印
	印
	印

(略)

第24号様式(第16条関係)

(略)

新潟県立 学校
(職・氏名) 印
専従休職許可願

(略)

第25号様式(第16条関係)

(略)

新潟県立 学校
(職・氏名) 印
復職願

(略)

第26号様式(第17条関係)

(略)

新潟県立 学校長
営利企業従事等許可申請(消防団員兼職請求)書
(略)

(略)

職名・氏名		印
-------	--	---

第27号様式(第18条関係)

(略)

新潟県立 学校長
教職員の兼職(兼務)又は教育に関する他の事業・
事務従事について(副申)

(略)

氏 名		印
-----	--	---

(略)	(略)
-----	-----

◎新潟県教育委員会訓令第4号

県立学校

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(別記様式) 辞 令 書 (略)	(別記様式) 辞 令 書 (略) <u>VI（任命権者）欄の記入</u> <u>発令事項欄記載事項を命ずる年月日と任命権者である</u> <u>新潟県教育委員会名を記入し押印する。</u>

◎新潟県教育委員会訓令第5号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>教育職員の仕事と生活の調和を推進するための勤務時間の特例</u>）</p> <p>第7条の2 校長は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が<u>仕事と生活の調和を図るためのもの</u>としてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>校長は、第1項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する場合のほか、職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る特定勤務時間の割振りによる勤務をさせるものとする。</u></p> <p>4 <u>校長は、第1項の規定により、始業及び終業の時刻を特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。</u></p>	<p>（<u>育児又は介護を行う教育職員の勤務時間の特例</u>）</p> <p>第7条の2 校長は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が<u>育児又は介護を行うためのもの</u>としてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、前2項の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、校長は、特定勤務時間により割振りを行う場合には、教育長の承認を得ないで、第1項及び第2項の規定による勤務時間の割振りを行うことができる。この場合において、校長は、勤務時間の割振りを行った後、遅滞なく教育長に報告するものとする。</u></p>

<p>(教育職員以外の職員の仕事と生活の調和を推進するための勤務時間の特例)</p> <p>第11条の2 校長は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員以外の職員が、その子(一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が<u>仕事と生活の調和を図るためのもの</u>としてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間(以下「<u>特定勤務時間</u>」という。))又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、<u>第1項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。))に規定する場合のほか、職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る特定勤務時間の割振りによる勤務をさせるものとする。</u></p> <p>4 校長は、<u>第1項の規定により、始業及び終業の時刻を特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第11条の2 校長は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員以外の職員が、その子(一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が<u>育児又は介護を行うためのもの</u>としてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間(以下「<u>特定勤務時間</u>」という。))又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、<u>前2項の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、校長は、特定勤務時間により割振りを行う場合には、教育長の承認を得ないで、第1項及び第2項の規定による勤務時間の割振りを行うことができる。この場合において、校長は、勤務時間の割振りを行った後、遅滞なく教育長に報告するものとする。</u></p>
---	--

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第2号

押印を求める手続の見直しのための関係告示の一部を改正する規程を次のように定め、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県労働委員会

会長 櫻井英喜

押印を求める手続の見直しのための関係告示の一部を改正する規程

(新潟県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正)

第1条 新潟県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年3月新潟県地方労働委員会告示第2号)別記第2号様式中「回」を削る。

(新潟県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第2条 新潟県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年6月新潟県労働委員会告示第6号)別記第3号様式中「回」を削る。

附 則

- 1 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

内水面漁場管理委員会指示

◎新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

令和3年3月30日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田利昭

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎新潟県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田利昭

1 指示内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りではない。

(1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）

(2) ブルーギル

2 指示区域

新潟県全域

3 指示期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎新潟県内水面漁場管理委員会指示第3号

外来魚の再放流禁止について、平成11年12月28日に指示した新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号は廃止す

る。

令和3年3月30日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田利昭

内水面漁場管理委員会公告

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定について（公告）

令和3年新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号（コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限）に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

令和3年3月30日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田利昭

- 1 阿賀野川水系の本流及び支川
- 2 鳥屋野潟

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県公安委員会
委員長 阿部 隆

新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別記様式第2号（第3条関係） 意見照会書 (略) 新潟県公安委員会 (略)	別記様式第2号（第3条関係） 意見照会書 (略) 新潟県公安委員会 (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年新潟県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>別記様式第3号（第8条関係）</p> <p>意見照会書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県公安委員会</p> <p><u>(公印省略)</u></p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第3号（第8条関係）</p> <p>意見照会書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県公安委員会</p> <p><u>印</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

警察本部告示

◎新潟県警察本部告示第19号

新潟県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県警察本部長 山本 有一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>別記様式第2号（第3条関係）</p> <p>意見照会書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県警察本部長</p> <p><u>(公印省略)</u></p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第2号（第3条関係）</p> <p>意見照会書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県警察本部長</p> <p><u>印</u></p> <p>(略)</p>

◎新潟県警察本部告示第20号

新潟県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年新潟県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県警察本部長 山本 有一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>別記様式第3号（第8条関係）</p> <p>意見照会書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県警察本部長</p> <p><u>(公印省略)</u></p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第3号（第8条関係）</p> <p>意見照会書</p> <p>(略)</p> <p>新潟県警察本部長</p> <p><u>印</u></p> <p>(略)</p>

正 誤

令和3年2月26日付け新潟県告示第197号（農用地利用配分計画の認可）

2 ページの

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
(略)		
上越市	21者	米町3501番1ほか521筆 41.4ha
(略)		
合 計	493者	6,183筆 689.4ha

は、

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
(略)		
上越市	21者	米町3501番1ほか519筆 41.4ha
(略)		
合 計	493者	6,181筆 689.4ha

の誤り。

平成18年3月30日付け新潟県病院局管理規程第9号（新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程）3 ページの

<p><u>（一定年齢に達した医師等の昇給）</u></p> <p>第9条 57歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する医師等の昇給は、<u>県の一般職員の例による医療職給料表(一)の適用を受ける職員の例による。</u></p>	<p><u>（昇給しない医師等）</u></p> <p>第9条 57歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する医師等は、<u>昇給しない。ただし、当該医師等で勤務成績が特に良好であるものについては、昇給させることができる。</u></p> <p>別表第5（第2条関係） (略)</p>
---	---

は、

<p><u>（一定年齢に達した医師等の昇給）</u></p> <p>第9条 57歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する医師等の昇給は、<u>県の一般職員の例による医療職給料表(一)の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>別表第4（第6条関係） 医師職給料表初任給基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>職 種</th> <th>学 歴 免 許</th> <th>初 任 給</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">医師、歯科医師</td> <td>博士課程修了</td> <td>1級29号給</td> </tr> <tr> <td>大学6卒</td> <td>1級5号給</td> </tr> </table>	職 種	学 歴 免 許	初 任 給	医師、歯科医師	博士課程修了	1級29号給	大学6卒	1級5号給	<p><u>（昇給しない医師等）</u></p> <p>第9条 57歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する医師等は、<u>昇給しない。ただし、当該医師等で勤務成績が特に良好であるものについては、昇給させることができる。</u></p> <p>別表第4（第6条関係） 医師職給料表初任給基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>職 種</th> <th>学 歴 免 許</th> <th>初 任 給</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">医師等</td> <td>博士課程修了</td> <td>1級9号給</td> </tr> <tr> <td>新大6卒</td> <td>1級3号給</td> </tr> </table>	職 種	学 歴 免 許	初 任 給	医師等	博士課程修了	1級9号給	新大6卒	1級3号給
職 種	学 歴 免 許	初 任 給															
医師、歯科医師	博士課程修了	1級29号給															
	大学6卒	1級5号給															
職 種	学 歴 免 許	初 任 給															
医師等	博士課程修了	1級9号給															
	新大6卒	1級3号給															

の誤り。

5 ページの

「第3条 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。
別表第4を削る。」

は、

「第3条 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を次のように改正する。
別表第5を削る。」

の誤り。